昭和51年度～

消防秋田

定価 1部 20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人 保坂悌之助
印刷所 能代市上町3の1
有限会社 北羽出版社
電話 (4)3158

消防団員の退職報償金

10〜50パーセント引上げ

消防団員が退職した場合支給される報償金の増額について検討されていたがこの程消防庁から発表された。

給付内容は次のとおりで新年度の四月から実施される見込みである。（　）円は従前の支給額、

（単位　円）

階級	勤務年数				
	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	60,000 (50,000)	100,000 (80,000)	150,000 (120,000)	220,000 (160,000)	300,000 (200,000)
副団長	55,000 (45,000)	85,000 (70,000)	130,000 (100,000)	190,000 (140,000)	270,000 (180,000)
分団長及び副分団長	50,000 (40,000)	70,000 (60,000)	110,000 (90,000)	160,000 (120,000)	240,000 (160,000)
部長及び班長	45,000 (35,000)	65,000 (55,000)	100,000 (80,000)	140,000 (110,000)	210,000 (150,000)
団員	40,000 (30,000)	60,000 (50,000)	90,000 (75,000)	130,000 (100,000)	190,000 (140,000)

公務災害補償基礎額も

消防団員の公務災害補償の補償算定基礎額も約一〇パーセントが引上げられ、次のとおり（　）内は従前の額

○勤続十年未満
正副団長　六、二〇〇円（五、六〇〇円）
正副分団長五、二〇〇円（四、七〇〇円）
部長班長団員四、二〇〇円（三、八〇〇円）

○十年以上二十年未満
正副団長　六、七〇〇円（六、〇五〇円）
正副分団長五、七〇〇円（五、一五〇円）
部長班長団員四、七〇〇円（四、二五〇円）

○勤続二十年以上
正副団長　七、二〇〇円（六、五〇〇円）
正副分団長六、二〇〇円（五、六〇〇円）
部長班長団員五、三〇〇円（四、七〇〇円）

また、一般協力者の補償は
最高　六、五〇〇―七、二〇〇円
最低　三、八〇〇―四、二〇〇円
となった。

東北七県消防大会

五月二十日新潟県で

東北地区消防連絡協議会は、本年度新潟県の当番で五月二十日佐渡相川町で開催することに決定した旨、同県協会長から通知があった。

各県提案議題は二件以内、四月三十日まで提出する。

矢島地区消防団幹部研修会に出席して

前協会主事　立花吉雄

昨年十一月矢島地区の二町一村の消防団副分団長以上の幹部七〇名が会合し、同町公民館で第一回目の研修会が開催された。

先ず支部長代理として矢島町小番団長があいさつ、次いで茂木町長があいさつ、鳥海村高橋団長の講師紹介があり講議に入る。以下講議内容を参考まで次のとおり。

平素皆様のご協力をいただき、協会の事業も円滑に行われておりますことに心から感謝を申しあげます。

私は昭和四十四年四月十二日春の火災予防運動第二日目に小番団長さんのお招きで矢島町消防幹部研修会で火災防ぎよについて申し述べた事があります。

この度矢島地区三消防団の幹部研修会の第一回目と承って喜んで参りました。

光陰は矢の如しとかで消防の現職を去って十年になります。

その間社会の情勢の変化は著しく、消防を去った者にとっては、すべてでは追ついて行けない悩みがあります。

本日は難かしい話はやめまして、話をする者も聞く方も肩のこらない消防放談をこれから申し上げ、その中で皆様が何か一つでも参考になれば幸いと存じます。

又お気にさわるような点もあると思いますが、そこは消防人としてご用捨をお願い申し上げます。

先程高橋団長さんから講師紹介の中で、協会発行の消防秋田の記事の中に放水生として消防放談やその他いろいろな記事を発表していると申されましたので先づ第一番に

◎万年放水について

申し上げたいと思います。

明治二十二年消防組設置規則が公布されまして各市町村に消防組が設置されまして、そして階級は組頭、副組頭、小頭、副小頭、伍長、消防手の六階級が定められたのであります。

当時は消防手から幹部への昇進は夢物語りでありました。消防手のうち筒先をもって火災に進入して消し口をとるのが古参者であって新参者はその筒先を持つ事も出来なかったのであります。

俺は幹部にはならなくとも良い。筒先を持って適切な火点進入を行い消し口を取る名人になることを念願して頑張っていた者が多く、このような消防手を万年放水（まんねんはなしみず）といって幹部は揶揄していたのである。

然し揶揄した幹部もこの老功な腕前と感の鋭さには一目を置いていた。

何故ならば、火点には必ず急所というものがある。

この急所を早くつかむためには永年の経験を積み重ねた鋭い感あればこそ出来るのであります。

万一この進入路をあやまると延焼火災となります。

火災の勝敗は進入路によって決定するといっても過言ではないのであります。

そこで幹部が揶揄して付けた万年放水というのが愛称となって後世に残ったのであります。

さて火災現場で指揮する幹部として、出場した火災が理想通り行き会心の微笑を洩らすという事は、職業消防でも年に二、三回位のもので、あとは失敗の連続であります。

ここに火災防ぎよのむづかしさがあります。

幹部としては自己所有部隊にこの万年放水がどうしても必要であり、これこそ懐刀であります。

この懐刀があればこそ幹部としては成績が向上するのであります。

私も消防組に入って幹部になろうと考えた事はありません。せめてもこの万年放水にあやかりたいものと努力をしましたが、昭和十三年二月二十七日日支事変で負傷し遂に万年放水を断念し消防事務に専念することになりました。

私は万年放水にはなれず、せめてもペンネームを放水生として老骨に鞭うっている次第であります。

◎昭和49年秋田県の防災年報を見て

これは県の消防防災課で毎年発行し各市町村役場と消防本部に配布をしている。

この中で秋田県の49年の出火件数は553件損害11億8千5百万円死者20名となっています。又建物焼損棟数は627棟焼損面積44,280㎡林野焼損面積42,739アールで48年に比較して164件減少していることは、皆様と共にご同慶の至りに存じます。

損害額は物価推数の関係で1千5百万円増加して居ります。

この火災発生は春219件36.6%夏88件15.9%秋109件19.7%冬137件24.8%で春冬秋夏の順になり、したがいまして火災予防運動は春と晩秋に行われています。

次に人口1万人当りの出火件数は全県平均4.4件であり、これを消防圏別に見ますと男鹿地区7.9件で最高、次ぎが矢島地区4.4件で県平均並みである。市町村別では岩城町14.6件で最高でありますがその反面合川町、飯田川町、金浦町、十文字町、稲川町、皆瀬村の六町村が年間無火災であります。

火災の原因を見ますと油関係78件14%たばこ70件12%電気設備器具51件9%ガス関係48件8%火あそび40件7%の順になっています。

次に建物火災1件当りの焼失面積は、全国平均60㎡秋田県102㎡、全国で100㎡を越えているのは秋田県を含めて5県であります。

わが県は気象の関係その他消防設備の欠陥があるにせよ火災防ぎよについてはもっと研究が必要であります。これを県内消防圏別に見ますと

1、大館周辺地区二二二㎡
2、矢島地区一七五㎡
3、鷹巣阿仁地区一六八㎡
4、大曲仙北地区一四九㎡

少ないのは
能代地区　六一㎡
秋田市　六二㎡

であって、当矢島地区は火災発生率は少ないが一件当りの焼損面積が大きいので火災防ぎよの面では今後研究の必要があります。

矢島地区では火災件数11件でありその内訳は

矢島町5件で延焼火災2件
林野火災1件
由利町1件で延焼火災1件
鳥海村5件で延焼火災2件

であります。

協会の罹災互助金の庁から見ますと、罹災団数の8割が火元となって居り矢島町は1件で火元1件、由利町は1件で火元1件、鳥海村は1件で火元1件であります。

消防団員の火元1件づつあるという事は、まことに残念なことであります。

これにはいろいろ原因はあるにせよ、今後は絶対に火元になってはなりません。

これは火災予防運動を推進するために大きな支障をきたすことになります。

◎普通木造家屋の燃焼について

平常時の場合の火災となるまで

1分で障子ふすま瞬時炎上
3分で窓から火煙が出はじめる。
5分で要壁から火焔が出る。
この時点では初期消火が可能である。
6分で天井が全焼する。
7分―8分で羽目板の燃焼が盛んとなり室内の温度一、一〇〇度位
遅くもこの時点で消防隊の放水が開始されなければならない。
9分で羽目板全焼する。
10分で柱軸組となる。
14分で隣家発煙する。
15分で火元は焼けくずれる
18分で隣家発火

それでは火災が発生して8分という時間をどのようにするか計算して見ましょう。

覚知時間（火災発生から覚知するまで）二・五分
出動準備　〇・五分
走行時間（毎時四〇粁）一、五〇〇m　三・五分
放水準備（現場到着から放水まで）一・五分
計　八分

という事になります。勿論これは消防署部隊を例にしたのであります。

そこで皆さんの分団地域内で出火を想定して、帰られたら計算して見て下さい。

若し10分かかると仮定すれば火元は全焼であるから隣家に注水して延焼を防ぐ。

又15分かかるとすれば火元全焼隣家に延焼しているので上手に防ぎよして二棟全焼という事になる。

又応援する隣接分団はどうするかを研討して見て下さい。

これが平常時の場合でありまして、これに気象条件が悪るければ時間はまだまだ早くなることになる。

ことに異常気象の場合の風下分団は火点に出動せず風下一帯の飛火警戒と住民を督励して飛火警戒に全力を挙げる。

火元分団、風横、風上の分団は火点に出動して消火にあたるという計画が必要であります。

それでは最後に私の火災防ぎよの失敗談を二つ申しあげて参考に致します。

◎私の火災防ぎよ失敗談

1、昭和三十七年三月二十日午後〇時七分
秋田市浜田滝ノ元農業石田重治方より出火し住家七棟、非住家六棟全焼

(1)場所は高台に点在し四ブロックになっている。
(2)水利は20㎥一と腕用ポンプ用水利よりない。
(3)全市速消車総出場し水を運搬して消火に当る。
(4)住家、非住家茅葺屋根である。
(5)風下住民は風上の火事見物に行き飛火防止ができなく次々飛火した。

2、昭和四十一年一月十一日午前二時三十分
秋田市山王中学校全焼

(1)午前二時五十一分出動途上第二出場指令二時五十四分近火信号総出動指令、近接消防署応援要請等は速かに実施したが、平案消防分団は風下警備という事前命令で、この火災は西の風、風速10.7m最大風速20.4mで全部風下配備し飛火の消火と警戒に当ったのは良かったが、学校体育館は火点の風上にありプールもすぐそばにあるが柵のためプールには消防車進入不能、可撤式なら進入出来るのだが分団は風下配置のため体育館をみすみす焼失した失敗。然し風下飛火六ケ所は消し止め大火に至らなかった。

午後にはこの強風が禍して三沢市は大火となった。

◎むすび

火災予防と火災防ぎよは車の両輪でありまして、どちらも大切なことであります。

しかしいくら火災予防が徹底しても火災は無くならない。然も気象条件の悪い時に悪い事態が発生したときに、訓練された消防部隊がその力をいかんなく発揮して損害を最小限度に喰い止めるという事を念頭におきまして、今後のご精進に励げまれるよう申し上げ、拙ない講義を終ります。

余滴

T・H生

◎火災と交通事故

◆どんなことでも原因があって結果がある、良いことをすれば良い結果が、悪いことをすれば悪い結果がでる。これは因果応報で当然のこと、先般消防職員が酒を飲んで車を運転し事故を起して検挙されたと新聞に出ていたがまことに遺憾千万なことである。

◆酒酔い運転、無免許運転、速度違反を交通三悪といっている。これらは特に大事故につながるので取締りも厳重に行われている。交通事故は油断や過失によるものだがその殆んどは何らかの違反が伴っている。過って交通法令違反をしたという例は標識の見落しなど時にはあるが単を運転する者が過って酒を飲んだとか、速度違反をしたとか、無免許で運転したなどという例はない、すべてが故意であり作為犯なのである。その点火災は放火でない限り過失が油断から出ている。

◆「注意一秒、けが一生」とか「ちょっとの油断、大きな火災」といった標語がある。些細な過失や油断が大きな事故や大火にもなる、反対に大きな過失でも条件が良ければボヤで終る場合もあり得る。原因と結果は必ずしも正比例にはならない。安易な気持、油断、これ位ならという考えが危険この上もないことである。

◆火災は、発見から初期消火、通報、出動、水利、気象、防ぎよ等各種の条件によって大きく左右され、ボヤにも大火にもなる。昭和四十五年五月の白昼、秋田市南中学校に火災が発生したことがある。当時台風が北上中で市内はフェーン現象で烈風が吹き荒れており、しかも周囲は人家密集地帯、県庁の五階から黒煙と赤い焔が横なぐりの風に揺れているのがよく見える。誰しもこれは大火になると考えた。

◆秋田市消防は当時、警戒中でもあったが正に迅速果敢な出動で現[illegible]よも火点から風下の住家への延焼防止、機動力のみごとな連けいプレーが行われ、その結果悪条件を克服して一棟を焼失して鎮火させることができた。付近の住民は恐怖から免れ九死に一生を得た思いだったと思う。

◆このめざましい消防活動に対し直ちに知事から感謝状が贈られた。あの火災が拡大されたらどうなったろうか、やはり火災はおそろしい。空巣狙いや泥棒は小物は失敬して行くが、家まで盗んでゆけない。「幸せを明日につなぐ火の用心」そして「幸せを明日につなぐ交通安全」である。◆

災害救助の話

県消防防災課

県内で水害などの大きな災害が発生するたびに、新聞などに「この度の水害に対して災害救助法が適用される」などとよく報じられる。ではこの災害救助法とはどういうものか、またどういう場合に適用されるか、救助の種類はどうか―その概要を説明して御参考に供します。

災害救助法は昭和二十二年十月十八日公布施行されたが、これは災害救助についての全くの新制定の法律ではなく、明治四年には太政官達で「窮民一時救助規則」がだされている。その後、明治十三年に罹災窮民救済を盛り込んだ「備荒儲蓄法」にまた、明治三十二年七月一日から「罹災救助基金法」に改められ、これが昭和二十二年まで施行された経過がある。そこで、災害救助法を説明する前に、これら窮民一時救助規則からその概要を述べてみます。

一、窮民一時救助規則

水火風震の難に逢ったり災者で目下窮さに苦しみ食糧の乏しい者に対しては十五日を限度として一人一日当り玄米の場合は男三合、女二合、麦の場合は男六合、女四合、雑穀の場合は男九合、女六合、ただし七十才以上十五才以下の者は女の場合と同様の扱いをして支給するというもの。

自力で小屋掛けを営むことが不可能な者に対しては、一戸当り三円ないし五円を五ヵ年年賦で貸渡す。

農具代等についても、一戸当り十円を限度として五ヵ年年賦で貸渡す。

災害が広域に亘り目下困窮している者に対しては、災害の状況により、十日以内の炊出し米の給与、一時的仮小屋掛けの営み、炊出しを実施するほか、夫食米(徴発された人夫に対する食糧米)の貸渡し、耕牛馬の代価の貸渡し等を実施することとなっていた。

二、備荒儲蓄法

非常の凶慌、不慮の災害を被り困窮している者には食糧、小屋掛料、農具及び種穀料を給し、また、罹災のため地租の納入不能の者は租額を補助または貸与するもので、救助の方法としては、種穀料の給与は一戸当り二十円等の支給基準があった。

このための備荒儲蓄金は国と府県で備蓄し、国庫儲蓄金は府県に補助することとしていた。

本県では、明治二十七年十月二十二日の酒田付近を中心とする大地震に際して救助費二万七千円、同じく二十九年八月三十一日に発生した六郷地震には救助費十四万四千円を支出している記録がある。

三、罹災救助基本法

明治二十三年以降大規模な風水害が相次いで発生し、国の儲蓄金がほとんど支出し尽くしたことと、府県の基金をなるべく独立させる必要から、本法が明治三十二年七月一日から施行された。

各府県は五十万円を備蓄することになり、この基金は府県の全部または一部にわたる災害による罹災者を救助するか、または罹災の程度が一定基準に達しない場合であっても多数の人が同一の災害で被害をうけた時に支出される。

この基金の支出費目は十項目に限られ、かつ現物給与を原則とするもので、その限度額はすべて地方の実情に応じ地方長官(知事)が規定することとなっていた。

本県では、罹災救助基金法を適用して救助する場合の基準は、人家集団の地において罹災戸数三十戸以上又は全戸数の三分の一以上となっているが、救助限度額は物価の変動により移り変わりがあったものと思われるが、この法律の最終期の昭和二十二年六月における本県の救助費限度額は次のとおりであった。

(一)避難所費―災害後五日以内実費
(二)食糧費＝(一人一日)炊出し五日以内、配給基準量により二十日間分以内
(三)被服費＝冬期綿入一枚六円以内、春秋期袷一枚三円以内、夏期単衣一枚二円以内
(四)治療費＝災害後五日以内実費
(五)埋葬費＝(一人に付)十五才以上十円以内、十五才未満七円以内
(六)小屋掛費＝一戸三人まで十六円以内、一人増ごと三円追加、但し罹災当時借家又は同居の者には給与せず(七才未満除く)
(七)就業費＝(一人に付)資料一戸七円以内、器具代一戸七十五円以内
(八)学用品費＝(一人に付)五円以内
(九)運搬用具費＝実費
(十)人夫賃＝実費

明治、大正、昭和の三代にわたって非常災害時における唯一の救済制度として幾多の被災者を救助してきたこの罹災救助基金法も物価の上昇特に第二次大戦後においては、著るしい物価騰貴により従来の基金のみでは所要救助費の一部を賄い得るに過ぎず、大部分は県の一般会計や国庫補助によって支弁されなければならないのが実情であった。

四、災害救助法

罹災救助基金法にかわる強力な被災救助に関する法律の制定が要望されたので厚生省を中心に検討され昭和二十二年十月十八日法律第百十八号として公布施行されたのが現行の災害救助法である。

本法の概要は、災害時における応急救助について規定したもので、食料品その他生活必需品の欠乏、住宅のそう失、傷病等になやむ被災者に対する応急的、一時的な救助であって、罹災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。また本法による救助は、国の責任において行われ、都道府県知事が国の機関として代って救助の実施にあたるものである。その適用基準は、罹災市町村の人口に応じ一定以上の住家の滅失した世帯の数によって定められている。

例えば、市町村単位の地域的な災害の場合は、五千人以上一万五千人未満の町村は四十世帯以上、一万五千人以上三万人未満の町村は五十世帯以上の住家の滅失の場合に適用される。

また県内の総被害世帯数が、一千五百以上に達したときは、一市町村の被災世帯数は前述の地域的市町村個々の被害の2分の1に相当する住家の滅失、すなわち五千人以上一万五千人未満の町村では二十世帯以上、一万五千人以上三万人未満の町村は二十五世帯以上の住家が滅失した場合に適用されるほか、災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護が著しく困難な特別の事情がある場合にも適用されることがある。

救助の種類、内容、限度等の基準は、昭和二十二年以来、社会経済の変化に伴い、数回にわたり改正されたが、現在は次のとおりである。なお、災害救助法を適用された本県での災害は火災二十回、水害九回、雪災一回で、救助費の総額は一億一千百十三万円に達している。(二十四年二月二十日能代市の大火を除く)

(一)避難所の設置＝既存建物利用(一人一日)三十円以内、冬期加算二円以内
(二)応急仮設住宅の貸与＝一戸当り五十四万八千円以内、広さは二十三、一平方メートルを基準とする。
(三)食品と飲料水の給与＝主食、副食、燃料費一人一日三百五十五円以内、および飲料水の供給に要した実費
(四)生活必需品の給与＝被服、寝具その他日用品等のそう失又はき損した者に対し現物給与をする限度額は被害の程度、世帯構成および季節により異なるが夏季五人世帯で全壊の場合二万四千四百円以内、半壊の場合九千六百円以内
(五)医療、助産＝医療の内容は診療、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容、看護で、助産は分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料の支給等に要した実費
(六)被災者の救出＝災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費の実費
(七)住宅の応急修理の融資＝住家の半壊又は半焼し、みずからの資力では応急修理をすることができない者で、日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う。一世帯当り十三万一千百円以内
(八)学用品の給与＝災害のため学用品をそう失又はき損し、就学工支障のある児童生徒に教科書、文房具及び通学用品を現物給与する。限度は一人当り児童二千百六十円以内、生徒二千三百三十円以内
(九)埋葬＝災害により死亡した者の埋葬を実施する者に、なるべく現物をもって支給する。限度は一人当り大人三万三千円、小人二万六千四百円以内
(十)死体の捜索、処理＝死体捜索のために使用した機械器具の借上費、修繕費及び燃料費は実費とする。又死体処理は洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用として一体当り千六百円以内、死体の一時保存のため既存建物の借上費の実費、既存建物を利用できない場合は一体当り五千円以内
(十一)障害物の除去＝災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著るしく支障を及ぼす状態にあって、みずからの資力をもってはその障害物を除去することができない者に対して、除去に必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫賃等とし、その限度は一世帯当り三万六千円以内

以上、災害救助の概要について述べましたが、その内容は極めて複雑であるため説明不足のあったことを付記します。

なお、災害救助法の適用するような災害のないことを祈るのみであります。

(森田参事)

白衣の闘魂 (6)

放 水 生

◎傷痍軍人花巻療養所(2)

二週間を過ぎて松葉杖で歩行するようになった。

花巻青年学校女子部有志の慰問団が来た。全員娯楽室集合とマイクで呼び出しである。

この女生徒達が高らかに歌う。

国民進軍の歌

一、この陽この空この光
アジヤは明けるおごそかに
燃える希望の一億が
いま踏みしめる第一歩
傷痍の勇士背に負うて
使命にこぞる進軍だ

二、その血その肉その生命
国に捧げた忠魂に
尽きぬ感謝の一億が
ほまれの遺族守り立てて
いま足音も高々と
理想つらぬく進軍だ

やがて師走も近づくが、この年は木炭は切符制となりぜいたく品は一切禁止、医療品、薬品も資材難となって行ったが、人的資源のため、生めよ殖せよと大宣伝となりこの年に生まれた子供には郵便貯金通帳に十銭が記入されて贈られた。

家からの便りに十二月七日長女が生れた。名前を至急知らせよとの連絡である。

本年は紀元二六〇〇年であるから、紀子と名付けた。

毎日の治療で臀部の破片も除々に神経から離れて痛みも少くなってきた。

昭和十五年も残すところ二日となり、除夜の鐘を花巻療養所で聞くことになった。

明くれば元日である。年賀郵便が配達された。

その中に台温泉中島きぬ子、佐藤イソ子連命の年賀状が入っていた。

その追記に

熊さんお元気、一向お逢い致しませんで、さびしいわ
台にいらしても、どこへ行くのやら、気の向いたときはお立寄り下さい。
女子青年団の集会毎に熊さんの話でもちきりです。
どうぞ本年も元気で療の皆様にもよろしく。

◎事故発生

ところがこの元日の良き日に一大事が起きたのである。この台温泉女子青年団から所長宛に封書が届いたという。所長は元日でもあるので年賀状だろうと一番早く封を切って驚いた。

寮生二人が台温泉の酌婦とねんごろになっている。

この二人をなんとか処罰して下さいと書いてあるという。

この二人はわが秋田県のしかも二人とも独身である。寮長と私が所長室に呼び出された。

私は秋田県の代表者をしていた。

所長はご気嫌斜めである。この二人を事故退所を命ずるという。

今日は元日で午後から皆と一緒に正月祝いをやる計画であったという。

私は所長に嘆願した。所長はそれでは本日午後三時まで調査の上報告せよという達しであった。

寮長は私は外出を願い出て台温泉に向ったのである。

若き二人は無断外出して破目をはずして、どうせ事故退所は覚悟の前と、たんかを切っていた。

恋は正に盲目である。この若き二人に若き酌婦二人、いずれも夫婦になるから離れられないという。

若き男女の気持は充分にわかるが、今一番大事な時である。今事故退所の処罰を受ければ、今後陸軍病院でも、療養所でも治療が出来なくのみならず、秋田県の傷痍軍人は、もの笑いとなる。どうか健康が第一、健康になった暁には夫婦になるのも良いではないかと納得させ寮に連れて来て、いろいろ注意をし始末書を作製捺印の上所長の下に提出し、重ねてお願いしたのである。

所長は寮長と私に免じて許して呉れ、午後四時から食堂で予定通り正月を祝い今日の出来事を洗い流した一幕もあった。

女の一念は恐しいものだ。台温泉女子青年団員の中にこの二人は独身であることを知り慰問の度びにモーションをかけていたが、彼等二人はこの女性の厚意を振り切り酌婦の情にほだされ末は必ず結婚すると誓いあったという。

その事を知った女子青年団幹部から元日早々所長に投書という事になった。

なんだか私に来た年賀状にも謎のような事が書かれてある。

◎療養生活終る

さて一月十一日午後三時から花巻温泉郷土芸術鹿踊り保存会が慰問に来た。

稗貫郡湯本村鹿踊讃歌

一番庭歌

参り来てこの御庭を
見申せば
四方四角の柳の御庭御庭
我等こそ奥山育ちの
鹿なれば
なにはの諸なんも
ごめんなり〳〵
まわれまわれや水車大崎
まわれせきとまるな〳〵

立歌 省略
こけれこ省略
案山子踊省略

二月に入りいよいよ体も良好となり一ケ年延びた退所の日も近づく。

療養生活最後の演芸会を職員合同で二月十一日紀元節に行う事に決定し、又も計画委員長に選ばれ、毎夜練習した。訓練は消防ばかり必要なものではない。一週間の訓練で上達がはっきりした。

早速花巻温泉芸妓連、台温泉女子青年団、花巻女子青年学校に招待状を送った。

さて一周年記念の演芸に熊さんの花嫁で大当りした熊さん劇を今一度という申し入れがあり第一部に熊さんの兵隊二幕を入れた。一幕は新兵の巻、二幕戦場の巻、第二部は菊池寛原作「父帰る」五十分の演出

配役は

父 宗太郎 織田光生
母 お高 放水生
兄 賢一郎 長尾属官
弟 新二郎 坂野寮長
妹 お種 工藤看護婦

天光軒満月の「父帰る」の浪花節を大川田月光が担当し拍手喝采が娯楽室にこだまして劇は終った。

さてこの花巻療養所と別れも近くなった。何か思い出にと、花巻療養所療歌を作詞して記念とした。

花巻療養所療歌

1、桓武の昔将軍が
拓きし鬼に築きたる
傷痍を養う療養所
いざや鍛えん傷勇士

2、畏きかなや宮[illegible]の
賜えし草花の中庭に
再起を誓う朝夕に
いざや励まん傷勇士

3、五訓を守り身を錬りて
固い覚悟の一億の
第一線に先き立ちて
いざや進まん傷勇士

二月十五日所員に別れをつげ療生全員は花巻電車駅に見送りを行い、別れた。

さて十二月八日花巻療養所開所記念日には私は三年間招待を受けて一月治療を行ったが、その後許される機会もなく現在はどうなっているか知るよしもない。

◎帰 郷

昭和十六年三月二十七日これぞという功績もない私が班長を命ぜられ月俸五拾壱円を給す。庶務兼会計係を命ずる。の辞令を受けた。

そして火災発生時には残留勤務し事務処理にあたる事になったが、反面この年は私の家庭にとって最悪の年になった。

弟、母、妻と次々薬石の効なく死亡し一年に三回の葬儀を行い、家庭は暗黒と化していった。

やがて十二月八日は大東亜戦争の宣戦布告が行われ戦時体制に入って行く。

乳児の長女は義妹に養育を頼み、ここで死んでなるものかと闘魂を燃やし続けた。その甲斐あってか十二月義妹が後添えとして入り一家にようやく光がともされた。私も三十二才であった年も一廻り離れている愚妻に励まされて職場に闘魂をかたむけた。

◇人事消息◇

秋田県消防協会
主事 立花 吉雄
依願退職
(三月三十一日付)

立花氏は、昭和四十一年五月秋田消防署長を退職後、同年八月協会主事に任命。約十年間協会罹災互助会と「消防秋田」の編集事務を担当、消防放談、白衣の斗魂など連載し好評を博した。今般病気療養のため退職した。

定価 1部 20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人 保坂悌之助
印刷所 能代市上町3の1
有限会社 北羽出版社
電話 ④3158

消防団員教養研修 実施要領案まとまる

去る四月十七日、県消防防災課、消防学校、消防協会事務局合同会議を開いて、本年度実施予定の消防団幹部及び団員の巡回教養研修の実施要領案を検討し、この案を基に、近く開催する県消防協会理事会、及び代議会に提出し、本決りとなる。実施要領次のとおり。

一、目的

近年における都市化の進行、生活環境の変化に伴い特殊建築物、危険物施設等が増加し、火災その他の災害も態様が変化し、潜在的な発生の危険は極めて増大しており、これに対応した消防人の養成が喫緊の課題となっている。

しかし、一般社会人で構成する消防団員については体系的な教育、訓練を受ける機会に恵まれないのが実情にある。

このため次の要領により消防団員の教養研修を実施して資質の向上をはかる。

二、事業主体

秋田県消防協会、及び市町村

三、研修区分及び対象

(一)幹部教養

班長以上の消防団員

(二)一般教養

消防団員とする

四、研修科目及び時間数

研修一回における時間は概ね六時間とする。

(一)幹部教養科目

1、幹部としての心構え
2、消防組織制度
3、消防団活動
4、現場指揮
5、訓練礼式

(二)一般教養科目

1、消防組織制度と団員の心構え
2、火災予防と査察要領
3、火災防ぎょ（特殊建物、危険物施設、林野火災）
4、防災活動
5、訓練礼式

五、講義担当者

1、県消防防災課職員
2、県消防学校職員
3、消防本部、消防署職員
4、消防団幹部
5、その他学識経験者

六、期日及び実施範囲

概ね次を基準として、消防協会各支部又は市町村において計画するものとする。

(一)幹部教養

1、対象と実施単位

消防協会支部、分会を単位。

各市町村又は二以上の市町村単位。

参加団数 七〇団。

参加予定人員六〇〇人。

2、実施の時期

本年八月中。

(二)一般教養

1、対象と実施単位

実施単位は幹部教養に準ずる。

参加団数 七〇団

参加予定人員 七、四〇〇人

合計 八、〇〇〇人

2、実施の時期

本年八、九月中

七、実施場所

消防協会支部又は市町村において定める場所とする。

八、経費

所要経費としてテキスト代等として県が二〇〇万円を助成する。

◎幹部教養日程案

鹿角支部八月十七日（火）五団、三五名
大館北秋支部八月十八日（水）八団 七〇名
能代山本支部八月十九日（木）八団 五〇名
男鹿南秋支部八月二十日（金）九団 五五名
秋田市支部七月二十七日（火）一団 三五名
河辺支部八月二十三日（月）二団 三〇名
本荘由利支部八月二十四日（火）九団 八五名
大曲仙北支部八月二十五日（水）十四団 九〇名
横手平鹿支部八月二十六日（木）八団 九〇名
湯沢雄勝支部八月二十七日（金）六団 六〇名

と一応のメドにしたが一般教養日程は別に検討する。

本年度教養訓練計画 県消防学校

県消防学校では、新年度からの消防職員及び団員の教育訓練計画を次のとおり策定し一部実施している。

◎消防職団員の初任教育

一、教習科

1、消防職員課程

○第二十七期
四月第二週―七月第三週（一〇九日間）

○第二十八期
八月第一週―十一月第三週（一〇九日間）

2、消防団員課程

○第二十八期
十二月第二週（四日間）

○第二十九期
一月（以下一月―三月のものは昭和五十二年の一月―三月）第三週（四日間）

○第三十期
二月第二週（四日間）

◎専科教育

1、警防科

○第六期（消防職員）
二月第一週（六日間）

2、予防科

○第十二期（消防職員）
二月第三週（六日間）

3、原因調査科

○第八期（消防職員）
十二月第三週（六日間）

4、機関科（職員団員共）

○ポンプ車整備課程
第十六期三月第一週（六日間）

○小型動力整備課程
第四十三、四、五期
三月第二、三、四週（各四日間）

5、救急科（消防職員）

第八期二月第四週（六日間）

◎幹部教育（消防団）

1、幹部科（班長以上）

第二十期十二月第一週
第二十一期一月第四週（各四日間）

なお、入校中の所要経費の一人当り見積額は概ね次のとおりとなっている。

◎教習期間と見積額

○一〇九日間のもの 九〇、〇〇〇円
○六日間のもの 六、〇〇〇円
○四日間のもの 四、五〇〇円

但し、消防団幹部科及び団員初任科程については、各三、五〇〇円。

消防関係 人事異動

秋田県、秋田市の消防関係者の年度末異動で次のように発令された。

回県関係

○民生部次長 岸 金作
仙北総務事務所長

○消防防災課 参事（警視）二田晃四郎
県警本部保安課長

○消防防災課課長補佐（警視）中村 恭蔵
消防防災課参事

○県警本部警備第二課（警視）佐藤 正
消防防災課課長補佐

○老人福祉課 主査 宮嶋長一郎
消防防災課課長補佐

○消防防災課 主査 古田 直弥
消防防災課課長補佐

庶務係長 加賀谷悦郎
消防防災課主査

○消防防災課 防災主任 大森 峰彦
山本福祉事務所係長

回秋田市関係

○秋田市消防長 次長 越後谷忠光
秋田市消防本部

警防係長 近藤 政義
秋田市消防本部警防課長

○秋田市土崎消防署 署長 高橋 辰治
秋田消防署長

○秋田消防署 次席 杉本 秀夫
土崎消防署長

○秋田消防署 消防司令 中山 富治
秋田消防署次席

○秋田市消防長 中山 正一
○秋田消防署長 堀井多治郎

各依願退職（三月三十一日付）

消防団員福祉共済 加入者が増加

消防団員の福祉共済制度に対する加入者が全国的に増加しているが、本県の場合四月末現在で、加入申請中の二団を含めて加入消防団数が十七団、団員数にして四、五四五人と増加している。

またこれまで弔慰見舞金等の支給をうけた者は

①死亡弔慰金 八名
②入院見舞金 三名
③傷害見舞金 一名

の計十二名で弔慰金等の合計額二四三万九千円となっており、一部の団では掛金総額より多い弔慰金等を受給しているところもある。

加入消防団及び団員数は次のとおり。

①能代市消防団 六四一人
②八竜町消防団 一六五人
③大内町消防団 二一六人
④藤里町消防団 一二九人
⑤上小阿仁村消防団 一五八人
⑥阿仁町消防団 二八三人
⑦仙南村消防団 二一六人
⑧山本町消防団 二二二人
⑨鷹巣町消防団 三八七人
⑩琴丘町消防団 一三六人
⑪森吉町消防団 二七三人
⑫合川町消防団 二〇〇人
⑬大館市消防団 六二八人
⑭八森町消防団 一七四人
⑮角館町消防団 三四〇人
⑯峰浜村消防団 一八五人
⑰田代町消防団 一八八人

合計 十七団 四五四五人

となっており、各消防団全員加入をお願いしたい。

消防団と地域住民

峰浜村消防団
団員 福士 敬丸

私はこの度、秋田県消防学校に第二十七期生として教習科を修了しました。四日間消防活動での任務遂行や役割り等について研修しました。消防活動とその目的は、火災を未然に防止し、発生した場合は初期消火することにより公共の危険を排除して国民の生命財産を保護すると共に、水火災または地震等による災害の防除及び被害の軽減に努めることが消防団の任務であることを再確認しました。

今度の教習を終えて従来からの活動方針が変ってきたことに私はふと気づきました。現代の産業経済の進化に伴って消防施設の充実向上にもかかわらず火災件数は多少減少はしているが今だに後はたちません。

その原因は私はこう思っています。私達消防団は今まで消火活動に重点がおかれ予防活動は防火週間期間だけにしかなかったように思われます。無火災初期消火に活動するためには消防団と地域住民の積極的な協力を得て火災予防対策についての活動の輪をつくることが最も効果あるのではないかと思います。

今までの火災のあとをたどってみると火事の場合火元の人が世間に恥じると思い消防署や町村役場に早期通報せず単独で消火にあたって火災を拡大し遂いに悲劇的な宿命を味うのではないかと思います。

消防団と地域住民が一体となり予防対策の輪をつくったとしたらこのような悲惨なことが少いと思われるし未然に防ぐことができると思います。今後火災発生時には即時通報し、近所に呼びかけ消火協力を求めることが大切であります。

こうした地域の緊密な連けいの輪をつくることが無火災、豊かな家庭づくりにつながると思います。

地域住民の皆さん暖くなるにつれて火災の季節になります。無火災で豊かな町に村にするため皆さんの文化生活を営む台所、風呂場その他の火気の使用する箇所の火の始末には充分気を配り無火災のためにご協力下さい。

本年度防火標語決定

自治省消防庁と日本損保協では全国から防火標語を募集していたが、この程応募者三万八千余人の中から審査の結果次のとおり入選、佳作が決定し本年度全国統一標語として使用されることになった。

◎入選

○火災は人災 防ぐはあなた！
兵庫県 畑中 信弘

◎佳作

○これでよし!! 声に出します火のチェック
熊本県 姫野 章子

○火の始末 エプロン とる前 もう一度
鹿児島県 竹添 ナツ

○初期消火 誰にも できる 水一ぱい
静岡県 斎藤 広吉

○火遊びを させない 親の よいしつけ
和歌山県 小藪 清吉

○習慣の 中で 教える よい防火
千葉県 宮野 俊洋

○めいめいが 自分に 出来る 火の注意
東京都 柴崎 妙子

○ともかくも この火を 消して 電話口
三重県 正木 寿夫

○寝たばこは あなたの 夢を 灰にする
新潟県 福井紀久美

○万いちに そなえて 確認 避難口
滋賀県 本田 秀雄

○あのサイン 火の 不始末を しかる声
石川県 一条 優

余滴 T・H生

◎指揮官

◆日本の旧軍隊に作戦要務令というものがあって作戦や戦斗における各級軍人の基本的な心構え、遵守事項のようなものを定めていた。その中に指揮官として心構えの項目ある。抜すいして紹介すると次のとおりになっている。

◆指揮官ハ軍隊指揮ノ中枢ニシテ、又、団結ノ核心ナリ故ニ常時熾烈ナル責任観念及ビ強固ナル意志を持ッテ、ソノ職責ヲ遂行スルト共ニ高邁ナル徳性ヲ備ヘ、部下ト苦楽を倶ニシ率先躬行、軍隊ノ儀表トシ、ソノ尊信ヲウケ剣電弾雨ノ間ニ立チ、勇猛沈着、部下ヲシテ仰ギテ富嶽ノ重キヲ感ゼシメザルベシ――◆重大ナル事態ニ直面シ、為サザルト、遅疑スルコトハ指揮官ノ最モ戒シムベキドコロトス、コノ両者ハ軍隊ヲ危殆ニ陥ランムルコト、ソノ方法ヲ誤ルヨリモ更ニ甚シキモノアレバナリ――◆指揮官の条件として大略して三つを挙げている。

一、常に旺盛なる責任感を持つこと。

二、常に冷静沈着にして決断力に富むこと。

三、常に部下と苦楽を倶にする人格者であること。

等を求めている。

因みに軍隊という字句を消防と読みかえてみればどうだろうか。

◆特に緊急重大な事態に直面した場合、指揮官が決断にためらうことを厳に戒め、また、敵に対しあることを為すべきか、為さざるべきかの判断に迫られたときは常に積極的に実行に移すことを要求している。実行して例えそれが失敗したとしても実行しないよりは、はるかに良い。としているところが意味が深い。

◆多数の部下を適切な指揮の下に手足のように動かすことは仲々難しいし、状況の把握とそれに対する瞬時の決断、やり直しのきかない火災現場の指揮は訓練と違って難しいものである◆

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

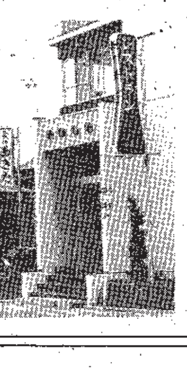

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）￥2,300
2人室（バス、トイレ付）￥4,600
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）￥2,000
2人室（バス、トイレ付）￥3,500

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

秋田県消防の沿革(1)
―藩政時代から近代まで―

秋田県消防の生いたちを系統的に記述した文書は仲々発見されない。いろいろな古い記録から継片的に拾ってみたが漢文調の用語が多く難解な部分が多い。曲りなりにも今流文にして記してみて消防の歴史の参考にしたい。( )内数字は西歴年。

◎藩 政 時 代

寛永十七年（一六四〇）
矢島藩に御徒士役の中に火廻り役を置き、町方住民から二十五人位を火消方を命じて消防を置く。
この頃、久保田城では御相手審（殿様側近）の中から火消役を命じ、三名を火消役頭取（団長格）として置きその下に、同心、下人を百八十人、水手人足三十人を任命して配置した。

寛文八年三月（一六六八）
久保田城では、町内に水桶の備付けを命じ、その数の割合は一軒家については二ツ半、在家（郊外）は一つ、番所には六つとした。

寛文十年二月（一六七〇）
久保田の庄屋十二人の管轄区毎に火事の際の馳付け人足各十人を常置させた。四月には火事場にノボリ、提灯の持参することを禁止した。

寛文十一年十月（一六七一）
久保田では火の用心のため暮六つから明六つまで柏子木を打つ町内巡回することを決めた。

延宝元年三月（一六七三）
壱騎衆（騎馬巡視隊）三十六人を火事廻番として任命した。
同二年に久保田城下の通りを巾五間、横小路三間に拡げ区画直しをした。

延宝三年十一月（一六七五）
火事場において火も消さず、顔を包み不審な者は補えて奉行所に差出す。
また、火事を出し町内があやうくみえたときは、誰の家なりとも、一つ二つはつぶしてもよし、火事が止んだときは、町内でその家を建て渡しすることをきめた。
但し、公儀の火消衆が家をつぶした場合は一切かまいなし、ときめた。
（注、勝手な破壊消防であったもの）

延宝八年（一六八〇）
久保田上肴町に火事用の大うちわ一組に二本、五組に十本を下渡しされた。

天和元年十月（一六八一）
上肴町に火の用心のため水桶四三個を町内で買い調えた。

元禄七年七月（一六九四）
久保田の城内火消組が始めて城下町の火災にも出場することとした。但し出場範囲は牛島村、泉村までに限られた。

元禄九年（一六九六）
久保田藩の火消制度を改め、水汲み、水揚げ、水掛けの各組をおき指揮者を任命し、町方の人足指揮者と分担をきめた。

元禄十四年（一七〇一）
久保田の城内火消組出場区域を牛島家続、川口籾蔵、毘沙門村、鉄砲町、八丁、泉村、蛇野村、大沢村、田中村、楢山新屋敷限りなどとした。

正徳元年五月（一七一一）
この頃久保田に放火事件相次ぎ覚書きが出された
①徘徊して放火するような紛らわしい者は直ちに召捕ること。
②昼夜とも顔をかくして歩く者は吟味してよい。
③各町内は申合せて火の用心を専一にせよ。

享保三年八月（一七一八）
幕府公儀より各領内において百軒以上焼失の火災の際は届出ることを指示された。

享保十四年（一七二九）
藩主から村々に対し掟書が出された。
①人々は昼夜の別なく家の中の火に気をつけること。
②夜廻りは村中を油断なく見廻ること。夜廻り番は男に限ること。
③隣り村の火事でも火の手が見えたときは夜番は大声で村中にすみやかに知らせること。
④盗人には十分気を配り発見次第引捕えること
⑤近ごろ放火をしてその騒ぎに乗じて盗みをする者があるから特に入念に夜廻りすること。

元文三年（一七三八）
久保田川尻村銅銭座敷地内に火の見やぐら四基を建てる、その高さ五十尺とした。
同年、久保田の火消体制を改革した。
①久保田を上下二つに分け一組十人の廻り番を常置し、巡回警戒をすること。
②町の急火には金タライを鳴らし、町以外は柏子木を鳴らし町内に知らせること。
③各家は井戸に標識を付け、ツルベを備え、梯子を町内毎に置き、高さ三尺――三尺五寸、径三尺位の水桶けを準備すること。

宝暦九年（一七五九）
久保田藩の大番、大小姓、小姓のうち禄高七十石以上の者を昼夜廻り番として出火の節は、当番の者が馳付吟味をすること、物頭二十三組に足軽八百人を配下に付け、外町の火防の役を担任させた。

宝暦十二年五月（一七六二）
久保戸藩一騒衆の火元えの一騎馳けを禁じた（誓願寺材木小屋出火の折、一騎馳けが途中で町人を傷つけたため）

明和三年四月（一七六七）
久保田藩では火消道具の吟味をした。（消火器具の総点検、検査）

◎本稿資料
消防防災課 森田参事

白衣の闘魂（完）
放 水 生

◎まんねんはなしみず（万年放水）
どこの役所や職場でも同じこと、大いに勉強し努力して人より早く幹部になろうと励む者。
又俺は偉くはならない一生このままで離儀する必要はないとチャッカリあきらめている者とある。
消防とても同じ事、幹部になるためには昇進試験を受けなくてはならない。
日夜をいとわず精進をつづけ、毎日苦労の連続である。
昔の消防は幹部になるより筒先を持って火点に進入して消し口を取る名人になることを念願している者が多かった。
このような消防手（消防士）を万年放水（まんねんはなしみず）といって揶揄していた。
然し揶揄した幹部も、その老功な腕前と感の鋭さには一目をおいて、万年放水という愛称として後世に残した。
私も消防に昭和八年に入ってこの万年放水にあやかりたいと、いろいろ努力はしたが、昭和十三年二月二十七日の負傷で遂に万年放水を断念し事務に専念することになった。
さて火災現場で指揮する幹部として出場する火災が理想通り行き会心の微笑を洩らす事は、職業消防としても年に二、三回位のもので、あとは失敗の連続である。
この失敗をなくするため幹部としては自己所有部隊に万年放水がどうしても懐刀となる。
この懐刀があればこそ、幹部としての成績が向上するのである。

◎終戦を迎えて
昭和二十年八月遂に終戦を迎え、進駐軍の手で消防は警察の指揮下から離れ自治体の下に活動することになり、昭和二十二年十二月二十三日消防組織法が公布され二十三年三月七日から施行することになった。
秋田市においても消防本部設置という事になり、これに対し職員も試験制度となり、現職にある者が全部試験が実施され、三月七日発足まで、それぞれの階級が与えられた。
私は幸運にも消防司令の階級と消防本部兼秋田消防署庶務係長を命ぜられた。

◎消防講習所入所
昭和二十四年四月消防講習所（現消防大学校）指導者養成科第二期生として三ケ月の受講を命ぜられて入校したのであるが、当時の世相は食糧難の時代でGHQから学生に対し麦粉が特別配給されたものである。
学校は木造平家建旧逓信省中央航空研究所の建物を使用しGHQの監視の下に消防一筋の教養が初まったのである。
全国からこの三期生として入校した者四八名
最初の一ケ月間は物理と化学が毎日である。
教官は消防研究所の若き技官である。
学生の三分の二は四十才以上の高齢者が多く、しかも物理と化学は一週一回づつの試験が行われた。
この試験の成績は卒業時厳封されて所属長に持参するのである。したがって試験は全く真剣勝負である。
H_2Oをおぼえるのに、梯子が二つに、だんごが一つという具合におぼえたのも第三期生の知恵である。
その合い間を見て校外の草取清掃が行われ、第三期生は、これを草取講習と命名した。
大体第三期といえば梅毒では鼻が欠けてくる症状である。
草取講習と開拓と食糧難を乗り越え、やがて難しい物理と化学も終え二ケ月目から法規その他実務に入りやや楽になった。
三ケ月目に入ると消防実務となり、いよいよ楽になる。当時は酒なんて市販していない。粕取焼酎が毎晩の楽しみとなり、酔が廻るにつれ寮中庭で月光をあびながら炭坑節踊りの訓練が初る。結極炭坑節踊りは全員免許皆伝となって、これをみやげに、それぞれ任地に帰った。
帰秋後市役所に講習終了の挨拶廻りをしたら、佐藤第一助役はご苦労であった今晩脛衣抜きを行うから消防長と夕刻秋田倶楽部にこいと招待された。
当時炭坑節の踊りは川反芸妓がようよう踊り初めた頃である。
助役は三ケ月間で何かおぼえて来たかという。
私は炭坑節の踊りは皆伝になって来たと答弁した。
倶楽部の女中連は、その踊りを是非教えてくれとせがむ。
遂に酔も手伝って倶楽部の座敷で踊った。
落語の中に
踊る平家は久しからずとあるが、翌日から条例や規則の起案から職員の教養等で油をしぼられた。

◎第十六回国民体育大会
この苦難が実を結んでか昭和三十五年二月一日付で秋田消防署長の職を命ぜられ、消防本部から十年目で再び現場担当に廻った。
翌三十六年は第十六回国民体育大会が秋田県で開催される年で警備の万全が大きな責務となった。
幸い身体には異常もなくこの大会行事の計画に参画することが出来た。
私は署員一同に対し只今から私は露払いとなって先頭に立つ、諸君は堂々と土俵入をしてくれと挨拶をした。
昭和三十六年を迎えた。
この年は秋田国体開催の年である。先づ市民が協力して無火災秋田市を築くため町内毎に防火座談会、ラジオ放送、テレビによる啓蒙運動を実施して防火運動を展開した。
九月十四日から十七日まで第十六回国民体育大会夏季大会が秋田運河を会場とし、秩父宮妃殿下を迎え盛大に行われた。
署員は特別警戒に当った大会三日目に台風十八号が接近し午後五時三十分火災警報を発令し警備の万全に入った。最大平均風速西北西二四m瞬間最大風速三一・九mを示したが、無事台風も通過し、十七日閉会式を挙行した。
九月二十日第一次模擬国体の開会式が行われ特別警備を行い大会を待つ。
十月八日から十三日まで全県民待望の第十六回国民体育大会秋季大会が行われた。
八日午後一時三十分雲一つなく晴れ上った秋空の下新装なった市営八橋陸上競技場に
天皇皇后両陛下の御臨幸を仰ぎ、一万五千人の各都道府県選手役員と三万人の大観衆が感激と真心をこめて華々しく開会式が挙行された。
翌九日から十三日まで県下二十数会場に分かれて熱戦を展開した。
秋田県は天皇杯で第二位皇后杯第四位の好成績を納め十三日午後二時から八橋陸上競技場で閉会式が行われ聖火は消え、来年は岡山で逢いましょうと選手は南と北に別れて行った。
この大成功に目頭をうるまして挨拶する小畑知事、県民の真心に感謝する津島大会会長の閉会のことばは今なお眼前彷払するものがある。
警備も無事終えたのである。

◎停年退職
昭和四十一年五月一日部下の成長を楽しみに停年退職し引続き消防協会に奉職し現在に至る。
昭和八年三月三十一日秋田常備消防部消防手拝命以来四十三年の永い年月を経たが、万年放水になれなかったことを悔いている。
せめてもペンネームに放水（はなしみず）を使い老骨に鞭うっている。
白衣の闘魂をこれで終。

医者の来るまで

○切り傷、刺し傷
出血があまりひどくないときは消毒されたガーゼを当てて、しっかり包帯をして、できるだけ早く医師の手当てをうけましょう。出血のひどいときはまず血を止めることが大切で、指で血管の急所を強く押えるか、あるいはすぐにその出血か所に直接、消毒ガーゼまたは清潔なハンカチやタオルを当てて、しっかり上から圧迫します。止血帯はむやみにしてはいけません。やむを得ず止血帯をしたときは、一時間に十分ずつこれをゆるめることを忘れてはいけません。
血が止ったらショックに対する手当として身体の保温に注意して医師の処置を受けます。
円臓が露出しているような場合は、必ず消毒ガーゼのようなものをかぶせて乾燥させないようにしないと、あとで取り返しのつかないことになりますから注意。

「消防団員福祉共済制度」ご加入のおすすめ
わずかな掛金で高額の保障

制度の特色

1．公務中の災害保障は勿論、公務中以外の災害保障も得られます
2．わずかな掛金で高額の保障が得られます
3．1年ごとに契約を更新するため経済変動に対処できます
4．1年ごとに収支計算を行なって剰余金が生じた場合は配当金をお返しします
5．無診査で加入手続きが簡単です

日本消防協会・秋田県消防協会

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号０１０
発行編集人　保坂悌之助
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　(4)3158

全県消防操法訓練大会

九月七日秋田市で開催

五月二十九日、消防協会理事会を会館会議室で開催し、今年度第十三回全県消防訓練大会を次の要領によって開催することをきめた。

一、開催期日
昭和五十一年九月七日（火）午前十時三十分

二、開催場所
秋田市営ラグビー場（前年と同じ）

三、訓練種目
小型ポンプ操法、普通ポンプ車操法の二種目

四、全国大会出場種目
小型ポンプ操法の県大会優勝隊は十月中旬に開催予定の全国大会に出場する。

五、訓練大会における放水について。
去る五月八日開催した協会代議員会の際、要望事項として、訓練大会は実戦に即した放水を行うことの提案について、その後各支部において活発に論議され、放水すべき意見と、全国大会の予選ともなる県大会の場合は、国の実施要領によって放水すべきでないとする意見が相半ばし、容易に決論がつかないため、五月二十九日急拠理事会を招集して慎重に審議した結果、次のとおりとすることとした。

放水については、実際に適応した訓練であるべき姿であるので原則として放水を行う。ただし、全国大会の実施される年（一年おき）においては、国の実施要領に基いて実施することとする。従って、本年度は全国大会が実施されるので、国の要領に基いて放水は行わないこととなった。しかし、今後国の実施要領も放水を行うよう意見を積極的に具申することとした。

昭和五十一年度

全県消防大会は湯沢市

第二十九回全県消防大会開催要綱が次のとおり決定し湯沢市において開催される。

一、目的
消防志気の高揚、消防知識の啓発並びに消防施策の研究、消防関係者相互の緊密な連けいを保ち、自治体消防の発展に寄与せんとする。

二、日時
昭和五十一年八月七日（土）午後一時から

三、場所
湯沢市湯の原二丁目一
県立北高等学校体育館

四、主催
財団法人秋田県消防協会

五、後援
秋田県、湯沢市
雄勝郡各町村

六、参加者
㈠消防団正副団長
㈡消防長、消防署長
㈢その他必要と認める消防団の幹部
㈣特設消防団（隊）の長
㈤市町村消防事務主任者

七、参加者の服装
制服（甲種又は乙種）

八、提出議題
一支部二題以内

九、会費
参加者一人、一、〇〇〇円

十、日程
〇八月七日（土）
午前十一時より受付
午後一時大会開始
午後四時懇談会
〇八月八日（日）
午前九時より湯沢市消防施設の見学

全国協会長会議

日本消防協会

日本消防協会では、五月三十一日東京日消ホールにおいて日消理事会及び全国協会長会議を開催、本県から中田会長が出席した。

議題の主なる事項は、
一、国庫補助事項について、
二、日本自動車振興会補助事業について（広報車）
三、日本船舶振興会補助事業について（救急車及び小型動力ポンプ積載車）
四、消防団員共済制度の現況と拡充強化について
五、消防育英会の運営について
六、その他

消防団員共済制度の全国の加入率は、前年度二〇パーセントに対し、二六パーセントに上昇している。本県の加入率は、一七・三パーセントとなっている。

ビル火災と避難

これだけは心得て

消防庁

一、ビル火災における煙の恐ろしさ

火災により発生した煙は廊下、階段、エスカレーター、エレベーターの昇降路ダクト、ダストシュート、水道、ガスのパイプスペースなどを通じて建物全体に広がっていきます。

この煙が建物の中を広がる速さは、室内、廊下等水平方向において毎秒〇・五―一メートル、階段、エレベーター、昇降路等垂直方向においては毎秒三―五メートルといわれ、人間の足では到底かなうものではありません。

したがって、ビル火災においては、出火した階はもちろんのこと、上層階にいる人々も早く建物外へ避難する必要があります。

ビルの構造やとびらの開閉状況などによって異なりますが、一般的には、人命危険の大きい個所は、出火した階はもちろんのこと、煙が早く充満する上層の階特に最上階です。

二、火災から人命を守るために防火管理者および従業員等のビル関係者は、日ごろから次の事項を実行しましょう。

①日常の火の元点検を確実に行う。

②建物の新築、改築などをする場合には、ダクトやパイプが貫通している周囲の壁が完全にふさがれているかなどについて注意する。（延焼経路となる）

③煙や火災の延焼を防止する防音戸や防火シャッター：をいつでも閉鎖することができるようにしておく。

④階段が一ヵ所しかない建物では避難器具を設けるなど、いつでも二つ以上の避難の方法を考えておく。また、特に避難施設については、㈠避難通路になる階段、廊下、出入口に障害物が放置していないか㈡非常口や階段の出入口が火災のときスムーズに開くようになっているか㈢救助袋、避難ばしごの周囲に障害物が放置してないか、また、それらの器具が損傷していたり、腐食していないか㈣避難口誘導灯が消えていたり、物のかげにかくれていたりしていないか――つねに留意する。

⑤消防施設はいつも使えるように＝ビルに設置されている火災感知器、非常ベル等の警報設備、消火器、消火せん等の消火設備、救助袋、避難ばしご、誘導灯などの避難設備等が火災のとき有効に機能を発揮できるように常に点検整備をしておくことが大切です。なお、昭和四十九年六月の消防法の改正により、既存の特定防火対象物にもスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置が義務づけられたので、その徹底をはかること。

⑥日ごろの訓練＝防火管理者を中心に、従業員ひとりひとりが消火、通報、避難のしかたを身につけ、少なくとも自分の勤めているビルに設備されている消防用設備等については、使い方を知らない者がないようにする。

〈避難訓練を実施するときは〉

(1)ビル内にいる人が避難施設、器具を活用して安全に避難することを目的とし混乱のないよう秩序よく安全に避難することが大切です㈡訓練にあたっては、避難袋、避難ばしごなど避難に必要な設備は正しく操作できるように基礎訓練をしておく㈢ビルの構造、業態人員構成等を考えて実際に即した訓練を行う㈣人命危険発生の恐れの大きいときを想定して行う。例えば、デパートでは開店中、ホテルでは夜間など。

三、万一火災にあったら

①煙には有毒ガスが含まれている場合が少なからずあるので、落ち着いて早く避難する。そのためにはふだんから避難口を知っておくことが大切です。

②大勢の人がおる場所では自分勝手な行動をさけ、従業員などの指示に従う。

③もし煙にまかれたら、体を低くしてぬれたハンカチ、手拭等を口、鼻にあてて避難する。

④階段、出入口等の防火戸は避難し終わったら閉めて煙の流入や延焼を防止する。

東北七県消防

連絡協議会開催

本年度東北七県消防連絡協議会は五月二十日（木）午後一時三十分から新潟県佐渡郡相川町、ホテル万長の大会議室で開催。各県協会正副会長、日消代議員、地元消防団長ら約百五十名が参加、議長選出のあと、青森県から前年度決議事項の処理報告があり、次いで各県から提案議題の説明があり何れも採択され関係省庁に強力に陳情し実現を期することになった。

提出議題

◎青森県
①戦時中防空に従事した殉職警防団員に対する叙勲方の早期実施について。
②監綬褒章の受章対象者の基準年数の緩和について。

◎岩手県
①消防団員の年金制度創設について。
②自治大臣表彰の制定について。

◎宮城県
①消防団員等谷務災害補償共済基金法施行令第三条の一部改正について。

◎秋田県
①消防団員教養図書の作成配布について。

◎山形県
①消防団員指導員研修について。
②消防操法大会の補助金交付について。

◎新潟県
①消防操法の基準の一部改正に伴う新操法の普及について。

来年度開催県については協議の結果、山形県と決定した。

余滴

T・H生

何事も確めてから

人間は誰でも時には錯覚を起したり間違いも起す、他人からみればそんな事がと思われるが、ご本人は失念しているのだから仕方がない。虎の子の大金をタクシーに置き忘れたり、不用意に落したり気付いて青くなっても後の祭り、常に確める心掛けが肝心である。◆道路の信号が青に変ったからとイキナリ飛び出すのも危険、左右をよく見ないと信号無視の車が突込んで来ないとも限らない。現に交差点で車同志の鉢合せもやっている。信号任せでなく自分の目で安全を確めてから渡るようにしたいもの、◆数年前の出来事だが東京西武池袋線で踏切り警手が上り線の電車が通過後、ウッカリして下り線の電車が来ることを忘れて踏切開閉機を上げてしまった。待っていた人々は一斉に歩き出したトタンに下り電車に跳ねられ、即死や重軽傷多数を出した。通行人にすれば警手がウッカリしたことに気付く筈がない。信号機が青に変ったよりも、開閉機が専門家の警手によって上げられたのだから信用性が大きい、ドッととび出すのも無理からぬことである。◆人間が操作するからには開閉機が必ず百パーセントの安全性を絶対保証するということにはならない。現実にこのような事故が発生しているからである。県内でも奥羽、羽越本線の復線化が進んできているが復線の踏切りで上り列車が通過した直後、自動車が進行して下り列車に跳ねとばされた事故が発生している。◆確めて、確かにやって、確かめよ。という言葉がある。何事も計画を着実に遂行するうちは、先ず事前の確認、実行の確認、事後の確認が必要、確めるということは小さい注意から始る。駅構内に入ると、指差し確認をやっている。駅員が列車の信号を見るとき、ただ目でみるだけでなく信号を指で示している。いうなれば指と目で見ているのである。確かめることは他人に任せず先ず自分の目で。◆念には念を入れた方がよい◆機関手がウッカリして停車駅を忘れて通過したなどと時々新聞でみかけることがあるが事故にならないのがせめての幸いであろう。◆

中田建設株式会社

取締役社長　山崎寛
専務取締役　中田栄喜

本社・秋田県能代市万町4の20 TEL (01855) 2―5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL (0188) 24―3241代表
東京、仙台、岩手

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）￥2,300（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）　￥4,600（税・サービス料込み）
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）￥2,000（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）　￥3,500（税・サービス料込み）

全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり

ホテルあきた

秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

秋田県消防の沿革(2)

―藩政時代から近代まで―

文化四年（一八〇七）湊（土崎）に火消方発足した。その組織は、四人の回船問屋より沖仲士各十人づつ出す。大工十人を指定しておく馳け番二十人を出す。また、町内から水掛手四十五人を定めて出動する体制を布いた。火消道具（装備）として各組の備付けは、水溜かご六つ、つるべ六つ、水汲みかご四十、綱四本、三間はしご二挺、二間はしご二挺、みの一枚、高張二つ、まとい一、もく十枚とした。

文化十一年（一八一四）湊の火消制度を一部改め三人の回船問屋に火消役を命じ、一組から十人を馳け番として指定し、十日交替で勤務させた。また、火災の出動者には一日二百文（出場手当）を支給することとした。

文化十四年（一八一七）久保田台所町通りの片側住家等を引払い火除地（防火帯）とした。

嘉永五年（一八五二）久保田、火の見やぐらの半鐘打つ方を定めた。内町の火事、半鐘三つ、外町の火事、半鐘急打、土崎の火事、半鐘七つ、とした。この後の火消制度に大きな変革もなく明治に入る。

明治三年頃
秋田に火防組が結成した。萬屋組（興行師で組織）万平組（日明しで組織）増屋組（下亀の丁）鍛冶組（一丁目）の各組が各町内毎の自警にあたり、この組織は明治十九年頃まで続いた。

明治五年
消防事務が県の所官となる。十一月「県の区長以下の職務規則」が公布され、区長は各町村に五人組を組織させ、有事には相互扶助すること、火災のときは類焼、けが人、焼けた坪数、損害高等を調べて報告することを定めた。

明治六年
国の消防事務は司法省の主管となる。
七月、五人組強化を布達矢島に私設火防組を置く、土崎港新柳町に火防組（一心組）を結成する。

明治七年
国の消防事務は司法省から内務省に移管、警察行政の部門となる。

明治八年
能代港に火防組（長組）が結成された。七月に「窮民一時救助規則」が布告され、罹災民の救助対策が実施された。

明治九年
一月秋田町に火防勇組が結成、三月能代港柳町に火防八幡組、矢島に火防若者組がそれぞれ結成、

明治十年
十月秋田に火防射水組が結成、木造ポンプを使用する。

明治十一年
三月「警部巡査出火其他非常之節心得」が制定され、火掛り、引揚げ、原因調査、盗難予防、野次馬など雑踏整理等を規制することにした。七月横手に火防組を結成した。

明治十二年
四月「町村非常取締法」が制定された。六月に亀田（由利郡）に全町の十五才から五十才までの男子全部をもって九組の火防組を結成し、竜吐水（木造ポンプ）六箇を備付けた。七月、火災現場において消火を妨害した者は厳罰に処する布達が出された。六郷に火防隊鎮組（五十人）が結成された。

明治十三年
六月土崎港に火防明組、勢組、桜組等結成され、五城目、大館にも火防組が結成された。

明治十四年
本荘、神宮寺に火防組が結成された。五月、火防法に基いて「火防取締規則」秋田県訓令が公布された。その概要は、
(一)人家五百戸以上の地域は七月中に火防組を設置すること。
(二)火防費は町村の協議会より支弁すること。
(三)消防事務は町村会の定めた役場が行うこと。
この年、秋田町でフランス式腕用ポンプを備付け、警官加賀美与惣ヱ門が腕用ポンプ操法受講のため上京した。
この後、県内各町村に相次いで火防組が設置された。

明治二十二年
秋田県訓令「消防組設置準則」が公布され火防組が消防組となった。
その概要は、
(一)町村に消防の設置及び任務を明らかにした。
(二)組の名称、各役員の人員、備付消防器具、諸手当、弔慰の支給方法、その額等を定めて届出ること。
(三)消防組はすべて警察官指揮命令に従って活動すること。
(四)消防組合は、十八才以上四十五才未満の男子で町村内の居住者で身体強健であること。
(五)役員として各組には、消防総締頭取（団長）副頭取（副団長）をおくこと。
(六)器具は、ポンプ、梯子、とび口、高張提灯、水桶、旗、まとい、鐘櫓及び器具置場を備えること。
秋田に公設消防を組織した。一番から六番までの組を設置し各町を担当、人員は二百三十八名でポンプ六台を使用した。

明治二十三年
花輪町に、明治二十五年に本荘町に消防組が設置された。
（本稿資料 消防防災課森田参事）

野次馬について

平鹿町消防団 団長 佐藤兵司郎

いつの時代も変っておりませんが、火災現場に行くと所謂、野次馬といわれる用のない人が沢山集ってきて面白そうに見物している風景がよくみられますが、これが消火活動のじゃまとなり、ホースも早く引ばることができなかったり、応援部隊が到着してもポンプの部署を妨げる有様で、平素は一分位で放水できるものもそのため五、六分と時間がかかり延焼の例等もありますが、これは一種の公務妨害とまで考えられる程で消火活動を困らせていることがしばしばあります。

これらの見物人は、人の不幸をみて騒いだり、いたずらに消防の妨げをして火災を大きくする一群であるから野次馬といわれるゆえんでしょう。

人間が馬と同視されるとは情けないことです。お互いが公徳心を発揮して、みだりに火災現場に見物的に集まらないよう注意し合い消防活動を敏速にさせ、類焼を少しでも少くするよう機会をとらえ、われわれ消防人は一般に良く徹底に努める必要があると思います。

アメリカでは火災が発生しても付近の人は平素と全く変りなく平静であるということですが、これは他人の火災を見物して火災現場を混雑させてはならないという道義心が常に養われている結果ということですが、日本でもよくこれを見習うべきことであると思います。

昭和51年度秋田県消防協会事業計画

事業項目	事業費 本年度	事業費 前年度	実施時期	事業内容
1 表彰	1,000,000円	1,077,000円	1月1日 随時 7・8月中 3月中	1 精勤、勤続、功労、顕功の各表彰 2 現場功労表彰、協力者表彰 3 支部訓練大会優良消防団表彰 4 日本消防協会長表彰の伝達
2 弔慰見舞	298,000	335,000	随時 〃 〃	1 消防職団員の殉職並びに在職中死亡者に対する弔慰 2 同公務負傷等に対する見舞 3 消防活動に協力した死傷者に対する見舞
3 無火災県民運動の推進	1,600,000	1,600,000	毎月15日 随時 〃 11月中 〃 随時 〃 〃 〃 随時 〃 3月中	1 新聞「消防秋田」の発行 2 防火思想の普及向上と火災の未然防止 (1) 防火映画フイルムの購入、貸出 (2) 防火ポスターの印刷配布 (3) 防火ポスター、標語の募集 (4) 防火弁論大会の開催助成 (5) 同座談会の 〃 (6) 同協議会の 〃 (7) 無火災地区の表彰、助成 (8) 火災予防組合の指導育成 (9) 無火災県民運動の指導 (10) 無火災市町村に感謝状贈呈
4 教養講習	2,000,000	170,000	8・9月分	1 消防知識の啓発と消防技術の向上のため、巡回教養研修の実施 (1) 班長以上の幹部研修 (2) 一般団員の教養研修 (3) 特設消防団員の教養訓練
5 全県消防大会	400,000	353,000	8月7日	1 消防志気高揚と消防施策の研究、及び消防体制の強化のため、湯沢市において全県消防大会を開催する
6 全県消防操法大会	500,000	455,000	9月中	1 消防団員の志気高揚と消防規律、技術の錬磨向上を図るため、秋田市において支部代表による県大会を開催（可搬式及び普通ポンプ車）
7 支部防災総合訓練	210,000	130,000	随時	防災体制の強化をはかるため、防災関係機関が一体となり、地域住民の協力を求め、総合的な防災訓練を実施し、これに助成する
8 調査研究	50,000	34,000	随時	消防技術の向上、充実をはかるため、特殊火災等についての調査研究を実施する
9 全国消防操法大会県代表の派遣	200,000	0	11月	全国消防操法大会に県大会優勝団を代表として派遣出場させる

昭和五十一年度 代議員会議を開催

昭和51年度秋田県消防協会代議員会議が五月八日午前十一時から消防会館大会議室において開催した。

まず、中田協会長からあいさつのあと、議事録署名員二名、
平鹿町団長 佐藤兵司郎
山本町団長 石井 重治
を選出、次いで事務局長から、昭和50年度事務並びに事業の概要報告があり、議事に入る。

◎議 事
昭和五十年度才入才出決算の承認について。
一、一般会計
二、消防会館特別会計
三、特別会計会館積立金
四、特別会計罹災互助会
五、同 罹災互助会共済積立の五議案を説明。

監事の高杉尾去沢団長から監査結果報告があり承認。続いて、昭和五十一年事業計画、同、支部分担金の徴収額、同予算案、一般会計、会館特別会計、罹災互助会会計補正予算の委任等議案七件がそれぞれ可決された。

来賓として前消防庁長官の佐々木喜久治副知事から祝辞があり、午後一時終了した。

あぶないよ 小さなすいがら 大きなそんがい

「消防団員福祉共済制度」ご加入のおすすめ
わずかな掛金で高額の保障

制度の特色
1．公務中の災害保障は勿論、公務中以外の災害保障も得られます
2．わずかな掛金で高額の保障が得られます
3．1年ごとに契約を更新するため経済変動に対処できます
4．1年ごとに収支計算を行なって剰余金が生じた場合は配当金をお返しします
5．無診査で加入手続きが簡単です

日本消防協会・秋田県消防協会

消防秋田

定価 1部 20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人 保坂悌之助
印刷所 能代市上町3の1
有限会社 北羽出版社
電話 ④3158

全県訓練大会実施要領きまる

県消防操法研究会

消防操法研究会は、消防技術の向上と操法要領の全県統一を図ることを目的に、昭和四十二年度から毎年、県内各消防本部、署の教養担当職員及び消防本部、署の設置されていない町村消防団の教養担当幹部が参集して行われているが、本年度は六月四日、県消防学校において開催され、終日担当者の熱心な討議が行われた。

今回の研究会は、去る五月二十九日に開催された消防協会理事会において、本年度の全県消防訓練大会は、全国消防操法大会の実施要領によって実施する（前号既報）ことに決ったので、従来の操法要領を部分的に検討することに重点がおかれて行われた。

研究会での統一事項（別項記載のとおり）及び全県訓練大会の確認事項は次のとおり。

一、実施月日
本年九月七日（火）

二、場所
秋田市八橋ラグビー場

三、実施種目
㈠小型ポンプ操法
（優勝団は全国大会に出場する）
㈡消防ポンプ自動車操法

四、実施要領
放水による注水訓練は行わない。

五、その他
○ポンプは出場分団が所官するものを使用する
○訓練位置を二ヵ所設け、小型と自動車の訓練を同時に実施する。従って、審査員は小型と自動車担当の二班を編成して行う。
○審査は、担当審査員の訓練開始の合図があってから、訓練終了申告後の敬礼までとする。
○審査員は、昭和五十一年度消防操法研究会出席者名簿の中から消防学校長が指名して審査体制の強化公正を図る。

小型ポンプ操法（統一事項の一）

1、訓練準備

○待機線整列
待機位置附近に、あらかじめ指揮者を先頭に縦隊又は横隊に整列し指揮者の「かけ足進め」の号令により、待機線に前進し、「左向け―止れ」又は「小隊止れ」「左向け左」の号令をかける。
操作員は、一番員を基準に自然整列して整列休めの姿勢をとる。

2、訓練開始

○訓練開始の合図
指揮者は審査員の開始合図により半ば右向けをし、足を引きつけたのちかけ足で前進し、指揮位置に左向け停止の要領でポンプに面して停止する。

○集合
操作員は、指揮者の「集れ」の号令により不動の姿勢をとったのち集合線まで前進し、2番員を基準に自然整列する。

○訓練開始の報告
指揮者は「番号」と号令したのち、廻れ右をして審査員に面し、訓練開始の報告をする。（審査員との巨離は五メートル）
報告要領は次による、
「〇〇消防団第〇分団只今から小型ポンプ操法を開始します」

3、想定

○想定付与
指揮者は、訓練開始の報告をしたのち廻れ右をし指揮位置において想定を与える。
想定の要領は次による
「火点は前方の赤旗、水利はポンプ右側後方自然水利、手びろめによる二重巻ホース一線延長」

4、ホース延長

○ホース結合
第二結合
前方を伺ったまま停止し、低い姿勢でおす金具を置き、第二ホースを地面に立てて前方へ転がして広げ、第一ホースのおす金具附近を右足先でおさえ、第二ホースのめす金具を両手に持って結合し確認する。
第三結合
前記第二結合の要領による。

5、注水姿勢及び方向変換

○指揮者の号令
指揮者は度の深い左向けをし、一番員に面して順次、次の号令をかける。
折りひざ、
立て、
右へ注水、
基本注水、
左へ注水、
基本注水、
終って度の深い右向けをし、火点に向いて状況を監視する。

○折りひざ
筒先員
上体は筒先をかまえたまま右ひざを地面につけ、折りひざの注水姿勢をとる。
補助員
ホースを持ったまま左ひざを地面につけ折りひざの注水補助姿勢をとる。

○右（左）へ注水及び基本注水
筒先員
上体は筒先をかまえたまま右足をじくにして右（左）へ踏み出し注水姿勢をとる。
補助員
ホースを持ったまま左足をじくにして右足を15度程度左（右）へ踏み出し、ホースがゆるい曲線をえがくよう操作し、注水補助姿勢をとる。
破壊員
とび口をかまえた姿勢で、右足をじくに左足を右（左）へ15度程度踏み出し、筒先操作員と同様の操作を行う。
なお、「折りひざ」の場合は、とび口かまえの姿勢のままとする。

6、収納

○吸管の排水
昭和48年6月22日開催した本研究会の統一事項中、小型ポンプの排水要領のうち「三番員はストレーナ部を軽くおさえる」とあるのは「三番員は、ストレーナ付近を軽くおさえる」と解釈するものである。

7、訓練終了

○訓練終了の報告
指揮者は各操作員から異状の有無の報告を受けたのち、廻れ右をして審査員に訓練終了の報告をする。
（報告の位置は訓練開始の場合と同じ）
報告要領は次による。
「〇〇消防団第〇分団小型ポンプ操法を終了しました。」

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
横手（01823）電話 (2)〇四一六
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ

ポンプ車操法（統一事項の二）

1、訓練準備

○待機線整列
訓練場で下車した操作員は、待機線に一番員を基準に自然整列して整列休めの姿勢をとる。

2、訓練開始

○訓練開始の合図
指揮者は、審査員の開始合図により、半ば左向けをし、足を引きつけたのち、かけ足で前進し、指揮位置に左向け停止の要領で操作員に面して停止する。

○集合
操作員は、指揮者の「集れ」の号令により不動の姿勢をとったのち集合線まで前進し、三番員を基準に自然整列する。

○訓練開始の報告
指揮者は「番号」と号令したのち、左向けをし、足を引きつけたのち、かけ足で審査員に面して止まり、訓練開始の報告をする。
（報告位置は小型ポンプ操法と同じ）
報告要領
「〇〇消防団第〇分団ポンプ車操法を開始します」

○想定付与
訓練開始の報告をしたのち、度の深い左向けをし、足を引きつけてから、かけ足で指揮位置に至り想定を与える。
想定の要領は次による
「火点は前方の赤旗、水利はポンプ車右側後方自然水利、手びろめによる二重巻ホース同時二線延長」

3、注水姿勢及び方向変換

○注水要領
注水要領は、第一線、第二線同時に行う。

4、訓練終了

○訓練終了の報告。
報告要領
「〇〇消防団第〇分団ポンプ車操法を終了しました」

小型ポンプとポンプ車共通事項

1、ホース延長

○余裕ホース
操作員が余裕ホース部分をつまみ投げるか、ふり廻す等の方法でとってもよい。

2、収納

○吸管操作
元吸管員は、水利から引き上げたのち、吸管右側に移動し、先吸管員の控綱整理を待って吸管を持ち上げ、他の吸管員と協力して直伸する。

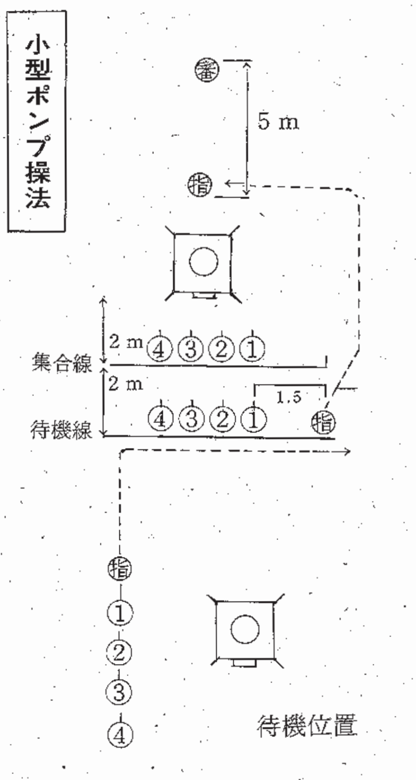

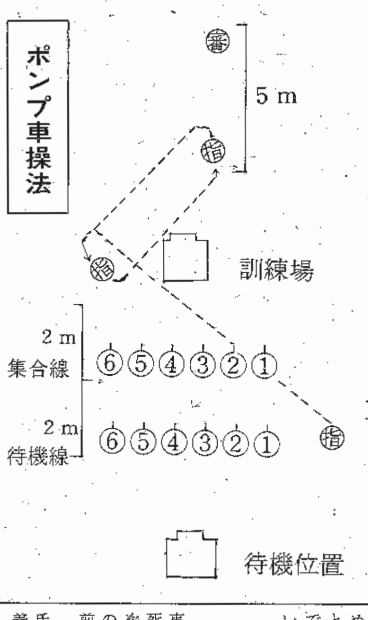

余滴

T・H生

一病長命

◆一病長命という言葉がある。それは何か病気をもっている人は、それを治そうとしていろいろな方法を考え、知識を身につけようとする。そしてまた、他の病気にもかからないように注意し養生もする。常に健康に留意するから長生きをすることになる。小さいときから余り丈夫でない人もそうである。

◆反対に健康に自信のある人は、とかく無理をして摂生、養生を怠り、暴飲暴食したり徹夜で遊びにふけったり体力を消耗してそれが遂いに短命になる場合がある。

◆自信も限度を超えると過剰自信になってブレーキがきかなくなってしまう。常に自分の健康状態をよく考え無理をしないことが肝要である。

◆身体は、時計の部品のように脳、腸、胃、肺などいろいろの臓器で構成されており、従ってどの部品に故障が起きても全体に影響をしてくる。だからどれも大切にして全体のバランスを得た健康状態を作る心掛けが必要である。

◆このような理論は大ていの人は知っているが仲々実行ができない。麻雀の好きな人は遂いに徹夜になってしまうし、酒の好きな人は飲み過ぎて宿酔いになってまた迎い酒をやったりする。健康に自信のない人はそんなことはしない筈である。

◆何事も過ぎることはよくない、礼儀もすぎるとインギン無礼になる。

自分の力量や技能に自信を持ち過ぎると、とんでもない失敗したり事故を起すことにもなる。

◆病気は不幸である、入院患者が病室の窓から元気に歩いて行く道ゆく人達を眺めて、あの人たちは幸福だと思うそうだが、一病長命でなく、無病長命でありたいものである。

◎消防関係人事

山本郡南部地区消防一部事務組合では、六月六日に死去された同地区消防本部次長兼消防署長飯坂謙助氏の後任に
前男鹿地区消防本部
消防長　船木勘治郎
氏を六月十五日付で発令し着任した。

あぶないよ　小さな
すいがら
大きなそんがい

秋田県消防の沿革 (3)

—藩政時代から近代まで—

明治二十七年二月
消防組規則（勅令第十五号）が公布、その内容は消防組は市町村単位に設置し、府県知事が指定した警察署長の指揮監督をうけ、その費用その市町村が負担する。
五月、消防組設置区域名称及編成人員（秋田県令）が公布され、消防組の人員は四十名以上百名以内で組織する。二十から三十名毎に小頭をおき、小頭の上には組頭をおき、これらの任免については警察部長、消防手については県警察署長とした服務規律については、消防組員は居住地から一里以上のところに宿泊するときは届出ること。組頭、小頭は同時にその町村外に出行してはならないこと。
その他、火災信号、消防器具、服務及び演習、給与、徴戒などを規定した。
同月、横手町に蒸気ポンプを備付けた。
また、秋田警察署では新消防組規則によって消防手の任命式を行った。

明治三十年
宮津内村（現五城目町）に初めて少年夜警団が結成された。

明治三十三年三月
法律第七十七号「罹災救助基金法」が公布された（現行災害救助法の前身ともなるべきもので被災者の救助を強化した）

明治四十年
秋田市に、消火栓にホースを直結して放水する、水道常設消防手を設置し、翌四十一年には蒸気ポンプを備付けた。

明治四十二年
四月、火災予防組合規則（秋田県令）が公布された
八月、消防操法（知事訓令）が制定された。

明治四十三年、
秋田市内の公設消火栓二百二十五所、私設消火栓二十四所に整備された。

大正二年
県内で蒸気ポンプ備付町村は秋田市、横手市、角間川町（現大曲市）の三市町村で、当時郡市町の消防組数、組員数は次のとおりとなっている。

○秋田市
一組（二〇一人）
○鹿角
九組（六三〇人）
○北秋田
三〇組（一、五四九人）
○山本
二四組（一、四三七人）
○南秋田
二七組（一、五一九人）
○河辺
一四組（八四四人）
○由利
二七組（二、九六三人）
○仙北
三七組（二、三〇〇人）
○平鹿
二四組（一、八九八人）
○雄勝
二五組（二、三六五人）
県内合計　二一八組
（一五、七〇七人）
となっている。

大正三年八月
秋田市において第一回消防展覧会を五日間開催、消防器具類を陳列して公開し、記録によると、入場者数男子、婦人、子供合せて延べ二、三五二人の多きに達し、会場殆んど立錐の余地なく空前の盛況なりき、となっている。

大正六年
大館町でガソリンポンプ（二〇馬力）を備け、同七年には、土崎港町、角館町に手引ガソリンポンプを備付けた。

大正九年
大曲町、花輪町に初めて自動車ポンプが備付けられた。

大正十二年
腕用ポンプ操法（知事訓令）が制定された。七月一日南秋田郡戸賀村（現男鹿市）加茂青砂に本県最初の婦人消防組が結成された。

大正十三年
秋田市消防組に常備部を設置、米国製自動車ポンプ（価格一万一千五百円）を備付た。
八月、横手町に自動車ポンプを備付け、その後湯沢町、本荘町など続々自動車ポンプを備付けるに至った。

大正十五年六月
中央に大日本消防協会が発足した。
大正十五年末における県内の消防力は次のとおり、

消防組数	二三一組
組員数	二一、四二〇人
腕用ポンプ	六四七台
自動車ポンプ	一一台
蒸気ポンプ	三台
雲竜水	四一台
水管車	一一九台

（資料消防防災課森田参事）

豪雨災害が起る時期

七・八月が要警戒

普通豪雨は、短時間に多量の雨の降る場合をさし、長い期間に多量の雨の降る場合を大雨といっているが、その限界ははっきりしたものでなく、またどれ位以上を豪雨というかの境があるわけではない。このうち比較的狭い地域に降る豪雨を集中豪雨といっている。

豪雨が降っても被害は、その土地の状況や区域の広さによって著しく異なり、日量二〇〇ミリの雨が降っても被害が起らない地方もあり、一〇〇ミリに達しなくても被害が生ずる場合もある。

秋田県の場合は大体日量一〇〇ミリ位の豪雨が降れば必ずどこかで災害の起る状況にある。

本県における豪雨の最大記録は昭和33年8月11日に藤琴において観測した日量四九八ミリである。

（全国記録は、紀伊半島大台ヶ原山、大正12年9月14日、日量一、〇一一ミリ）

豪雨洪水による被害は単なる日量の大きさだけによるものでなく、豪雨の長く続くほどひどいのである。

本県における記録的水害とみられる昭和22年の状況をみると、7月19日から24日迄続き、日量最大は7月22日の院内における二〇四ミリ、にすぎないが、この間の連続総雨量は大正寺において四〇九ミリに達し引続き、7月29日から8月5日まで続いた大雨のときは、8月2日生保内で観測した一七四ミリが日量最大である。この期間の連続総雨量は、同地で五三四ミリに達している。

また昭和22年以来、25年ぶりの大水害といわれる昭和47年7月の大洪水は、7月5日から8日まで降り続き日量最大は7月8日藤琴の二五七ミリで、この間の総雨量は同地で七二一ミリに達し、連続降雨量の最大記録となった。

もちろん短時間に一定地域に降る集中豪雨も大きな被害をもたらしている。

昨年8月20日に県北部に集中豪雨があり、比内町、鷹巣町を中心に住家の全壊、流失が26棟等大災害となったがこのとき、田代岳で一時間七〇ミリ、五時間で一七二ミリ、南比内では五時間で二一〇ミリを記録している。

異状な災害では、昭和35年8月3日に発生した田沢湖水害、このときは田沢湖南岸の田子の木で一時間雨量九九ミリ、一九時間の総雨量が四〇五ミリの集中豪雨があり、雨の殆と降らない下流の市町村も大きな被害を被り、河川の氾濫により死者14名行方不明1名という惨事となった。

本県の明治32年以降の豪雨災害の発生時期を統計的にみると、12月から2月に至る冬期間は、一〇〇ミリ以上の豪雨は起っていない。

また、春季と10月以降の秋季には豪雨の起ることも余り例がない。

従って特に豪雨の起るのは7月から9月にかけてである。降雨日量が二〇〇ミリ以上の大豪雨は7月、8月に限られている。これからが要警戒の期間である。

（消防防災課資料）

◎人間の共通的基本欲求◎

人間には、次のような基本的な欲求があり、それが満たされないと欲求不満や葛藤が生じ、職場や団体の人間関係が悪化する原因ともなることがある。

○機会を得たい
昇進や研修への参加、自分の望むところへの配置換えなどについて機会を得たい。現状に甘んじていたくないといった欲求。

○公平に取扱われたい
えこひいきされたくない、公正、妥当に扱って貰いたい欲求。

○参加したい
仲間はずれにされたくない、研究会、協議会、諸行事などに参加したいといった欲求、当人と全く関係のない会合であっても、それが当人に了解されていない場合には疎外されたと曲解されがちである。

○認識されたい
自分の存在価値を認めて貰いたいという欲求。人間は誰しも上司や仲間から、いてもいなくてもどうでもよい人間、足手まといのような人間と見られたくない。自分のやっている仕事の価値を認めて貰いたいと思っているのである。

○安定を得たい
安心して長く勤めたい欲求、意に反して解雇されたり、配置換えされたり、不利益な目にあいたくないと思っている。

子どもの花火遊び

大人が正しく指導を

これから暑くなると、涼を求めて子どもの花火遊びが盛んになって来る。

夜空を彩る花火は子どもの大きな魅力ですが、花火は火薬と火を用いて行われるのでおもちゃであっても、絶対安全なものではない。毎年火災の原因になったり、けがをしたり不慮の事故が発生しています。

子どもの花火遊びには次の事項を必ず守って事故をなくしましょう。

一、子どもたちだけでかくれて遊ばせることのないよう。大人が一諸になって行うようにする。

二、花火に書いてある遊び方をよく読んで、かならず守らせること。

三、花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所で行わないようにする。特に、ロケットや連発する花火は危険が多いので注意すること。

四、沢山の花火に、一度に火をつけないこと。一本づつ火をつけて安全なものでも数本まとめると危険です。

五、風の強いときは花火遊びをさせないこと。また異状乾燥のときもさせないようにすること。

六、花火遊びには、必らずバケツなどに水を用意して火が消えた花火をその度に水に浸すること。

七、花火をほぐして遊ぶことは、爆発を起こす危険があるので絶対させないこと。

八、吹き出し、筒ものは花火が途中で火が消えても、筒をのぞいたりさせないこと。

九、摩擦で発火するような花火はポケットなどに入れさせないこと。

また、マッチと花火は一諸に入れておかないこと。

昔の消防の賞罰

明治十五年由利郡館町消防規則によると次のとおり（原文のまま）

消防ニ臨ミ左ノ諸件ニ尽力シタル者ハ左ノ定期ニヨリ相当ノ賞与アルモノトス

一、出火ノ号鐘ヲ撞キタル者ヘハ金五銭ヲ給ス

二、身ノ危険ヲ顧ミズ抜群ノ働ヲナセシ者ヘハ其功労ニヨリ金五銭ヨリ二十五銭迄ヲ給ス

三、玄番桶持ハ一名ニ付二銭ヨリ五銭迄ヲ給ス

また、罰則の方は次のとおりとなっている。

左ノ件々ヲ犯ス者ハ事實取調ノ上三日以上十五日以下自身番ニ付ス

一、命ヲ待タスシテ消口札ヲ立ツル者

一、水手ヲ瑠ニシテ他ノ組ノ便ヲ妨クル者

一、謂レナク持前ノ要具ヲ携帯セサル者

一、鎮火ノ後濫リニ退散スル者

一、消防組総取締及ヒ正副頭取各組長ノ差図ニ違フ者

一、徒ニ諸器機ヲ破毀シタル者

一、猥リニ看板ヲ私用スル者

一、喧嘩口論スル者

一、無届ケニテ現場ニ出張セサル者

となっている。

塩分量を知る法

日本人の死亡率の最も高いのは脳卒中です。その原因としてマークしなければならないのは高血圧です。高血圧の人に塩分は禁物です。高血圧と診断されたら「食塩は一日十グラム以内」に押えるべきです。

塩サケ、つくだ煮、かまぼこ、焼ちくわ、たくあん、さつまあげ、たらこ、などは塩分の多い食品です。

調味料に含まれている塩分のおおまかな目安をあげると、大さじ一杯で、ショウ油には三グラム、甘みそ一グラム、辛いみそ二グラム、ソース一グラム、マヨネーズ〇・三グラム、トマトケチャップ〇・三グラムといったところです。

減塩もなれれば苦にならないものです。

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

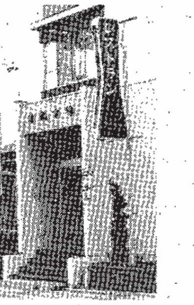

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）￥2,300（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）　￥4,600（税・サービス料込み）
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）￥2,000（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）　￥3,500（税・サービス料込み）
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

オールテトロン ジエットホース〈消防用・消火栓用〉
森田・初田（賠償責任保険付）　A・B・C粉末消火器
イシワタ式救助袋・設計施工

森田式自動車ポンプ
総代理店 株式会社 高義商会
TEL湯沢③2588③2932　稲川 ②2125
日本機械自動車ポンプ　(01834) ②2126
高義商事株式会社
TEL横手②3880・②3881

田仲工業所 TEL天王53
工藤染物商店 TEL 秋田㉓3178
工藤米治商店 TEL 大館②2121
鹿角自動車整備KK TEL 花輪③2074

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂悌之助
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　④3158

県の防災体制強化

第四次総合開発計画

県では先般、第四次秋田県総合開発計画をまとめて発表したが、防災関係では災害情報体制の推進を図るため、防災行政無線を設置するとともに、災害危険住宅の移転を促進し、その解消に努め、また、秋田湾地区石油コンビナート対策として、防災機関、企業などを一体化した防災組織体制の確立、防災資機材センターの設置などを図ることにした。内容次のとおり。

一、自然災害対策の強化
災害情報体制の推進を図るため、防災行政無線（無線局総数二〇七局）を設置する。

二、防災組織体制の強化
防災組織については、地域の防災計画に基く広域生活圏単位の防災体制を確立するほか、消防組織については、小規模組織を漸次広域生活圏単位に再編成するとともに、消防職（団）員等の消防技術の向上を図るため、救急、警防、予防などの専科教育を強化する。
消防施設については、ハシゴ付消防車、救助工作車、化学消防車等の整備を促進する。
また、消防機関による予防査察の強化と火災予防組合の育成を図る。

三、災害危険住宅の移転
がけ地近接、洪水常襲、地すべり等災害危険地域の住宅のうち、移転を要する住宅三七二戸について移転を促進する。

四、震災対策の推進
地震及び火山活動については、地震計の増設を図り観測網を強化する。

五、石油コンビナート対策の強化
秋田湾及び船川港の石油コンビナート地帯については、県、消防等防災機関及び企業を一体化した防災組織体制を確立するとともに、泡消火剤、油処理剤等の防災資材の備蓄及び防災資機材センターの設置をはかる等である。

油断のできない豪雨災害

原因と起り易い地域

今年もまた、豪雨は日本列島に大きな災害をもたらした。六月下旬には梅雨前線の停滞で鹿児島県を中心に九州南部一帯に大きな災害与え、死者、行方不明だけでも三十数名に及んでいる。七月十一日になって、こんどは伊豆半島から関東地方南部を中心に集中豪雨に見舞われ、がけ崩れ、地すべり、家屋の倒壊浸水等が続出し、死者行方不明者も多数に及び悲惨な大災害となった。

気象庁の長期予報によると今年は台風の当り年になりそうな気配で、これからも油断はできない。

県水害対策資料から本県の豪雨の状況などを拾ってみると次のようになっている。

一、豪雨の原因
本県に豪雨をもたらすような気圧配置は、次の四つの型に分けることができる。

(1)夏　型
豪雨の起る際の特徴は、本州の南方又は南東洋上の高気圧の勢力が強く、高温多湿の空気を本県方面に送り込んでいるときで、北方を通る低気圧から南方にのびる前線が通過するような場合、又はほぼ東西に走る停滞性の前線が本県附近にあるような場合で、最近では昨年八月二十日の本県北部に起った集中豪雨（比内、鷹巣町中心の水害）がこのよい例である。

(2)梅雨型
本州南方又は南東洋上の気圧が高く、オホーツク海方面にも気圧の高い梅雨型気圧配置に伴う時で、前線が東西に走り弱い低気圧がこの前線に沿って移動する際と、前線が南西から北東方に走り南西方に台風又は優勢な低気圧のある場合とがある。

豪雨の起る際の特徴は南方の高気圧が非常に優勢なことで、これから移流する暖湿気団と、高緯度高気圧から移流する寒冷気団との間に著しい前線帯のあることである。昭和二十二年の未曽有の洪水（七月、県全域に及び特に南部の被害甚大）を起した豪雨や、最近では昭和四十七年七月豪雨（県北二ッ井町、県南西仙北町等一市五町に災害救助法）はこの典型的な例である。

(3)台風型
台風の中心が、かなり本県に接近して通過する際に起る豪雨。

(4)日本海低気圧型
低気圧の中心が、朝鮮半島から日本海を通り北海道方面に向う経路をとるようなときに起る豪雨。

となっている。この四つの型の豪雨（日量降雨一〇〇ミリ以上）を明治三十二年以降、型別にその度数をみると、
1、夏　型六九回（35％）
2、梅雨型七〇回（36％）
3、台風型二八回（14％）
4、日海低気圧型　二九回（15％）
で、夏型と梅雨型で全体の71％を占めている。

二、豪雨の起り易い地域
豪雨の原因によって異って来るが、とにかく豪雨の発生には高温多湿の南寄りの気流が必要であるため、地型的には南斜面となっている所に起り易く、北斜面になっている所には発生しにくいと一般的に言われる。各型別に概観すると次のとおりである。

(1)夏型豪雨
この型の豪雨の起り易い地方は、雄物川本流と玉川によって境される中央山岳地帯の南斜面の仁別藤倉、岩見三内、角館、生保内等及び米代川中流北側の南斜面の粕毛、藤琴等で、北側に開いている地形の地方や海岸地方には余り起らない。

(2)梅雨型豪雨
大体夏型の豪雨発生分布と似ている。

(3)台風型豪雨
中央山岳地帯の南側斜面の仁別、岩見三内、生保内等の地方及び雄物川下流の地帯に多く、海岸地の北部及び南部や雄物川、米代川の上流地帯は少い、ただ台風による豪雨は奥羽山脈の東側によく起り、西側の本県ではその余波をうけて山地に豪雨をもたらし洪水となることのある点に注意を要する。

(4)日本海低気圧型豪雨
雄物川、玉川以南の地方は非常に少く、雄物川上流地方には殆と起らない。

消防被服、絆天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
横手（01823）電話(2)〇四一六
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ

少ない掛金で高額の保障

―有利な福祉共済制度は―

日本消防協会で運営している消防団員福祉共済制度の加入率は最近全国的に増加している。

同制度の会計年度は毎年七月一日から翌年六月三十日までとなっているが昭和50年度の全国の加入状況は、

加入団数　一、一〇一団
同団員数二九二、〇七九人と大幅な増加を示した。

七月現在の本県の加入状況は、
加入団数　二〇団
同団員数　五、四九〇人
となっている。

現在、消防団員に対する保障制度としては、公務災害補償制度、退職報償金制度等がありますが、現在の経済事情ではこれだけでは不充分なことは明らかであり、また、これらの制度はすべて公務中の災害に対する保障だけである。しかし団員の不慮の事故による災害の大半は公務中以外のものであり、従って保障を受けられる場合は極めて少ないのが実情である。

この団員福祉共済制度は、こうした点を考慮された制度で公私を問わず適用をうけるので有利、日消では全員参加するようすすめている。内容は次のとおり。

一、掛金
年額一、一〇〇円、但し中間から加入する場合は、月数に応じた額となる。

二、掛金の負担方法
(一)市町村で予算化する。
(二)団員手当から負担する。
(三)市町村予算で一部、団員手当から一部の折半、
等の方法があるが、全国的には、市町村予算化の方法が最も多い。

三、配当金
毎年六月に過去一年分の収支計算を行い、余剰金は加入団に配当する。

四、弔慰見舞等給付金額
(1)一〇〇万円
公務中の不慮の事故による死亡又は癈疾の場合、
(2)五〇万円
不慮の事故によらない公務中の死亡、又は癈疾の場合。
(3)四四万円
公務中以外の不慮の事故による死亡、又は癈疾の場合。
(4)三〇万円
疾病による死亡、又は疾病による癈疾の場合
(5)傷害見舞金
傷害の程度により、一万四千円から九万八千円まで給付する。
(6)入院見舞金
不慮の事故により入院（五日以上一二〇日まで）された場合、一日につき二一〇円を給付する。

五、加入資格
消防団員で年令十六才以上八〇才六ケ月までの健康な方であれば無診査で加入できる。但し加入は団、又は分団、班等の単位ごと全員とする。

六、本県の共済金給付状況
本県の同制度加入者の共済金を給付された団員は、
死亡弔慰金　一五人
傷害見舞金　一人
入院見舞金　五人
計二十一人で、給付された総額は四七三万円の多額になっている。
（七月二十日現在）

協会理事会を開催

県消防協会では、七月十三日理事会を招集し、午前十時三十分から消防会館役員室において開催した。

中田会長あいさつに次いで昨年度全県消防大会の決議事項の処理結果を保坂事務局長から報告、続いて本年度大会における各支部からの提出議題の調整を行った結果、次のとおり議題が決定した。

一、小型動力ポンプを積載した一般車両の緊急車両としての取扱いについて、
（火館北秋支部提出）
二、防火宣伝用広報車に国庫補助について
（大館北秋支部提出）
三、消防ポンプ（自動車、小型）の更新時における国庫補助について。
（能代山本支部提出）
四、国防団員の教養を高めるためのテキスト作成について。
（能代山本支部提出）
五、消防団員の災害補償の取扱いについて。
（湯沢雄勝支部提出）
六、消防関係車両に係る自動車重量税の免除について。
（鹿角支部　提出）
七、山林火災に対処する資器材の備蓄について。
（大曲仙北支部提出）

これらの議題は八月七日の湯沢市で開催の全県消防大会に提案される。

また、由利郡仁賀保地区の伊藤消防団長から、仁賀保地区はこれまで象潟、金沢、平沢の三消防団であったものが統合して一団となったため、三名の代議員が一名になっているので、同地区の消防本部次長兼消防署長　佐藤内蔵　氏を理事会において代議員に推せんされたい旨の申し入れがあり、これを了承し代議員に委嘱した。

その他全県消防大会、同訓練大会の表彰、細部の日程等を協議し午後一時終了した。

余　滴

T・H生

◎大モノ小モノ◎

◆アレは大モノだ、とか新聞に大モノを起用、などの記事が出たりする。官界や財界などの大人物のことをいっているが、必ずしも立派な実力者だけとは限らない。

◆〇〇の黒幕とか、広域暴力団の親玉、何億と稼いだ大詐欺師、大泥棒や、今騒がれているロッキード事件などと言ったところにも大モノがズラリいるらしい。肚が坐って度胸があって、大悪事でも平気でやっている人のことも大モノと言っているが、この場合は大（ヘタイ）者といってるようだ。

◆自称、オレは大モノだといっている人には大モノはいる筈がない。ある本に大モノの要件が書いてある。要約すると次のとおりになるらしい〇大モノは謙虚で驕るところがない〇物事のけじめは常につける〇他人の言い分はよく聞く度量がある〇みだりに人を疑わない〇才におぼれずやることが積極的で人を惹きつける。などといったところである。一言でいうと人間力が豊かな人、だそうである。

◆作家の司馬さんによれば、大木（大モノ）になる最大の資格は、最も有能な部下を抜てきして、それに充分仕事をやらせ、最後の責任だけは自分がとることだそうである、言うには易いが凡人にはできないこと。

◆例として、日露戦争の日本海海戦では東郷司令長官が秋山真之参謀を発見し、陸では満州軍大山司令長官が児玉参謀長に作戦を任せ、最後の決は自分でとり大勝を博している。両長官とも正に超大物級だったのであろう。大モノはザラにはいない。大モノや小モノは地位や名誉、財産、職業などに関係なく存在する。地位や財産などがあっても小モノはいる。

◆しからば小モノとは、人間力の乏しい人、もっと具体的に言えば、小心であたりほとりのことを考え、自分の面子にとらわれ遂いには面子を失うような判断力の乏しい人間ということになりそう。大モノになれなくても、小モノにはなりたくないものだ◆

あぶないよ　小さな
すいがら
大きなそんがい

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

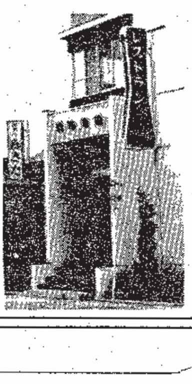

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）￥2,300（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）　￥4,600（税・サービス料込み）
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）￥2,000（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）　￥3,500（税・サービス料込み）
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

秋田県消防の沿革 (4)

—藩政時代から近代まで—

昭和三年
七月二十七日秋田市千秋公園に消防殉職碑を建立し、除幕式を行う、当時の殉職消防組員八名（現在四十一名）
八月南秋田郡南磯村（現男鹿市）に婦人消防組が結成された（戸賀村に次いで二番目）
横手町に常備消防部を設置した（定員六名）
角館町に三輪自動車ポンプを、神宮寺町（現神岡町）に自動車ポンプを備付けた。

昭和四年
大日本消防協会秋田県支部を設立した。
支部長、知事鯉沼巌、副支部長、警察部長佐藤正俊、中央代議員平沢町消防組頭松野盛吉。

昭和五年
由利郡西目村海士剣に婦人消防組が結成された（県内で三番目）
五城目町に自動車ポンプを備付けた。
土崎港町に初めて消防栓六四ヶ所を設置した。

昭和六年
八月県訓令により「動力ポンプ操法」を制定した。
昭和十一年における県内の消防力は次のとおり。

消防組数	二三六組
組員	二三、六五〇人
自動車ポンプ	四六台
オートバイポンプ	八台
ガソリンポンプ	八一台
蒸気ポンプ	一台
腕用ポンプ	七二七台

昭和十一年
内務省訓令「消防組操典」制定される。

昭和十四年（日華事変中）
一月、警防団令（勅令）が公布、四月、日消防組と防護団が合併改組し、警防団として発足する。

警防団員	二三六団
団員数	四七、八九〇人

となる。
消防協会は警防協会秋田県支部と改称す。
戦時中警防団の業務は防空が大きな仕事となる。

昭和十九年四月
戦況が悪化し、首都空襲により被害増大のため、本県から次のとおりポンプを警視庁に供出した。

大型自動車ポンプ	二一台
小型 同	五台
手引ガソリン同	三〇台

昭和二十年
終戦時の本県消防力

警防団	二三六団
同団員	三一、二〇一人
自動車ポンプ	七九台
オートバイポンプ	六台
手引ポンプ	一一三台
腕用ポンプ	一、〇五六台

昭和二十二年
四月三十日消防団令（勅令）公布、本来の消防に改組、五月一日より消防団発足する。

昭和二十三年
三月七日消防組織法が施行され、消防行政は警察行政から分離独立し、自治体消防が確立された。
秋田市、大館市、大曲町に消防本部を開庁した。
県の消防事務は、警察部から総務部（地方課）に移管された。
十月横手町消防本部開庁

昭和二十四年
四月五日秋田県消防講習所を設置した。次の市町に消防本部を開庁した。

四月一日	角館町
五月一日	六郷町
七月一日	船川港町
九月六日	五城目町
十一月二十四日	能代市

また、この年六月四日水防法が制定公布された。

昭和二十五年
三月七日を消防記念日とすることを定めた。
六月一日民生部消防課を新設し、消防事務、水防、災害救助事務を行うことになった。
当時の消防団二二八団、団員三三、四二八人。

昭和二十七年
五月九日初めて全国消防大会を東京両国で開催された。
八月秋田県消防団員等公務災害補償一部事務組合が設立された。
十二月「消防訓練礼式の準則」が告示された。

昭和二十八年二月
大館市で国家消防本部研究所の消防用機器の対策実験研究会が開催された。

昭和二十九年
七月消防課を廃し、福祉課に移管した。
八月十五日消防講習所、消防、水防、災害救助の事務を統合して防災訓練本部を設置した。

昭和三十年三月
秋田県消防関係職員服装規則を定めた。当時県内の消防職員四八八人。

昭和三十五年
二月一日県消防学校を秋田市寺内県自治研修所内に開校した。
四月一日防災訓練本部を廃し、消防課に改めた。

（資料消防防災課森田参事）

◉火を消すコツ

火を消すということは、燃えるための三つの条件（可燃物、酸素、熱）のどれかの一つを除くことです。
この火を消す道具、つまり消火バケツや消火器の使い方のコツを知らないと猫に小判ということになりかねません。

○消火バケツによるコツ
(一)床面が燃えている場合は、まとめてかけるつもりで、燃えている近いところから次第に遠いところにかける。
(二)ふすまや板壁など「立上り面」が燃えているときは、燃えている上方から半円をかいて〝まく〟ように平均的にかける。
(三)一杯の水で火勢をおさえても、もし燃え残りがあったら残火をたしかめ数回連続して消す。
(四)新型消火バケツ（消火用三角バケツ）は、いっぱいの水で五、六回投入できるので無駄な水がなく効果的です。

○消火器による消火のコツ
(一)粉末系消火器は、手前からはくように火元をよく見さだめて消火する。
消火剤が熱によって化学反応を起こし、冷却効果と炭酸ガスが出て火を窒息させる消火である。表面的な消火なので内部に火が残る場合があるから注意。
(二)強化液消火器は、アルカリ性の水溶液で、毒性がなく詰替えの必要がない。泡消火器は、外筒にアルカリ性のA剤、内筒に酸性のB剤が入っており倒すと、A剤とB剤が化合し、炭酸ガスを含んだコロイド状の泡を形成する強化液も泡消火器も冷却と窒息の両方の消火効果があり、そのコツは床面の場合は、つつみこむように、立上りの場合は、燃え上りを押えるようにやや上の方から放射する。

消防雑感

秋田市消防本部T・E生

消防の行う業務は、今さら論ずるのは釈迦に設法と考えるのだが、私たちはあくまで地域防災と社会福祉の向上を基盤として、火災の予防、鎮圧、各種災害の防除、人命の救助、財産の保護等一貫して住民奉仕に専念しているところである。
ところが、戦後孤々の声をあげた自治体消防も既に二十七年余、この間必致で自らを啓発し、広報活動を行ってきた結果、今ではよろず困りごと相談所の感を呈し、降雨のたびに下水道、排水路の障害から道路の水没や陥没、がけ地の診断要請、建築に伴う土地のトラブル、はては救急業務に関係のない医療機関の問い合せや紹介など、四六時中常駐し、適切な応対と間髪を入れぬ現場出場が、このような意外な面で諸事、便利屋的な公共機関として重宝がられ、ますます複雑多様化する社会事象に対応して拡大しつつある。本来の主管事務に倍加し、消防は少ない陣容で市民サイドに立ってまさに孤軍奮斗しているのが現状である。
こうした反面、災害予防の立場から諸般の消防業務の執行にあたり、危険の排除、安全確保のため関係者に対して適切な指導助言を行い、改善措置を指示しても仲々実行に踏みきらず、あげくのはて、いざ被災したとなれば内容のろくに知らない一部のものが自己本位に技葉末節の事象を誇大に取り上げ騒き立て、役所の責任にすり替えようとする身勝手な現代の風潮がみられるのである。
一方では住民サービスに骨身を削っている消防が、一方では最善の努力をしても事ある毎に被告席に立たされたり、無責任な比判を浴びたりすることもあるのだが、私たちは決して陽のあたる場所で、よい子になろうとは考えてはいない。これからも一層縁の下の力もち的な存在で、資質と業務実績の向上を目指し、真に地域住民に愛される消防として、努力をしてまいりたいものと思っている。

あぶないよ 小さな
すいがら
大きなそんがい

消防罹災互助会

増加してる団員火災

秋田県消防協会罹災互助会は、昭和二十八年十一月に発足したが、翌二十九年五月以降相次ぐ大火の発生などから赤字になってピンチをむかえ、このため会費の増額、見舞金の減額、県の補助金交付など種々の対策を構じた結果、逐次窮状を脱して黒字となり昭和四十年度から好転してある程度の資金蓄積ができるようになり、以来現在に至っている。
近年また、消防団員の火災が増加の傾向を示している。昭和五十年度の、団員の罹災件数四十九件でこのうち自家火元件数が三一件の多きに及び、見舞金支給額も最高の五五五万六千円となっている。
これを前年度と比較すると罹災件数で二〇件の増加、火元火災が七件の増加、見舞金額では一九八万六千円の増加になっている。
本年度になっても、残念ながらこのような傾向が続いている。
六月末の罹災件数は八件、このうち火元火災が六件で見舞金支給額は一二〇万円に達している。これを前年度同期に比較すると、罹災件数、火元火災ともに各一件の増加、見舞金額では四二万円の増加となっている。類焼で被災することは不可抗力的な場合があるにしても火災予防を積極的に行い、また他を指導する立場にある団員が不注意に火災を起して他に迷惑をかけていることは極めて遺憾に堪えないことである。
家族も挙って、お互いに注意をし合い、不名誉な団員の火元火災を追放するよう望まれている。

余暇をじょうずに

余暇をじょうずに使うことがこれからの生活のうえで重要な知恵、あるいは技術となっています。余暇を積極的、建設的、創造的に利用していくように考えましょう。

○自主的に工夫をして
お義理でいやいやるのでは何をやっても面白くないのが道理、他人がやるから、やらないと格好が悪いからやらなどミエからではなく、自分の好みに合ったものを見つけよう。

○ほどほどに
仕事から解放された自由時間だからといっても、やり過ぎて疲れて翌日の仕事にさわるようでは真から楽しめないものです。

○心豊かな余暇を
他人より遠くへ行ったとか、金を多く使ったからなど、心豊かな余暇は量で計れないもの、本当の楽しさは、欲求不満が解消されて充実した満足感が心の底から湧きだし、感動したり、自分自身の進歩が認められたときに起る感情が大切です。

◎選ぶポイント
○時、所、場合、すなわち週末か休暇か、職場か家庭か、仲間とかひとりでかなどを考えて。
○今、自分に必要なものが何かを考えて、頭を使うか、体を使うかなど。
○計画的、継続的に、年間月間、週間など職場でも家庭でも考えて性に合ったものを。
○趣味の同じ仲間を集めたり、クラブにはいったりなどして。
等をよく考えましょう。

たばこ×3

三人に一人はたばこの愛煙家だそうである。つまり三人に一人の割合いで火災を起こす危険性をもっている計算になります。
時も、所もかまわず発生するタバコからの火災、その経過をみると、投げ捨て、火を落した、おき忘れ、など一見なんでもないことから、ここ十年、火災原因のトップの座を守り続けております。

◎たばこによる火災をなくすポイント
○たばこは必ず灰皿のあるところで吸う。
○灰皿はしっかりした大きめのものを置く。
○灰皿の中には必ず水を少し入れておく習慣をつける。
○寝たばこ、歩行中のタバコは絶対にやめる。
○ちょっとの用事でも、その場をはなれるときは必ず完全にもみ消す。
○灰皿の後しまつは、水をかけて完全に消えたのを確かめてから捨てるようにする。
このような簡単なことごとを守れない人が案外多い。必ず実行するよう、お互いが注意しましょう。

中田建設株式会社
取締役社長 山崎 寛
専務取締役 中田 栄喜
本社 秋田県能代市万町4の20 TEL (01855) 2—5335代表
出張所 秋田市山王新町1の1 TEL (0188) 24—3241代表
東京、仙台、岩手

オール テトロン ジエットホース（消防用・消火栓用）
森田・初田（賠償責任保険付） A・B・C粉末消火器
イシワタ式救助袋・設計施工
森田式自動車ポンプ
総代理店 株式会社高義商会
TEL湯沢③2588③2932 稲川②2125
日本機械自動車ポンプ (01834) ②2126
高義商事株式会社
TEL横手②3880・②3881
田仲工業所 TEL天王53
工藤染物商店 TEL秋田62 3178
工藤米治商店 TEL大館②2121
鹿角自動車整備KK TEL花輪③2074

消防秋田
定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂緑之助
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　④3158

第29回全県消防大会開催

八月七日湯沢市

県消防協会主催、秋田県、湯沢市、雄勝郡各町村後援の第29回全県消防大会が八月七日、県立湯沢北高等学校体育館で盛大に挙行された。

来賓として佐々木副知事、国会議員、地元県会議員、県警本部長（代理）、自衛隊秋田駐屯地司令（代理）、各町村長など多数が臨席され、会場には県内各市町村消防団幹部など約五百五十人が参加して行われた。

午後一時十五分、佐藤副会長が開会のことばを述べ、次いで殉職消防職団員に対する黙とうを行い、国家斉唱のあと、中田会長が、天皇陛下のお言葉を奉読した。

中田会長あいさつ（要旨）

本日ここに第29回全県消防大会を開催するに当り、公私ご多用中にも拘らず、佐々木副知事、国会議員、地元県議の方々をはじめ、平素消防に対し格別のご指導ご援助を賜っております多数の来賓をお迎えし、まことに光栄であり深く感謝を致します。

また、本大会にあたり、湯沢雄勝支部の方々の心からなるご配意に対し厚くお礼申し上げます。

この大会も昭和二十三年以来、本会事業として毎年開催し当面せる消防上の諸問題に関し、意見を交換し消防の発展充実の途を求めて、おりますことは、まことに意気深いものと存じます。

近年都市の過密化、高層化、をはじめ危険物施設の増加等により社会環境は著しく変化し災害の様相も複雑多様化の現状にあります。

これに対処する消防の業務はますます重要性を加えております。

このような情勢の中に皆様は日夜火災の予防、鎮圧はもとより消防各般に意を用い、その使命達成に労苦を重ねておられることに対し心から感謝と敬意を表する次第であります。

消防が社会公共の安全を保持し、福祉の増進に資するには先ず災害を未然に防止することであります。

消防協会としては今後も皆様とともに本県消防の実績をふまえ時代の進展に対処し、使命達成のために更に一層の努力を払って参りたいと存じております。

この際特に申し上げたいことは、日本消防協会の消防団員福祉共済制度の加入についてであります。

ご承知のとおり消防団員が災害に際し危険を冒し身を挺して職務に従事しているのでありますが、それに対し報いられるものは極めて微々たるものであります。

現在団員に対する保障制度としては、公務災害保障と退職報償金制度でありますが現在の経済事情では充分でないことは明らかであります。

七月末における本県の福祉共済に加入された消防団は二十団、団員数五、四九〇人となっておりますが、僅かな掛金で高額の保障を得られる本制度に全団員が加入されるよう、各市町村において特段のご配意をお願い申し上げます。

本日は、これから各支部から提出されております消防上の諸問題についてご検討を願うのでありますが、本大会を意義あらしめるためよろしくご協力をお願いしごあいさつと致します。

保坂務局長

開催地消防団長あいさつ

山脇消防団長（要旨）

第29回全県消防大会が当湯沢市において開催するにあたり、佐々木副知事、国会の諸先生の方々をはじめ多数の来賓のご臨席を賜り、全県下消防の幹部が一堂に会して開催されますことは、まことに光栄に存じ心から歓迎を申し上げます。

本大会も回を重ねること二十九回、当湯沢市の開催は今回で三回目であります。第一回目は、私が湯沢市の団長を拝命した年でまことに思い出深いものがあります。爾来十八年の才月を経ておりますが、こうした大会を通じて年々消防が進歩改善を遂げて参りました。特に広域消防の設置充実などは見るべきものがあると存じます。

本大会を開催するに当り湯沢市と致しましては、大会に風情を添えたい意味合もあり七夕の日を選定したわけでありますが、この七夕祭りは、遠く元禄の時代に京都の鷹司家から雪深いみちのくの当佐竹南家にお嫁入りされた奥方の淋しさを慰めるため始められたと伝えられております。

爾来幾星霜を経て今日の絵灯籠を特色とする七夕に至っております。

生憎の雨で残念ですが観覧いただければ幸であります。大会運営について準備万端不行届きの点もあると存じますが、大会が有意義に無事終了されることをお願いするものであります。

終りに当りこの度、稲川町駒形小学校が優良少年消防隊として日本防火協会から表彰を受け制服の寄贈をうけておりますので、本日その披露をかねて同校ブラスバンド隊が参加し、消防の歌の伴奏、並びに大会終了後演奏を行い、錦上可愛い花を咲かせてくださるものと存じます。ご覧いただければ幸いであります。

本日は、まことに有難うございました。

保坂事務局長

次に議長団の推せんでありますが、恒例により開催地支部から推せんすることに致しておりますがご異議ございませんか。

（一同異議なし）

それでは議長に山脇湯沢市団長、副議長に黒沢羽後町団長、同じく藤原皆瀬村団長をお願いすることに致します。

◎議　長　団　着　席

山脇議長

（正副議長を紹介）

皆様のご協力により議事を進めて参りたいと思います。よろしくお願い致します。

前年度大会における決議事項の処理報告

山脇議長

それでは、前年度決議事項の処理報告を事務局から願います。

保坂事務局長（要旨）

昨年八月四日鹿角市において開催した第28回全県消防大会における決議事項の処理報告を致します。

内容は印刷配布してありますので要点のみ報告します。昨年の大会において関係機関に陳情或は要望することに決議された事項は八件で、内容別では、財政関係三件、教養関係二件、処遇関係、服制関係、協会関係が各一件となっております。

◎決議の陳情状況

㈠政府機関及び国会関係に対する陳情については理事会において陳情団を編成し昨年十一月五日上京し、自治省、消防庁をはじめ関係省庁に、国会関係については衆参両院議長、同地方行政委員長、消防議員連盟、本県選出議員、その他日本消防協会、全国知事会、市長会、町村会、消防団員公務災害補償共済基金等を歴訪しそれぞれ陳情書を手交し、主旨を説明して実現方を強く要望致しております。

㈡地方機関に関するものは県知事、関係部課長、及び県市長会長、町村会長等に会長、理事、事務局長らが歴訪し、主旨を説明して実現方を強く要請致しております。

◎決議の陳情結果

①地方交付税算定基準による消防団員数の引上げについて（能代山本支部）

要望の主旨は、交付税単位費用積算基礎によると消防団員数が標準都市人口十万人について五六三人となっているが、これによると相当数の市町村で団員数が実数より下廻るので引上げを要望するものであります。

これについては昨年国が行った団員の実態調査結果によると標準都市では積算基礎の団員数と実数とは余り差がない。なおこの調査は抽出調査であり本年も継続して行いその結果を検討する。さらに全国的傾向として市町村の消防費決算額が消防費基準財政需要額を下廻っている市町村が相当あるのでこれらの問題と合せて検討したいとのことであります。

②消防自動車に係る自動車重量税の免除について（能代山本支部）

要望の主旨は、消防自動車は一般車両と使用目的が異るので非課税自動車にされたいというものであります。

自動車重量税の免除については、消防自動車のみならず公共用車両についても全国的な要望となっている。しかし消防用自動車については地方交付税により財政措置がとられ市町村に交付されている。これを免除する場合算出基礎など関連事項の大巾な改訂が必要になり直ちに実施することは事務的に困難であるので検討致したいとのことであります。

③消防施設整備費の補助金について（本荘由利支部）

主旨は、国が行う補助対象の消防設備等の基準額は実際の価格より低いため、その差額分は市町村負担となっているので引上げること及び補助率を現行三分の一を二分の一に引上げるよう要望するものである。

これについて補助基準額の引上げについては、ここ数年は毎年実施しおり本年度も一〇パーセントから三〇パーセントの引上げを実施している。今後も物価との均衡を充分考慮したい。また補助率の引上げについては、既に過疎地域は三分の二に、その他人口急増地域、石油コンビナート地域等は二分の一に引上げを実施しているが補助金の奨励的な性格から直ちに全面的な引上げは困難であるとのことであります。

④消防団員用教養図書の作成配布について（秋田市支部）

主旨は、消防団員の資質の向上を図るため教科書的な教養図書を国、又は日本消防協会において作成配布されたい要望であります。

これについては日消において昭和四十四年から消防団員指導員用テキストを作成し各府県協会に配布しているが予算等の関係から部数が限定されております。　しかし、全国的に要望があるので消防大学校が中心となり検討しております。今後実現に努力して参りたいとのことであります。

⑤初任消防団員の研修について（大館北秋支部）

主旨は、新任団員が消防学校の教習に職業や経費等の関係から受講できない事情にある者が多いので支部単位に移動消防学校を開設されたい要望であります。

この対策については、県では本年当初「消防団員教養研修要綱」を制定し初任団員を含めた一般団員及び幹部団員に分け、市町村又は分会単位に教養計画をたて既に実施中であります。この経費として二百万円をテキストその他に計上し、来年度も継続して実施する予定でおります。

⑥消防団員の公務災害補償の改善について（鹿角支部）

主旨は、非常勤団員の公務災害補償は改善されたとはいえ未だ他の公務員に比較すれば格差があるので補償基礎額等の引上げを要望するものであります。

本年度から公務員給与の改訂率に合せて災害補償基礎額が増額され、療養休業、障害、遺族補償額は全面的に引上げが行われ、また傷病補償年金制度、傷害特別援護金支給制度などが新設され、他の公務員に比し殆んど格差はないとのことであります。

⑦消防団員服制準則に防火帽防火衣の着用について（由利本荘支部）

主旨は、団員の服制に安全防護のための防火帽防火衣の着装を定めていないので服制準則で定めるよう要望するものであります。

団員の防火帽等は地方交付税で財源措置されているが服制準則には定められていない。検討を要する事項なので早く結論を出すようにするがその間各市町村において実情に応じ適ぎの措置をとることは支障がないので措置されたいとのことであります。

⑧消防協会に対する市町村負担金の増額について（大曲仙北支部）

主旨は、現在市町村の負担金は一世帯当り二円四〇銭、会員一人当り八円が基準となっており、二十数年来増額されていない。全県市町村の合計額九六万では一般会計予算の十二分ノ一にも満たず事業が充分できないので増額するよう要望するものであります。

市町村の負担金は東北でも下位になっており事業費増額のためこれまで毎年引上げを要望しておりましたが、特に本年度は税収や地方交付税の落込み等から市町村財政が苦しいため実現をみておりません。しかし今後も引続いて要請して参りたいと考えております。

以上のとおりであります。結果報告を終ります。

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
横手　電話（01823）(2)〇四一六
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ

「消防団員福祉共済制度」ご加入のおすすめ

わずかな掛金で高額の保障

制度の特色

1．公務中の災害保障は勿論、公務中以外の災害保障も得られます
2．わずかな掛金で高額の保障が得られます
3．1年ごとに契約を更新するため経済変動に対処できます
4．1年ごとに収支計算を行なって剰余金が生じた場合は配当金をお返しします
5．無診査で加入手続きが簡単です

日本消防協会・秋田県消防協会

大会提案議題の審議

山脇議長
それでは議題審議に入ります。

(一)小型動力ポンプを積載した一般車両の緊急車両としての取扱いについて、
大館北秋支部提出、提案者の説明を求めます。

鷹巣町村上団長(要旨)
現在各消防団では、火災現場に小型動力ポンプを運搬する手段として一般車両に積載して迅速に火災現場にかけつけ早期消防につとめております。
しかし、出場途上の交通渋滞などにより思うように現場に早くかけつけることが困難な状況にあります。
水防法では、災害時一般車両に府県知事の定める標識を標示して走行する場合には優先車両として取扱っている。よって、火災の早期消火の見地からも、小型動力ポンプを積載して出動する場合の一般車両もこれに準じて、一定の標示をした場合、優先車両として取扱をされるよう要望します。

山脇議長
本案に対する質疑を行います。(異議なし)
ご異議がないので採択することに致します。次は、

(二)防火宣伝用広報車に国庫補助について
大館北秋支部提出、提案者の説明を求めます。

阿仁町田村副団長(要旨)
消防施設強化促進法第三条により、国が補助を行う消防施設は、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、消防専用電話装置、となっており、防火宣伝用広報車は補助対象外になっております。予防活動は極めて重要なことであり、防火宣伝に必要な広報車が補助対象外になっていることは甚だ遺憾に思いますので同法施行令の一部改正を行い、広報車も補助の対象にするよう強く要望します。

山脇議長
本案に対する質疑を行います。(異議なし)
ご異議がないので採択することに致します。次は、

(三)消防ポンプの更新時における国庫補助の対象適用について、
能代山本支部提出、提案者の説明を求めます。

能代市鈴木副団長(要旨)
現在消防ポンプ(自動車、小型動力)の整備補助については、新規の場合だけ認められ更新については認められておりません。更新の場合は地方交付税消防費のなかに積算されてはいますが購入する際、各自治体とも多額の費用負担となっているのが現状であります。
老朽した自動車ポンプを速かに更新し、消防力を強化するため更新時においても国庫補助の対象とするよう要望します。

山脇議長
本案に対する質疑を行います。(異議なし)
ご異議がないので採択することに致します。次は、

(四)消防関係車両に係る自動車重量税の免除について、
鹿角支部提出、提案者の説明を求めます。

鹿角市八幡平成田団長
自動車重量税は、消防関係車両も課税対象となっているが消防車両は、走行距離も少く、かつ、住民の生命財産を保護するための特殊性のものであり免税の措置を講ずるよう要望します。
なお、本件については第25回大会にも提案しておりますが未だ実現してないので再度提案するものであります。

山脇議長
本案に対する質疑を行います。(異議なし)
ご異議がないので採択することに致します。次は、

(五)山林火災に対処する資器材の備蓄について
大曲仙北支部提出、提案者の説明を求めます。

西仙北町若松団長(要旨)
山林火災は、年々増加の傾向にあり当支部内においても、昨年二十一件が発生し、その損害も多額なものとなっているが、現在山林火災が発生しても、各消防機関においてはそれに対処する資器材が殆んと整備されていない。このため、私有林を維持管理している森林組合若くは、同県連合会等に対し、本大会の名をもって、山林火災消火用資機材の備蓄整備方を強力に推進されるよう要望します。

山脇議長
本案に対する質疑を行います。(異議なし)
ご異議がないので採択することに致します。次は、

(六)消防団員の教養を高めるためのテキスト作成について、
能代山本支部提出、提案者の説明を求めます。

八竜町清水団長(要旨)
県消防学校において、非常勤消防団員用の消防教科テキストを作成し、これを教養訓練の基本的なものとして、県内各消防本部、署に団員の専任教養係を設け、消防学校とタイアップして団員の教養にあたり、資質の向上を図る体制を確立されるよう要望します。

山脇議長
本案に対する質疑を行います。(異議なし)
ご異議がないので採択することに致します。次は、

(七)消防団員の災害補償の取扱いについて
湯沢雄勝支部提出、提案者の説明を求めます。

湯沢市渡部副団長
消防団員の公務中の死傷の場合は法により補償の対象となっているが、公傷たる骨折、打撲、ねんざ等の場合、治療は殆んと整骨師となる。この場合、同師会の料金で請求され消防補償等組合の基準額との差が大きい。支払時のトラブルがないよう補償等組合と整骨師会との協議調整されるよう要望します。

山脇議長
本案に対する質疑を行います。(異議なし)
ご異議がないので採択することに致します。次は、

(八)次回の開催地について、を議題と致します。
配布資料の開催地調によると、次回は男鹿南秋支部となっておりますが、そのようにしてはいかがでしょうか。(一同異議なし)
それでは、男鹿南秋支部長から発言を願います。

今山男鹿南秋支部長
来年度第30回の消防大会は男鹿市に決定していただきます。来年は皆様お揃いでおいで下さるようお待ち致します。(一同拍手)

◎宣言決議

山脇議長
宣言及び決議を議題とします。案の朗読を願います。

雄勝町佐藤副団長
宣言案を朗読(文省略)

羽後町栗田副団長
決議案を朗読(文省略)
各案共一同賛成拍手

山脇議長
宣言、決議案は満場賛成されましたので、本大会の宣言、決議と決定致します。以上で全議案の審議を終了しましたので議長団を解かせていただきます。
長時間ご協力有難うございました。

開催地湯沢市 伊藤市長挨拶

この度、第29回全県消防大会の開催地となり多くの来賓の方々をお迎えし、又県下消防の幹部五百余人をお迎えできましたことは、大きな喜びであり心から歓迎申し上げます。
しかし、会場などいろいろ整わない点も多く、ご不便をかけたことも多いと思いますが皆様の熱意をもって実りある大会にしていただきたいと存じます。
先程、宣言、決議案が提案され、万場の拍手をもって決議されましたが、団結を固め防災体制の強化を図ると共に、災害の予防と防災に挺身し、百二十万県民の期待と負託に応えんことを誓う、とのまことに堂々とした宣言であり感銘深く心強い限りであります。
こうした宣言は、消防の精神と日頃の訓練、予防活動、災害時の実績に裏打された自信のある宣言であると高く評価されるものと思います。
本日の議題として沢山採り上げられましたが、消防が抱えている問題はそれだけに多い訳であります。
その解決につきましては国、県の施策に俟つところが多いが、同時に市の取組むことも多く思いを新たにした次第であります。なお、本日の大会が成果をあげ無事終了しましたら、当市の伝統ある七夕を湯沢市民とともに楽しんでいただけば幸いであります。
終りに皆様方のご健康を祈念すると共に、郷土の護りに足並み揃えて団結を固め、任務に勤めることを心からお願い申し上げます。

◎来賓

保坂事務局長
来賓の祝辞をいただきます。
最初に秋田県知事殿
(知事代理、佐々木副知事
――前消防庁長官)
別項記載のとおり。
衆議院議員 根本龍太郎殿
(省略)
県議会教育民生委員長 堀内常雄殿
(省略)
地元県議会議員 渡部正一殿
(省略)

保坂事務局長
なお、時間の関係からご祝辞を戴けなかった来賓をご紹介致します。
衆議院議員 村岡兼造殿
衆議院議員 中川利三郎殿
参議院議員 佐々木満殿
地元県議会議員 東海林健殿
同 鈴木栄治殿
県警本部長代理 高橋警備部長殿
自衛隊普通科第二十一連隊 佐藤副連隊長殿
秋田県 三浦民生部長殿
以上であります。
次いで祝電をご披露を致します。(省略)

秋田県消防の歌
稲川町駒形小学校少年消防クラブブラスバンドの伴奏により行う。

万歳三唱
自衛隊普通科第21連隊佐藤副連隊長の発声により行う。

閉会のことば
佐々木副会長
これをもちまして第二十九回全県消防大会を終ります。(閉会午後三時三十分)
なお、大会席上、消防に協力された秋田県共済農業協同組合連合会に対し、知事の感謝状が授与された。
閉会後、稲川町駒形小学校少年消防クラブのブラスバンドの演奏が行われ好評を博した。

祝辞 佐々木副知事

全県の市町村長方をはじめ、常備消防並びに消防団の幹部の方々、市町村消防担当の職員の方々が一堂に会し、第29回全県消防大会が開催されましたことを心からお慶び申し上げます。
先程、消防が当面する課題について、いろいろな面からご審議された訳ですがこれら課題が逐次解決されてゆきますよう。そして又それが今後の消防の発展に更に一段の力となりますことを心から期待を致します。
ご承知のように消防の任務は災害の防除と予防であり、これを一言に申しますならば、地域社会の安全管理者であるということであります。
消防の非常に巾広い防災業務というものが、昭和23年の自治体消防の創設以来、どのように変って来ているかを考えてみますと、先ず一番問題になります火災の問題、これは自治体消防創設時からみますならば、全国的な数字にみましても、発生件数が三倍半以上に増加している訳ですが、その火災による焼損面積は昭和23年以降、全国的に二百三十万平方米から、二百五十万平方米というふうに殆んと横這い状態にあるということであります。
火災の発生件数が三倍半以上に増加しながら焼損面積が略々横這いであるということは、その間における消防の基礎づくりの面、消防施設の改善の面というものが非常に進歩して来たことをよく物語っていると思うのであります。
この点消防関係の方々の非常な努力がこうした結果をもたらしたものと感じるのであります。これは本県の場合も例外ではないのであります。
しかし、この間において消防がこれを当面し乍ら何んとも解決がつかず残っている問題、火災による死者の数は、火災の発生件数に比例して或はそれよりも稍々大きいテンポでふえ続けているということであります。火災による焼死者は、最近の年度において若干違いますが全国的にみて、一千六百名から一千八百名、また負傷者数は約八千名前後、このような傾向であります。この死者の数が火災の発生件数に比例して伸びている、これはやはり消防に課せられた非常に大きな問題と考えられるのであります。
しかも死者の数は、その七割が一般住宅における死者であります。
その原因はどこにあるかということになりますと、やはり最近の一般住民の周辺をとり巻く生活環境の中に非常に燃え易いもの、或は有毒ガスの発生し易いもの、これを総称して石油化学製品と言ってもよいと思いますが、こうした物の集積が非常に多くなってきているという問題、それから家屋構造、例えばアルミサッシ採用などで非常に気密構造になってきている。こうゆうことども原因と思いますが、こうした点が消防自体の活動というか、消防施設が充実されましても直ちに解決できない問題がこの中にある訳であります。この点先程申し上げました消防の任務のもう一つの課題、災害予防の問題に重要な役割りがここにもあると考えられるのであります。
何かの与論調査でみたのでありますが、今の日本で最も信頼されている職種は何かという調査結果では、消防が最も信頼されている職種になっております。
こうした信頼されている消防に対し国民がそれだけ消防の指導に対して、その内容を理解しようとし、また協力しようとする体制にあるということを物語っているのであります。
そうゆう意味から皆様方は、その地域の安全管理者としての立場で、やはり生活周辺の危険をできるだけ少くしていくという指導を充分やっていただきたいと考えるのであります。
住民は、消防を絶体に信頼しているわけであります。
どうか防災体制の中でも、特に予防について住民一人一人に植え付けていただきたい。
最近の情勢の中で消防が信頼されているとはいえ、住民が稍々もすれば、消防任せ、ということになり勝ちでありますが、防災業務は住民の一人一人の意識と協力がなければ全きを期することはできないのであります。どうか住民と手を握り合って防災体制を築き上げていただきたいのであります。生活の安全こそが福祉国家の原点であります。
そのような考えの下にこれからの消防の業務に充分努力していただきたいと願う次第であります。(要旨)

あぶないよ 小さな
すいがら
大きなそんがい

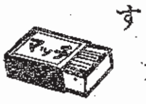

オールテトロン ジエットホース 消防用・消火栓用
森田・初田(賠償責任保険付)A・B・C粉末消火器
イシワタ式救助袋・設計施工

森田式自動車ポンプ
総代理店 株式会社 高義商店
TEL湯沢③2588③2932 稲川 ②2125
日本機械自動車ポンプ (01834)②2126
高義商事株式会社
TEL横手②3880・②3881

田仲工業所 TEL天王53
工藤染物商店 TEL秋田(62)3178
工藤米治商店 TEL大館②2121
鹿角自動車整備KK TEL花輪③2074

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　中田初雄
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　④3158

消防に関する世論調査
「消防の動き」から

総理府広報室は、本年七月に消防に関する国民の意識を調査して、その結果をこの程公表した。その一部を参考まで紹介する。

一、調査の概要

(一)調査時期
7月9日―7月15日間

(二)調査対象者
全国20才以上の男女、五、〇〇〇人（無作為抽出法）

(三)調査方法と回収結果
調査員による面接聴取、回収数四、一七五人（回収率八三・五％）

二、調査結果の概要

(一)火災に対する備え

◎家庭で消火のため、普段から用意しているものは。
○消火器　六五％
○風呂桶に水　一六％
○バケツに水　九％
○防火用水　四％
○その他　二％
○特にない　二一％
○わからない　一％
となっており、消火器の用意が年々増加しているが、用意のないものが二一％も占めている。

◎消火器の用意している家庭での置場は、
○台所　六二％
○玄関　一八％
○廊下、階段　一一％
○居間　九％
○店舗　七％
○風呂場　四％
○その他　八％
○場所知らない　一％
で火を使う台所が最も多いのは当然としても家庭内の置場を知らないものもいる。

◎就寝前に「火の元」の点検をしているか。
○必ずする　八一％
○概ねする　一五％
○しない時が多い　三％
○しない　一％
となっており、これを男女別にみると
◆男の場合
○必ずする　七七％
○概ねする　一八％
○しない時多い　三％
○しない　二％
◆女の場合
○必ずする　八四％
○概ねする　一三％
○しない時多い　二％
○しない　一％
となっており、男は女より火の元にルーズのようである。

(二)消防団に対するもの、

◎消防団になるには、職業や男女等による制限はないが、もしあなたに消防団に入ってほしいといわれたら。
入ってもよい　一六・九％
○入りたくない　六三・八％
○わからない　一九・三％
となっている。

◎消防団に入ってもよいと考える者の理由は、
○消防活動は住民の義務だから　三六・五％
○世の中のために役立ちたいから　二六・九％
○住民組織として重要な役割りだから二三・二％
○家にいるから、近くで働いてるから　九・六％
○消防署員だけでは足りないから　四・二％
消防活動が好きだから　〇・九％
○その他　五・四％
特に理由ない一二・二％で、住民の義務とするのが三分の一以上占めている。反対に

◎消防団に入りたくない入りたいが入れないとする理由は、
○女だから、年よりだから、体力がない、危険だから　五二・五％
○自分の職業と両立しないから、職場が遠いから　二九・七％
○家事が忙しいから、子供がいるから一五・〇％
○待遇がよくない　〇・四％
○その他　四・九％
○特に理由ない　六・三％
で、年令、体力、危険などが半数以上を占めている。

(三)地震に対するもの

◎大地震が発生する可能性や発生した場合の危険性について考えたことがありますか。
○考えたことがある　五六・六％
○考えたことがない　四三・四％

◎大地震が起った場合、どのようにするか家族と話し合ったことがあるか。
○ある　三二・七％
○ない　六四・三％
○家族がいない　三・〇％

◎大地震が起った場合の心構えはできている方だと思いますか。
○出来ている方　三九・二％
○出来てない方　四五・二％
○わからない　一五・六％
で大きな地震が発生する可能性や危険性を考えながらも、その心構えや対策を考えている人が少ないのは意外である。

協会理事会を開催

県消防協会では、十一月十七日午前十時三十分から協会役員会室において理事会を開催した。

中田会長あいさつのあと日本消防協会の行う表彰について各支部から内申のあった表彰旗、竿頭綬及び、功績章、精績章などについて慎重に審議を行い、公正な選衡を実施した。

会議後、消防団員福祉共済制度に加入の促進、各支部分担金の納付、陳情事項の処理その他について協議し、さらに酒田市大火罹災者に対し本会から山形県消防協会を通じて義援金拾五万円を贈ることをきめ、午後二時終了した。

なお、義援金は十一月十九日に送金した。

専科教育実施計画
県消防学校

県消防学校では、年度当初計画の一部を変更し、消防職（団）員の専科教育を次のとおり実施することになった。

◎消防職員級
原因調査科（六日間）
12月13日―12月18日
警防科（四日間）
2月1日―2月4日
予防科（四日間）
2月15日―2月18日
救急科（五日間）
2月21日―2月25日
新消防操法伝達講習（三日間）
1月11日―1月13日

◎消防団員級
団教習科（四日間）
12月7日―12月10日
団教習科（四日間）
1月25日―1月28日
団幹部科（三日間）
2月8日―2月10日
団幹部科（三日間）
日本消防協会委託教習
1月18日―1月20日

◎消防職（団）員級
機関科（自動車）
3月1日―3月4日
同（小型トーハツ）
3月8日―3月11日
同（小型ラビット）
3月15日―3月18日
同（小型芝浦）
3月15日―3月18日

各機関科は何れも四日間で実施する。新消防操法講習は、県消防訓練要領の全面改正について実施する。日消委託の団幹部科は一般教養について実施する。（1月以降のものは昭和五十二年）

自分の仕事への意識

大曲仙北広域消防本部
予防課　富樫　俊悦

自分で選択した職業に誇りを持たないものはないだろうが、かつて「消防」ということばに少なからず嫌気を覚えた時代があった。他の職業の追従のできない尊い仕事であり、歴史的にも世界的にも特異な伝統を誇りながら、旧態の「日暮し消防」のイメージを打壊できない苛立たしさからである。拝命以来二十一年の現在においても、いくばくかの不満の念、更には見栄、外聞、世間体を意識した気持が働いていることは肯定できないが、まず社会の無理解を嘆くまえに自らが消防がもつ重要な意義を認識し、自らの行動を通じて広く理解を深めて行く努力が肝要であると痛感する。

昨年から県消防学校の講師として予防教課の査察科目を担当しているが、派遣生に対して、われわれが行なう査察こそ世間の理解を得る、また消防を評価される最大の方策であると判断され、そのためには人間的にも技術的にも教養を深めることが涵養であると強調しているのであるが、現在の消防機構全体の中で自ら学びとりプロ職業へ目ざしての転換を図るよい環境とは、必らずしもいいがたい。

しかし、目まぐるしく変転する社会にあって、環境がよくないからといって、いたずらに無為に過すことは許されないはずである。なぜならば、客体に対して無礼このうえもないことであり、また自らが糧を得るため、義務としての「仕事」が必然的に拘束しているからである。いまここで真剣に自分の問題として自覚しない限り、一人世間から取り残されて、世間で揶揄する「火消」、「日暮し」消防の域を脱することはできないであろう。自分の仕事としての「消防」の高揚は一に自身の責任であり、消防全体が為すべき急務であると思う。

余滴

T・H生

◎地震と火事

◆昔から恐いものは、地震、カミナリ、火事、オヤジと言われてきたが、戦後、父親たるものの権威な段々落ちてきた。カミナリもヤタラに被害を与えているワケでもなく、やはり恐いのは地震と火事であろう。

◆地震学者の故人河角博士が、大地震は六九年周期に起きると発表して論議を呼んだが、一部にその確率は高いといわれている。しかし六九年周期にその前後各十三年の偏差をみているから、十三年を差し引いた分と、加えた分の期間が危険ということになりそう。

◆大正12年の関東大震災が発生してから五四年も経っている。周期説からすれば遠からずやって来る勘定になる。巨大な都市ほど被害が大きいに違いない。

◆昭和46年、ある工学博士が、十勝沖地震の際、火災が発生した十和田市の経験をもとに、東京都内の地域を選定して、冬期採暖器具の実態を調査したら、当時都内の石油ストーブ等の数を三一八万台と推計されたという。推計だから実数は判らないが、若し大地震が発生したとき、使用しているものの七〇パーセントとし、出火率を一・三二パーセントとすれば、都内で三万件の火災が発生するという、これも推計である。

◆最近のストーブは、振動自動消火装置になっているから、この計算は適用しないだろうが、何れにしても器具の不始末から相当の火災が発生することは容易に想像されることである。

地震の予知、予報は防災上極めて重要なことである。しかし現在いろいろな面から研究されているが地震観測は天気予報のようにはいかない。

ある日突然、グラリガタガタとやって来るから誰でも吃驚仰天、逃げることに気をとられて、火の方はその次になり勝ちである。

◆これまで地震による火災は、ストーブの倒れたものより、逃げるとき倒したり家具類が倒れたり、落下物によって出火する例が多いといわれている。このようなことのないよう平素から危険な状態をなくしておく考えが必要である。

◆地震による被害は、地震による火災の被害の方が多いそうだから先ず火を消すこと、あわてて表にとび出さない。主振動は長くても一分位、建物は瞬間的に倒れることはまずない。たとえ家が傾いたとしても、焼かないことを念頭に、ふだんからの備えを充分にしておきたいものである。◆

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
横手　電話（2）〇四一六
（01823）
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ

全国統一標語

火災は人災
防ぐは
あなた

「消防団員福祉共済制度」ご加入のおすすめ
わずかな掛金で高額の保障

制度の特色

1．公務中の災害保障は勿論、公務中以外の災害保障も得られます
2．わずかな掛金で高額の保障が得られます
3．1年ごとに契約を更新するため経済変動に対処できます
4．1年ごとに収支計算を行なって剰余金が生じた場合は配当金をお返しします
5．無診査で加入手続きが簡単です

日本消防協会・秋田県消防協会

秋田県内の大火
明治から昭和まで (1)

十月二十九日夕刻、隣県の酒田市で強風下に火災が発生し、千二百余棟を全焼する大火災となった。

近年、消防の常備化、広域化が進んでから、このような大火は殆んど発生していない。岩手県三陸沿岸に発生した大火以来十五年ぶりだという。

風雨波浪注意報発令中の悪条件下であったとしても残念なことである、悪条件だからこそ大火になったのである。最近、石油コンビナートや高層建物火災などに多くの目が向けられている。勿論これは大切なことである。しかし大火は忘れた頃にやってきた。

本県でも戦後、千戸以上焼失した火災が能代市、大館市に発生している。秋田県は昔から火災が多く、しかも大火が多い、徳川幕府末期の天保、安政の頃の火災年表をみても特に当時の久保田、土崎、能代などに多く発生している。

これは地域住民の火の取扱いに関する考え方、町の構造や建物の状態、気象的条件など原因がいろいろ複合した結果かも知れない。

参考まで明治以来、秋田県内の主なる火災を県消防防災課の資料などから順に拾ってみることにする。

明治元年（慶応四年）
戊辰戦争の兵火により県内各地に大火が発生し、多くの民家等が焼失した。
その主なるものは
大館　七五〇戸焼失
坊沢村　三〇〇戸焼失
本荘城陥落焼失
民家等　七七〇戸焼失
このほか、兵火の被害は
雄勝郡内　三八五戸
平鹿郡内　八一八戸
仙北郡内一、一四六戸
河辺郡内　二六九戸
秋田郡内二、〇六六戸
この計、四、六八四戸、寺社五一棟、倉二二〇棟、役所一二棟となっている。

明治三年
六月、能代馬口労町から出火七〇〇戸を焼失（俗に太郎兵工火事という）
九月、大館足軽町から出火、三五〇戸を焼失した。

明治五年
四月、秋田大町から出火、五町内三一六戸焼失、十月、土崎港新城町より出火、一五八戸焼失した。

明治六年
八月二四日、秋田東根小屋町秋田県庁が出火焼失

明治九年
四月、土崎港見姓寺長屋から出火、三三七戸焼失
十月、富根村で一四〇戸

明治十年六月
横手町前郷より出火、一六五戸焼失、焼死一名。

明治十二年
十月、亀田町で二五〇戸を焼失（放火）した。

明治十三年
六月、能代港上町より出火、一、二六八戸を焼失（俗に小走り火事という）七月、秋田久保田城大広間御座付近から出火、城全部を焼失した。

明治十五年
八月、角館町内で出火、二六〇戸と主要建物焼失
九月、亀田町で一五〇戸。

明治十七年
五月、能代港大町から出火、六〇〇戸焼失（俗に金丸火事という）
六月、本荘町で出火して二八〇戸を焼失した。

明治十八年
六月、角館町で一一〇戸。

明治十九年
三月、亀田町で二〇〇戸、四月三十日、秋田川反四丁目田原谷方から出火、烈風のため火勢は拡大し、八橋、寺内方面まで延焼し、さらにこの火災中、亀の丁岡本方から出火、中心部が殆んど焼失する大火災となった。
焼失家屋等三、四七四戸焼死者一七名、負傷者一八六名に及んだ。（これを俵屋火事という）

明治二十年
十二月、土崎港酒田町から出火、住家三一四戸、小屋等九棟を焼失した。

明治二十二年
五月、横手町大町上丁から出火、住家六一七戸、非住家四二棟を焼失した。（俗に、うどん屋火事という）

明治二十三年
三月、能代港上川反町から出火、八〇〇戸を焼失した（平忠火事という）
九月、同柳町から出火、五〇〇戸を焼失した。（何れも原因が不明）

明治二十四年
五月、本荘町和泉町から出火、烈風のため拡大し由利橋を焼き、川向いの石脇、川口部落に延焼、六二五戸を焼失した。

明治二十七年
十月二十二日、酒田大地震が発生、秋田山形両県での被害は、倒壊三、八五八棟、焼失二、一四八棟、死傷者七二〇人に達した。十一月、土崎港古川町から出火、四五〇戸が焼失した。

明治二十九年
八月十三日、秋田、岩手に大地震が発生（六郷地震という）、被害は、家屋全壊五、八七九戸、焼失三二戸、死傷二〇九人に及んだ。

明治三十年
三月、能代港幸町から出火し三五〇戸を焼失、（風呂屋火事という）

明治三十三年
五月、角館町で放火による火災、二六二戸のほか警察署、郵便局、寺院などを焼失、焼死者二人、八月、能代港長根町から出火、四町五〇七戸を焼失した（願勝寺火事という）

明治三十四年
十一月、能代港畠町から出火、二七九戸を焼失、

明治三十五年
五月、刈和野町二日町から出火、住家のほか銀行、郵便局など二四二棟を焼失した。

明治三十六年
四月二十六日、横手町水上町から出火、強風のため火勢が拡大し、八時間余り延焼して住家など、一、八九八戸を焼失した。この火災の死傷十九人、五月、本荘町油小路本荘小学校から出火、住家など一五〇棟を焼失した。

明治三十八年
五月、秋田市大町二丁目から出火、住家など二一八棟を焼失した。
同、花輪町で一三七戸、七月、秋田市役所から出火し焼失、住家五戸が類焼した。
十二月、能代港柳町から出火一三六戸を焼失。
九月十七日、小坂鉱山の堤防が欠壊し、一六〇戸が流失して死者五十余人を出す惨事が発生した。

明治三十九年
一月四日、院内鉱山で坑内爆発事故が発生し、坑夫など一〇一名が死亡。
五月、能代港下川反から出火、二二四戸を焼失、
十一月、能代港大町から出火、郡役所、郵便局、税務署、小学校（二校）など一七一棟を焼失した。

明治四十年
七月、能代港馬喰町から出火し、一九〇戸焼失、同、土崎港一騎町から出火、九四戸を焼失。

明治四十二年
四月、河辺郡四ツ小屋村で汽車の飛火により出火、八三戸を焼失、死者三名を出した。

明治四十五年
七月、能代港柳町稲荷小路から出火、一四四棟を焼失した。
十月一日、五城目町で出火、二五〇戸を焼失した。

（次号は大正、昭和）

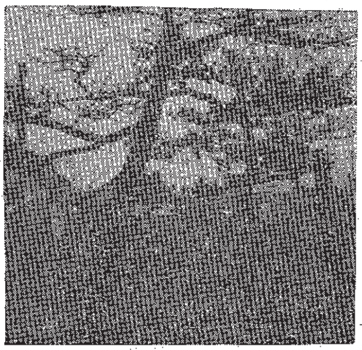
大火の跡（昭和24年　能代市）

旅行するとき火の注意

年末、年始の旅行シーズンになります。この時期はホテル、旅館なども忙しさに追われ、客の方もまた開放的な気分から火災予防の注意に欠けやすいので、旅先での火災や留守宅からの火災が心配されます。旅行するときは、次のようなことに注意しましょう。

一、出かける前に
○安心して留守にできるよう、火の元を充分にたしかめてから出かけるようにする。
○不測の事故に備えて、隣り近所に留守することを伝え、外出先の連絡方法などを知らせておく。
○旅先で火災にあったとき、避難しやすいような身軽るなしたくで出かける。また停電などに備えて懐中電灯は持参した方がよい。

二、宿泊するときは
○ついたら、まず従業員に案内させて、非常口避難階段、避難器具などの位置や使い方など避難の方法を自分でたしかめておく。
○荷物や身廻り品は、よく整理しておきいつでも持ち出せるようにしておく。
○火事に停電はつきもの懐中電灯は枕元に用意しておく。

三、もし、火事にあったら
○火事を知ったら、大声でまわりの人に早く知らせる。
○服装にこだわらず、できるだけ早く避難する。
○いちど避難したら、荷物などをとりに絶対にもどらない。
○いっしょに泊った人で逃げおくれた人があるときは、早く消防隊に知らせて助けを求める。

四、団体旅行では
○出発前に地元の消防機関に連絡して避難方法などを問い合せて参考にするぐらいの配慮がほしい。
○幹事まかせにしないで、お互いに協力しあい、自分勝手な行動はしない。
○幹事は避難した人員を確めて、逃げおくれた人があるときは、現場の消防隊に早く知らせる。
などの心構えが必要。

ある「コントラスト」

佐々木　佳夫

早いことの話ではあるが本年の三月中旬所用のため、田沢湖町にでかけた帰途神代地区より角館町に到る国道四十六線上において、なにげなく車の窓からのぞいた残雪の田甫が、見わたすかぎり山裾まで広がり、それにときおり夕方の残光が差してくると「キラキラ」と輝きそのすばらしさはなにものにもたとえがたく、いぶし銀の如く、また練り絹を敷きつめたとはこのようなものではないだろうかとしばし幻想の世界に遊んだことでした。

さて、過日四国高松市に会議のため出張があり前日に出発東京に一泊し、早朝新幹線で岡山に出て宇野に到り「切符」を見たら正午頭出港するホーバークリフトでありましたが駅の案内放送によると「本日は強風のため波が高くホーバーは欠航しておりますので国鉄の連絡船に乗車して下さい」とのことであった、とっさにピンときたことはホーバーであれば高松まで十五分程度、午後一時の会議まででは十分まにあう計算で来たものが連絡船となると一時間はかかり会議に遅れるのではないかということであった。

しかし欠航ならいたしかたないので急いで連絡船に飛乗り、正午宇野港を出発、港の中はそれほど波は高いとは感ぜずこの程度でホーバーは欠航するのだろうかと思いながら防波堤を一歩出たとたん「ウワーこれは相当な波だ」、今まで四国に渡ったことは五、六回あるがこれ程の波の高い瀬戸内は始めてだと思いながら屋上の展望室に行って海面をながめたら波頭が白く輝き、そのうねりに秋の陽光が差し、島々の裾まではてしなく連なりどこかで見たことのある光景に思われるがなかなか頭に浮ばない。しばらくして「ハッ」と気がついたことは春先の国道四十六線で見た残雪であった。雪と波浪こそ「コントラスト」一方は静、一方は動ではあるけれどあのいぶし銀の感じ練り絹を思わせる状景はまったく同じものであり自然界の妙に驚いた。

その後会議は円満に終り懇親会に入り終了近くになり酒田大火の第一報が入った。驚きながら散会し外に出てみたら相変らず強風が吹きあれ酒田の火災が気ずかわれてなりませんでした。あくる日上林消防長の行方不明を知り帰宅後殉職の非報に接し、今はただただ上林消防長の霊の冥福を祈るのみ。（大曲仙北広域消防本部、消防長）

感電の防止を

○テレビの内部には、高い電圧になっているところがあります。年の暮れになると、裏ブタを取って内部のゴミをふきとるなど、手入れをしますが、そんなときは必ずコンセントからコードのプラグを抜いてから行うこと。
○電気洗濯機のアースは湿気の多いところはもちろんのこと、どこにおいても必ずアースをつけることを忘れないで。
○コンセントにも注意
幼児がコンセントにヘアピンを入れて感電した例があります。使用してないコンセントはフタ付コンセントにするか、コンセントにテープなどを貼っておくのも一つの方法です。幼児のおられる家庭では特に注意して下さい。

オール テトロン ジエットホース（消防用・消火栓用）
森田・初田（賠償責任保険付）A・B・C粉末消火器
イシワタ式救助袋・設計施工
森田式自動車ポンプ
総代理店 株式会社 高義商店
TEL湯沢③2588③2932　稲川 ②2125
日本機械自動車ポンプ　(01834)②2126
高義商事株式会社
TEL横手②3880・②3881
田仲工業所
TEL天王53
工藤染物商店
TEL秋田(62)3178
工藤米治商店
TEL大館②2121
鹿角自動車整備KK
TEL花輪③2074

中田建設株式会社
取締役社長　山崎　寛
専務取締役　中田　栄喜
本社　秋田県能代市万町4の20 TEL (01855) 2—5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL (0188) 24—3241代表
東京、仙台、岩手

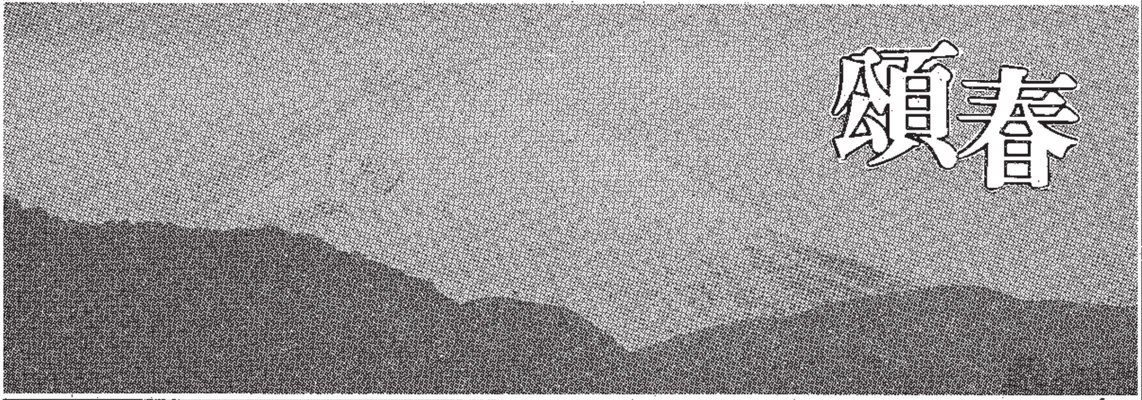

消防秋田
定価　1部　20円
秋田市中通4
発行所　秋田
郵便
発行編集人　中
印刷所　能代市上
有限会社　北
電話

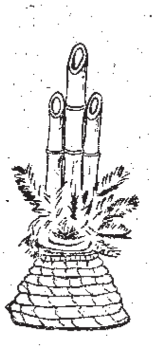

年頭の辞

消防庁長官　林　忠　雄

明けましておめでとうございます。

年頭にあたり、国民の生命と生活の安全確保に常日頃献身的に御尽力下さっている皆様方に心から敬意を表するものであります。

近年、国民生活をとりまく社会環境は大き変ぼうをとげてきておりますが、国民の安全な社会への期待は従来にも増して高くなってきています。それは豊かな地域社会の条件であり、住民福祉向上のための基盤であることから安全な社会に対する願いが強いことは当然のことであるといえましょう。戦後三十年このかた経済の高度成長の過程を経て私達の生活は著しく多様化し、かつ豊かさを加えて来ています。

しかし、国民生活の安全をとりまく環境を見まわしてみますと、道路の拡幅、建造物の不燃化等安全化した面もありますが、依然として大部分の都市は、緑地、オープンスペースは少く、木造家屋等非耐火建築が大部分という状態であり、火災に対しては寸時の油断も許されない状況にあります。

また、これに加えて石油をはじめとするエネルギー多消費傾向、危険物施設の増大、無窓建築、新建材の採用、超高層ビル、地下街、雑居ビルの増加等は新たな危険を感じさせ、ガス爆発極火災、石油コンビナート火災等の災害の発生の危険が新たな不安を与えてきております。

このため、防災に果たす消防の役割もますます増大し、かつ重要なものとなっております。

特に石油コンビナート等の特殊災害は一旦発すれば多くの人命と財産を失わせる場合が多く、従来の防災体制では十分対処しきれないところから石油コンビナート地帯全体についての総合的な防災体制の確立や屋外タンク貯蔵所の許可、検査の強化を図ってきているところであります。

また、昨年は酒田市の大火や台風十七号をはじめとする災害で数多くの犠牲者を出し、甚大な被害をこうむりました。

国や地方公共団体では国民生活の安全を確保するために大火を含む一般火災、特殊災害、風水害、地震等を想定して災害の発生そのものを防止する対策、発生した災害による被害を最小限にくいとめる対策を立てていますが、今後は更に各種の災害に関するデーターを科学的に分析しその結果を十分ふまえて従来の対策に反省を加えながら、より効果的、より実際的なものに高めて行かなければなりません。

次に、昭和四十九年六月の消防法の改正により、スプリンクラー等の消防用設備の設置の基準が既存の百貨店等の特定防火対象物にも、さかのぼって適用されることになっております。

これらの設置の猶予期限は、百貨店、地下街及び複合用途防火対象物については本年三月末日までであり、旅館、病院その他の特定防火対象物については昭和五十四年三月末日までとなっておりますが、現時点ではその設置状況は満足のゆくものではありません。

企業にとって消防用設備等の設置は、少なからざる出費を伴うことになりますが、安全の保障こそ最大のサービスであるとともに企業存立のための社会的責任であることに思いをいたし、早急にその整備を全うされることを願うものであります。

また、今年も国、地方公共団体の財政は楽観を許されず、消防行政に及ぼす影響についても憂慮されるところですが、消防に対する投資は、国民の生命と財産を守るために欠くことのできないものでありますので、その財政措置のため消防庁としましては、従来にも増して努力する所存であります。

最後に、皆様方にとって今年も幸多き年でありますよう心からお祈り申し上げて年頭のごあいさつといたします。

年頭の辞

日本消防協会　会長　赤　城　宗　徳

昭和五十二年の新春を迎え、消防界の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は年頭初以来且つてない地方財政の窮迫に堪え、ひたすら消防行政の進展に力をつくされた各位の不断の努力に対し心から敬意を表するものであります。

しかしながらご承知の如く梅雨期に発生を見ました鹿児島県及び静岡県伊豆地方に発生いたしました集中豪雨禍、更に九月上旬に発生をみた台風十七号による被害は、人的物的に莫大な損害を与え、今更ながら台風災害の猛威に対し防災体制の強化を痛感した次第であります。

その後十月下旬、山形県酒田市に発生をみた大火災は戦後四番目の火災記録となり、改めて消防諸施設の整備充実の急務なることを再認識したのであります。

消防界はこの忌まわしい災禍を試練として将来に対し、鉄壁の消防防災体制の整備強化を図ると共に地域社会の安全確保に、更に一層の努力を傾注しなければならないと考えます。

年頭にあたり消防界の皆様のご多幸を祈念すると共に所懐の一端を述べて年頭の辞と致します。

年頭にあたって

―豊かな郷土づくりを目指す―

秋田県知事　小　畑　勇二郎

消防の皆さま、明けまして、おめでとうございます。

新春にあたり、皆様の一層のご健康とご活躍をお祈り申し上げます。

ことしは、秋田県が今後の発展を期するうえで極めて重要な年であると存じます。それは、昨年皆さまのご参加を得て策定いたしました第四次秋田県総合開発計画の実施第二年度にあたり、その本格的な推進を図る年であるからであります。

とくに、昨年末「四総とわが地域」「四総とわが市、町、村」を合言葉に、地についた計画の実施に努力してまいりましたが、ことしは、さらにその着実な展開を図りたいと考えております。

申すまでもなく、この計画の目標は「くらしの豊かさ」「心の豊かさ」「環境の豊かさ」の調和した真の豊かさに満ちた郷土づくりにありますが、「くらしの豊かさ」につきましては、まず、昨年のきびしい冷害に対する謙虚な反省のうえにたって、農業の原点ともいうべき「土づくり」「種づくり」「人づくり」の基本にたち返り、土地改良、育種、指導など大胆なしかもきめ細かな対策を実施しなければならないと存じます。

また、かつて全国最下位を低迷しておりました県民所得水準も、皆さまのたゆみないご努力の結果、四十九年度には全国中位に躍進してまいりました。

今後これをさらに大きく伸長させるために、地場産業の振興、内陸工業の開発を図ることはもちろんでありますが、さらに長期的な展望のもとに、秋田湾地区開発計画による基幹的工業基地の建設に着手いたしたいと存じます。

現在、六年がかりの綿密な基礎調査を実施中でありますが、ことしは皆さまをはじめ多くの方々のご参加による基本計画づくりを完成いたしたいと存じております。また、社会福祉につきましては、今後とくに在宅福祉の充実、ボランティア活動の拡大を図りたいと存じます。このためには、福祉施設の整備に努めることはもちろんでありますが、なによりも地域における相互扶助の精神、いわゆる「福祉の心」の高揚に努めたいと存じます。

一方、七年目に入った県民皆検診事業については、

二面へつづく

謹賀新年

秋田県

知事　小畑勇二郎
副知事　佐々木喜久治
総務部長　出口広光
民生部長　三浦良一

消防防災課

課長　参事　同　参事　課長補佐　課長補佐　同　同　同　主査　同　主査　庶務係長　防災係長　消防係長　危険物係長

安田悠悦　森田高次　中村恭蔵　杉館定二郎　高橋良蔵　佐藤正　小松二郎　宮嶋長一郎　菊地喜三郎　古田透弥　加賀谷悦郎　片村清悦　井上和吉　石川稔

消防学校

学校長　正田清
学校長補佐　相沢雄幸
教務係長　大石正則

消防協会

会長　副会長　同　同　理事　同　同　同　同　同　同　同　同　同　同　同　同　監事　同

中田初雄　佐藤純兵　銭谷小太郎　佐々木賢一　大里文雄　伊藤菊男　佐野岩三郎　今山弘毅　安田惣悦　正田清　越後谷忠光　藤田長助　田畑栄太郎　谷藤征得　山脇新八　佐藤育秀　高杉正巳　柏谷芳郎

事務局

局長　保坂悌之助
主事　保坂吉之助
同　井上和枝

外、消防会館職員一同

二面からつづく

さらにその輪を広げるとともに、総合保健医療センターの建設計画を促進するなど全県的な医療体制の拡充に努めたいと存じます。

「心の豊かさ」につきましては、皆さまとともに進めてまいりました生涯教育運動も七年目を迎えました。自らの生きがいは、自らが学び見出さなければなりません。このため、ことしはブロックの窓口、奨励員の充実を図るとともに生涯教育推進の拠点として生涯教育センターの建設構想を固めたいと考えております。

「環境の豊かさ」につきましては、郷土の美しい自然を守り、安全でやすらぎのある快適な生活環境の確保に努力したいと存じます。

それには自然の保護、公害の監視、さらに上水道の普及に努めるとともに、秋田湾、雄物川流域下水道、産業廃棄物処理施設などの整備を促進したいと考えております。また、県内の生活道路の整備を強力に推進するとともに、東北横断自動車道秋田線の整備計画の促進、鉄道網の充実強化、新空港建設の促進を図りたいと存じます。

いま、景気は依然として停滞し、県財政も一段ときびしさを増しておりますが、皆さまのご協力のもとにこれを切り抜け、さらに進んでより豊かな郷土建設を目指して全力を尽くす所存であります。

どうぞ皆さま、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭のごあいさつ

秋田県警察本部 本部長 鈴木良一

新年を迎え、全県消防関係者のみなさまのご健勝を心からお慶び申し上げます。年頭にあたり、先ずもって日ごろ交通事故による被害者などの救急活動、山岳遭難などの人命救助、その他災害救助等警察活動に寄せられましたみなさまの献身的なご協力に対し、深く敬意と感謝の意を表します。最近わが国は、産業経済のめざましい発展をみた反面、人口の都市集中化、建造物の高層化なども進み、したがって災害の様相も複雑多様化しつつあるところであります。

昨年の状況をみましても、日本鉱業水島精油所爆発火災、山口市の自動車工場ガス爆発、山形県トンネル現場のガス爆発事故などのほか、最近の酒田市の大火、あるいは新宿雑居ビル爆発火災など大規模災害が相次いで発生し、しかも発生件数は減少しているのに災害による死者が増加し、また風水害、その他の災害においては、被害額が大幅に増加するという現状であります。

本県においては、昨年は人命にかかわる大規模な災害は発生しておらず、災害の発生件数も前年に比べて減少し、また自然災害についても、七月から九月にかけての大雨被害、十月下旬の強風波浪災害により農産物、漁業、公共土木施設等に多くの被害はあったものの、全体としては自然災害の少ない年であったのであります。

しかし酒田市のような大火や、台風水害など大規模災害の発生する危険性を常にはらんでいるとみなければならないと存じます。

みなさまにおかれては、このような事態に対処するため、装備資器材の整備充実と各種災害にいどむ諸活動の絶ゆまない訓練により、消防力の強化をはかっておられますことは、県内治安を担当する私どもと致しましても、まことに心強い限りであります。

今後さらにみなさまと相たずさえて各種災害の複雑多様化に対応した防災対策を推進するとともに、迅速適切な救助活動を行うことにより、県民生活の安全と平穏の確保に努めたいと存じます。

おわりに、みなさまの警察に対するご理解とご協力に対し、重ねて感謝申しあげますとともに、一層のご健勝とご活躍を祈念し、新年のごあいさつと致します。

年頭の辞

陸上自衛隊秋田駐とん地司令 金田 実

消防防災関係者の皆さん明けましておめでとうございます。

ご家族ともども明るい新春を迎えられたことと心からお慶び申し上げます。

昔からお目出度い話や縁起のよい話として「江戸の火消し」が話題となり、今なお語り継がれておりますことはご承知のとおりであります。

当時の防災は総て人力に頼り、これに当る威勢のよい若者の活躍が大衆からもてはやされ、高く評価されたからであろうと思われます。

人々の生命財産を命をかけて災害から守る献身的な活躍は今も昔も変りなく称賛されていることはご同慶にたえません。

この機会に、ベトナム解放後の朝日新聞サイゴン特派員による現地火災消火活動取材記事の一部を紹介し、わが国の消防活動と比較して考えを新たにするのも一興かと存じま

「ある朝、サイレンの

記者は、解放後の消防活動を取材して見ようと現場に急行した。火災現場にはどこの国でも同じこと野次馬が黒山をなしていたが、その中で火元の家族がホロホロと泣きながら右往左往していた。

間もなく屋根は燃え落ち火勢も下火になった頃ようやく消防車が到着し、実にのんびりと放水を始めた。

それを見た家族は、手を合せ地面にひれ伏さんばかりに何回となく拝礼した。そして鎮火を確めた野次馬は満足した顔で参々伍々散って行った。」

ざっとこんな記事の内容が、あまりにも非実際的であり又滑稽でさえもあります。

わが国における防災対策は、あらゆる角度から研究され迅速機敏な初期消火態勢がとられており、心から敬意を表する次第であります。

また「事」に当り身の危険も顧りみず県民の生命財産を守られる消防関係各位の日頃のご活躍に対し、あらためて深堪の感謝を申し上げる次第であります。

豊かに伸びゆく郷土秋田の発展のため、本年も消防関係者各位の一層のご精進とご活躍を祈念して年頭のごあいさつといたします。

年頭にあたって

秋田県民生部 部長 三浦良市

消防関係者の皆さま、明けましておめでとうございます。

皆様には、ますますご健勝で新年を迎えられたことと存じ心からお喜び申し上げます。昨年は、冷害と不況の中で社会福祉全般にわたっていろいろと論議された年でありましたが、県民生活に密着した社会福祉行政は、どんな経済状況のときでも着実に進めていかなければならないものと考えております。

本県の社会福祉行政は昭和四〇年代には、県民のニーズにより各種施設の整備を行ってまいりまして、一部心身障害者の療護施設やねたきり老人の特別養護施設、保育所を除き概ね達成されたものと存じております。今後は、施設整備は勿論でありますが、在宅援護に重点をおいてまいりたいと存じます。

社会福祉は、これまで県民のニーズもあり行政主導型に近い形で進めてまいりましたが、これからは地域の皆さんの思いやりの心が一番大切であると存じます。

こうしたことから、本年は、地域福祉活動の中心的役割を果す市町村社会福祉協議会の充実強化を図るほか、県民の皆さまが社会連帯意識のもとに地域における相互扶助の精神を高めるための体制づくりを考えてまえりたいと存じます。

ボランティア活動の育成などもその一つでございます。また、次代を担う青少年が社会参加活動を通じて心身ともに健全に成長することを願いキャンプ等による野外活動の指導、有害環境の排除などの施策を積極的に推進してまいりたいと存じます。

なお、県民を交通事故から守るために交通環境の整備、生活安全道路の拡大のほか、交通事故の絶滅を期して「ゆとりで走ろう」運動を、さらに一層強化してまいりたいと存じます。

防災対策としましては、広域消防の強化、団員の確保を図るほか、石油コンビナート防災体制の確立、全県市町村及び関係機関を結ぶ防災無線を設置を進めてまいりたいと存じます。

県の財政は、昨年以上に厳しい情勢におかれておりますが、社会福祉対策には一層力を入れてまいらなければなりませんので、県民の皆さまの一層のご理解とご協力をいただきますよう心からお願いいたしまして年頭のあいさつといたします。

年頭にあたって

秋田県消防防災課 課長 安田惣悦

昭和五十二年の新春を迎え、謹んでお喜びを申し上げます。

本県の消防も関係各位の御努力により、年々充実発展してまいりましたことは誠に喜びにたえません。

さて、昨年における本県の火災の状況を顧みますと、十一月末現在、五百四十八件発生し、十三億六千七百万円の損害となっております。これを一昨年に比較してみますと、件数については十四件減少していますが損害額では逆に三億円増加しております。幸い大きな火災がありませんでしたが、十月二十九日、酒田市に発生した大火は消防対策上、少なからず教訓と反省を与えております。私共はこれを他山の石として、消防体制の強化のため今後ともなお一層努力しなければならないと存じます。

また、自然災害については十一月末現在、被害総額は百八十五億円と、一昨年に比べ百六十八億円もの大巾な減少をみておりますが、昨年の特徴としては、水害が少なく、反面、例年にない異常低温による稲作の減収と、十月二十一日の強風、十月二十八日から三十日にかけての強風波浪による果樹、漁業被害が多額にのぼったことであります。

これら火災を始めとするあらゆる災害において献身的に御活躍されておられる各位の御苦労に対し、心から感謝と敬意を申し上げる次第であります。

以上の災害の実態並びに社会環境の変化などに対応して本年は次のことに取り組んでまいりたいと思っております。

まず、防災体制の強化であります。災害の広域化に対応して県と市町村及び防災関係機関を結ぶ防災行政無線と整備、石油コンビナート地域に対する大型高所放水車等特殊防災資機材の整備、火災危険地域における消防体制の強化、その他総合防災訓練の実施等の推進を図りたいと存じます。

また、引き続き消防学校教育と消防団員研修を実施するとともに、消防機関の幹部を対象とした消防戦術の講習会等を実施することとしております。

次に火災予防思想の普及徹底であります。火災防除の原点は出火防止に尽きるのでありますが、火災の九十パーセント以上が失火であり、また、焼死事故をなくするため、市町村、消防機関と協力して、住民の御協力をうるような施策を実施したいと存じます。

県民生活の安全確保のため、どうぞ各位のなお一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり本県消防のますますの発展と各位の御健勝をお祈り申し上げましてごあいさつといたします。

年頭の辞

秋田県消防長会 会長 越後谷忠光

一九七七年の新春を迎え県内消防関係者の皆様に、心からお祝を申しあげます。

自治体消防が発足して、三十年目を迎え今日的な地域住民の期待に応えるために必要な、極めて多くの問題を抱えながら日夜郷土防災に挺身されておられる皆様に、心から敬意を表するものであります。

最近の多様化する災害要因に対応して、安全社会の実現を目ざすため、消防の取り組むべき責務も著しくその範囲を広げつつあります。

そこで、今後の基本的課題として

第一に、まず注目したいのは、昨年世界の各地で頻発した大地震とそれに伴う凄惨な被害の規模であります。常に震災危険と隣り合せにある日本列島は、近年いわゆる六十九年周期説や駿河湾地震説に代表されるように、その危険の度合いは益々逼迫している感があり、恒久対策としての都市構造の耐震化、不燃化は勿論、当面の対策としての地震時の二次災害である火災の防止と人命安全を図るための総合的な防災行政の推進であります。

第二に、石油コンビナート地帯の防災体制でありますが、昨年六月災害防止法の施行に引きつづいて特別防災区域の指定が行なわれ、男鹿、秋田の二地区が政令指定を受けたことに伴い自治体、ならびに企業自体において、それぞれの分野での施設、設備、資機材等の充実と組織体制の確立を図ることであります。

第三は、人命安全に関する事業所等の社会的責任の強化であります。法令の改正による既存の百貨店、ホテル、複合用途ビル等の防火対象物に対する消防用設備等の遡及適用と保守点検の義務化の推進であります。これと併せて従業員に対する防災、避難誘導の教育、訓練の徹底を行い防火管理業務を強化確立することであります。

第四は、防災のための行政投資の拡大をはかることであります。予知の困難な大震災害、多発する危険物災害や高層ビル火災等の特殊災害に対応する消防力の近代化、高度化の促進をはかって、地域住民の「いのちとくらしを守る」ための安全投資に積極的に取り組んでまいらなければならないことであります。

こうした諸般の消防施策の充実については、消防関係者が一丸となって英知をかたむけ、安全で住みよい社会環境づくりに最大限の努力をはらい、地域住民の付託に応えてまいらなければならないと痛感いたしておる次第であります。

最後に、今年も幸多き年でありますよう心からお祈り申しあげて年頭のごあいさつといたします。

全国統一標語

火災は人災
防ぐは
あなた

年頭のごあいさつ

秋田県水防連合会
会長　大野忠右衛門

昭和五十二年の新春を迎えるにあたり、全県消防関係者の皆様に謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様が県民の生命財産を災害から守るため日夜払われております献身的なご努力に対し深甚なる敬意を表すると共に平素当連合会に対するご協力、ご教導に対し心からお礼を申し上げます。昨年における本県の自然災害の状況は、被害総額約一八五億円にも及んでおり、このうち五六パーセント余が異常低温による農作物の減収といった冷害の被害であって、県政にとっては誠に大きな痛手でありますが、その反面例年被害総額の七〇パーセント前後を占め、本県災害の代表とされている水害が極端に少なかったことは誠に喜ばしい現象であったといえます。

しかし、全国的には台風一七号による大雨被害で死者、行方不明一六七名の尊い人命を失うなど豪雨による被害が激増しており今後の治山、治水事業の推進と相俟ってこれまでと異ったアプローチから現行の水防体制を再点検する必要性を痛感させられるのであります。一方消防界にとりましても、酒田市大火にもみられるとおり消防を取りまく生活環境も極めてきびしいものがあり、消防に課せられた責務もますます重大になってきております。

私も防災に携わるものとしてこれら当面する諸問題を克服するため、国や県の施策と併行して郷土を災害から守るという課題に皆様と共に全力を傾注して県民の付託に応えてまいりたいと存じております。

どうか皆様におかれましても新春を迎えるにあたり伝統ある秋田の旺盛な消防精神に思いをいたされ、なお一層のご精進をお願い申し上げまして新年のごあいさつといたします。

年頭の辞

秋田県市長会
会長　高田景次

昭和五十二年の新春を迎えるにあたり、県内消防職員、消防団員ならびに消防関係者の皆様に謹んで新年のお慶びを申しあげます。

火災をはじめとして、各種災害から地域住民の生命と生活の安全を守るため、わが身の危険をもかえりみず昼夜を分かたず努力をはらわれている皆様方に対し、深甚なる敬意を表するものであります。

私達の日常生活をとりまく社会環境は経済の高度成長の過程を経て大きく変ぼうをとげ、暮しのなかに著しい利便をもたらしましたが、同時にまた急増する高層建築物や石油コンビナート等の危険物、高圧ガス施設の化学工業等の災害の増加と要因の多様化をまねいております。

また昨年は、特に地震の多発した年で中国で三度に亘る大地震を始めとして、イタリヤ、フイリッピン、トルコ等で相次いで大震災に見舞れ莫大な人的、物的被害を被むりました。日本の場合も極めて局地的ではありましたが、伊豆半島と九州で直下型地震により被災しております。

こうした各種災害の予防ならびに防ぎょにあたる消防機関の果たす役割も、従来にも増して重要なものとなってきており、その拡充強化がつよくのぞまれるところであります。

しかし、昨今の財政危機は地方財政にも大きな影響をおよぼし、消防力の整備充実にも非常に厳しいものがありますが、消防に対する投資は地域住民の生命、財産を守るために欠くことのできない安全への投資であり、福祉行政の一端であることに思いをいたし、防災体制確立のため大いに努力してまいる所存であります。

おわりに、消防関係者各位のそれぞれの分野で、その使命達成のためなお一層のご精進と、今年も幸多き年でありますよう祈念し、年頭のごあいさつといたします。

年頭のことば

能代地区消防長
佐野岩三郎

昭和五十二年の新春を迎えるにあたり、全県消防関係者の皆様に、謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

昨年を振り返ってみると、全国的にいろいろと大きな災害のあった年でした。

特に、酒田市大火は、防災関係担当者に対して一大警鐘となり、大きな社会問題となって防災行政上に幾多の教訓を残した災害でありました。

また、一昨年来の経済不況は、地方財政の硬直化を招き、これまでその体質の強化充実に着々と成果をあげてまいった自治体消防にとっても財政面で大きな試練に立ち向かわねばならない年であったと思います。

このような多難な時にあたり、私達に課せられている防災責任は、益々大きくかつ重要なことを痛感すると同時に、もう一度、原点に立ち帰り現実を踏まえて、急変する時代の要請に応えられるよう徹底的に見直しを行う時であると深く肝に銘じておるものであります。

都市災害は、その形体や生活様式の変化とともに多様化し、かつ増減するものであり、私達はこの予測を正確に把握し、災害発生のピークをできる限り低く押さえ、その根源の排除に努め、他方では、企業の社会的責任の強化を進め、防災上の第一責任は企業自身にあることを強く認識させることが肝要であると思うのであります。

さて、目を足元に転じて当地区の状況を顧みるとき、組合消防発足以来五年目を迎え、装備等の消防力は、逐次強化され着実に成果をあげておりますが、火災都市・能代・の汚名を返上するには、まず、基幹産業である木材関係工場の火災防止こそ、その第一歩であるのでこの方策として、昭和四十三年十月、関係九機関の協力を求め、「木材工場特別査察班」を設け、春秋二回防火査察を行い、更に警察署・消防団・消防署の三者合同による夜間の特別査察、また、各工場への夜警員の常置、夜警員からの異状の有無の報告等の措置を講じた結果、昭和四十四年の二十三件をピークに除々に減少し、昭和五十年には僅か四件の発生に止まったのでありますが、昨年はやや増加の傾向を示して来ているので本年も工場火災の防止を最重点施策として取り上げ、絶無を期す所存であります。さらに、一般防止策としては、悪気象時の特別広報巡回の実施等を強化し、住民各層に防火を呼びかけ、理解と協力を基盤に、自衛意識の向上を図り、住民と企業が一体となった地域・組織ぐるみの体制で不安のない地域環境をつくり、住民の負託に応えるよう現有消防の総力をあげて努力する覚悟を新たにしているものでありますので、本年も何卒ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

年頭にあたり、所信の一端を述べ消防界の益々の発展と皆様のご多幸を祈念いたしまして、私のごあいさつといたします。

年頭のあいさつ

秋田県消防学校
校長　疋田清

昭和五十二年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のお慶びを申しあげます。

同時に改めて消防の皆さんのご多幸とご繁栄を心からお祈りいたします。

ご承知のように、近年消防をとりまく諸条件、社会環境というものが、大きく変化してまいりましたが、この変化は同時に災害の要因の増大と多様化をもたらし、これに伴い消防の課題も著しく、その範囲を広げてきております。

そのため、消防の任務は、年をおうごとに、ますます重要視されてまいりました。

この情勢に対処するため、消防体制の一層の確立と消防関係者の高度の専門知識とすぐれた技術の修練が要請されているのであります。

もとより消防任務は、ひとり消防機関のみによって果し得るものでなく、広く県民の深い理解と協力があって、はじめて達成されるものであります。

このため、今後における消防運営は、新しい視野に立っての組織の整備改善等、消防活動の合理化体制の確立をはかると共に、有能な消防人の育成に力をいたさなければならないと思うのでありまして、その教育訓練を担当している消防学校の役割の大きいことを痛感されます。

消防学校においては、かねてよりこれらのことを考慮して教科内容の充実と教育環境としての施設の整備に努力してまいりましたが新春を迎えさらに心を新たにして、その万全を期したいと存じます。

最近における地方公共団体の財政が窮迫してきており、消防財政に及ぼす影響も憂慮されますが、今後とも皆さんの一層のご支援とご協力をお願いして新年のごあいさつといたします。

謹賀新年

名入手拭
印半天製造元
消防被服
消防用品
前掛風呂敷
幕旗幟類
タオルのれん

寺田染工場
横手市清川町
電話②〇一六

謹賀新年

森田ポンプ　ラビットポンプ
桜ホース・ソフト吸管　赤尾消防被服
各種消火器　ガス水道工事一般

株式会社 協立

能代市栄町12の3　〒016
TEL (01855) 2-6361代表

謹賀新年

中田建設株式会社

取締役社長　山崎寛
専務取締役　中田栄喜

本社　秋田県能代市万町4の20 TEL (01855)2-5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL (0188)24-3241代表
東京、仙台、岩手

年頭のあいさつ

秋田県消防協会
副会長 銭谷小太郎

希望に輝く昭和五十二年の新春を迎えるに当り全県消防関係者の皆さんに謹んでお慶びを申し上げます。

昨年中は幸いに消防関係者各位のご努力により格別大きな火災もなくまずまずの一年を送ることができましたことは、まことにご同慶のことはまことに残念であり科学技術の日進月歩の今日人類の英知をあざけるかの如く毎年繰り返される自然の猛威をみるにつけ人力の無力さにいらだたしさをおぼえるものであります。

しかしながら消防はあらゆる災害に対応し、その被害を防除軽減する責務を持っているものでありますから消防力の強化充実と並行して変化する消防事象に迅速有効に対応できる消防知識、消防技術の向上に努めることが極めて重要である

……をいかんなく発揮し、秋田県では初めての輝く優良賞に入賞するという快挙をなし得たことは、大潟村消防団の誇りであり、秋田県消防の名誉でもあり、この栄冠を勝ちとるためご健斗された出場団員各位に心からおめでとうを申し上げるとともに、関係者のご労苦に対し深甚なる敬意と感謝を表するものであります。

終りになりましたが昨年……、在職のまま晴れの叙勲……栄に輝いた皆様、また国……、日消等の表彰に浴され……した皆様に衷心からお祝……をのべさせていただき、

大火災に対する消防体制の強化対策

県消防防災課

昨年十月二十九日に発生した酒田市の大火に際し、県では安田消防防災課長を現地に派遣し、また県内各消防本部においてもそれぞれ職員を派遣して現地調査を実施したが、これに基いて去る十一月十一日全県消防長会議を開催して検討した結果、今後消防体制の強化対策として次の事項を強力に推進することにした。

一、火災現場の指揮者を対象とした異常現象下における消防活動についての幹部研修を実施する。

○消防署長、当直司令級を対象として、消防学校において一月24日、同25日の二回、消防大学校坂本正講師を招へいし現場指揮についての教養研修を実施する。

○消防団分団長級を対象に二月五日、同十日の二回異常現象下における火災防ぎょと現場指揮についての研修を実施する。

なお、各消防本部、消防団から多数参加するよう望んでいる。

二、消防団員の教養研修を強化して資質の向上を図る。

三、各消防機関の相互応援協定を改善し、地域別に具体的な体制を確立する。

四、火災危険区域（人家密集地帯、繁華街等）の総点検を行い、消防計画の再検討を実施する。

特に消防水利については、防火水そうの増設、自然水利の効果的活用などについて検討し改善を図る。

五、都市構造の変化に対応した消防の装備、資器材の充実強化を図る。

六、大火災防止のための住民の協力体制を確立するため特に次の事項を推進する。

○飛火による延焼防止対策を強化する。

○安全な避難対策を具体的に実施する。

○駐車車両の緊急避難、除去対策を実施する。

○特殊建物（高層建物、デパート等）の自衛消防活動の促進強化を図る。

余滴

T・H生

庶民の味

◆先般上京した際、帰りの列車まで時間があったので上野広小路の寄席「鈴本」に入ってみた。若手の落語家が題して「目黒のサンマ」を身振りもよろしく熱演していた。万員の盛況で老若男女が、ゲラゲラ笑いこけていた。昔の殿様の笑い話で大筋はサンマの味のことである。◆殿様が鯛の塩ふり焼きで朝飯しを食べているが毎日の美食で飽きがきている。箸で一口食べたがおいしくもない。「コレ、三太夫別の肴を持て」三太夫「ハハッ」と平伏してその皿をさげて来たものの相憎く代りの肴がない。仕方がないのでその鯛を裏返しをし神妙な顔をして再度持参、これで食事はケリ。◆「三太夫、今日は遠乗り致すゾ、直ぐ馬の用意を致せ」殿様は気が早い。郊外をグルッと廻って目黒あたりまで来たのかもう昼頃、殿様は腹が空いてきた「コレ、三太夫昼飯を出せ」慌てた三太夫、「ハハッ、それがその早々のご出達のゆえに飯の用意は致しかねてござりまする」「腹が空いてたまらぬ、何んとか致せ」三太夫が付近の人家にとび込んだらおかみさんが恰度七輪でサンマを焼いている、殿様もノコノコついて来た。「三太夫その肴はなんと申すゾ」「ハッ、サンマと申して秋の刀の魚と申しております」「よい匂いぢゃ、所望してくれぬか」「とんでもない、この肴は下賤の者の食するもので殿の召上るものでございませぬ」「ヨイヨイ、所望致す分けて貰え」◆仕方がないので三太夫、サンマと飯を分けて貰ったが、腹が空いている上に脂の乗った焼きたてのサンマだから堪えられない。帰城して暫くたったがサンマの味が忘れられない。「三太夫、今晩の食事はサンマに致せ」やむなくサンマを求めてお膳に供した◆大喜びの殿様、「オウ、サンマちやや、懐しや、達者であったか」と箸をとったがごていねいに細い骨まで全部抜いて冷えて固くなっている、さっぱりおいしくない、「三太夫、これは何処のサンマぢゃ」「ハハッ、相州の本場より取りよせた上物でございまする」「ウン、それはいかぬ、サンマは目黒に限るゾ」……という、次第であった◆

秋田県内の大火(2)

明治から昭和まで

明治十九年四月三十日秋田の俵屋火事で、三千五百五十四戸を焼失したのが本県では最高である。明治時代から火災の多い地域は、秋田、土崎、能代、大館等が圧倒的に多い、さて大正時代からの大火災である。

大正二年

六月四日北秋阿仁町銀山下新町から出火、住家社寺、倉等一〇七棟を全焼した。

大正三年

五月七日阿気村（現大雄

八月七日には、二五一戸を全焼する火災が発生。

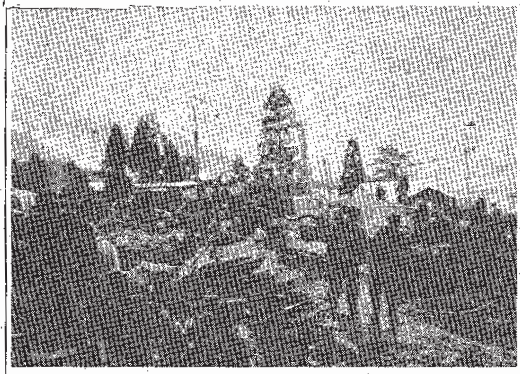

大火の跡（昭和28年、由利下郷

大正八年

五月二十七日大館中町から出火、住家三五〇戸、土蔵三〇棟を焼失した。

大正十年

十月十三日五城目町上町から出火、住家二六五戸、土蔵など二五棟を焼失。

大正十一年

一月二日、土崎港愛宕町から出火、住家、神社、板倉など一三六棟を全焼、五月一日同旭町から出火、住家等二二〇棟を全焼五月五日能代港畠町から出火、一一八戸を焼失、六月四日秋田市下米町、映画館から出火、二一一戸を全焼した。

大正十三年

五月三日響村（現二ッ井町）で子どもの火遊びから住家二一八戸を焼失、五月二十四日六郷町米町から出火（放火）一二〇戸を焼失した。

大正十四年

五月十日湯沢町横町から出火、住家二六四戸、寺院、土蔵等六二棟が全焼した。

以上が大正時代の主なる火災となっている。

昭和二年

三月二十七日能代港柳町新道から出火、住家一八一戸全焼。

四月三日土崎港愛宕町から出火（放火）、住家二〇三戸、非住家四五棟が全焼した。

八月五日船川港駅前から出火、住家、郵便局、非住家等二〇三棟を全焼、十二月七崎港着町から出火（放火）、住家等一二九棟が全焼した。

昭和三年

八月十八日秋田市常盤町から出火一八〇戸を焼失した。焼死一名。

昭和五年

三月二十五日花岡鉱山で出火、一四七戸を焼失。

昭和六年

五月十五日秋田市牛島橋通から出火、住家など四三〇戸が全焼した。

昭和七年

十二月十四日能代港幸町から出火、住家二九一戸を全焼した。（つづく）

あぶないよ
小さな
すいがら
大きなそんがい

「消防団員福祉共済制度」ご加入のおすすめ

わずかな掛金で高額の保障

制度の特色

1．公務中の災害保障は勿論、公務中以外の災害保障も得られます
2．わずかな掛金で高額の保障が得られます
3．1年ごとに契約を更新するため経済変動に対処できます
4．1年ごとに収支計算を行なって剰余金が生じた場合は配当金をお返しします
5．無診査で加入手続きが簡単です

日本消防協会・秋田県消防協会

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　中田初雄
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　(4)3158

昭和五十二年度事業概要
日本消防協会

日本消防協会では、去る十二月十日、日消会議室で理事会を開催（中田県会長出席）、昭和五十二年度における日消の事業計画案を審議し成案を得たので、次いで同月十六日各都道府県事務局長会議を招集して県体的な実施要領について検討した。主なる事業は次のとおり。

一、消防庁の補助金により実施する事業
(一)雑誌「日本消防」の発行、配布。
(二)火災予防映画の製作とプリントの配布。
（改正新操法映画も作成配布する）
(三)防火ポスターの印刷と配布。
(四)優良婦人消防隊の表彰と制服の支給。
(五)消防団員指導員研修の実施（科目火災予防）
(六)消防団幹部の特別研修の実施（各府県一名、東京において実施）

二、日本船舶振興会の補助金により実施する事業
(一)救急車の整備
日産キャラバン及びトヨタハイエース改造型救急車、計五〇台を整備配分する。
(二)小型動力ポンプ積載車
51年度と同型（シャシー一、六〇〇cc、38－40馬力。五〇台を整備配分する。
(三)消防技術の訓練指導
各府県で実施する消防操法大会に補助を行う。
(四)消防団員の海外研修
欧州五ヶ国の都市消防、義勇消防等を訪問し研修を行う。

三、日本自転車振興会の補助金により実施する事業
(一)広報車の整備
広報車、三菱ギャランバン、一、六〇〇cc、四〇台を整備配分する。
なお、救急車、小型積載車については全額補助、広報車については二分の一補助となる。

四、自治体消防制度30周年記念事業
(一)主催　自治省消防庁
共催　日本消防協会　全国消防長会
(二)期日　昭和五十三年三月八日又は三月九日の予定
(三)場所　東京日本武道館
(四)参列者　約一万名
（入場制限なので、日本消防協会で入場券を各府県協会に割当てするが、概ね各市町村、消防団長、同副団長一名、その他必要と認めるものとする）
(五)式次第等、実施要領は、二十五周年記念式典に準じて行う。

厳寒、吹雪をついて！
本年度の消防出初式

新年恒例の出初式が、一月四日の鷹巣、山本町などを皮切りに県内各地で盛大に挙行された。今年は例年にない寒波と吹雪の中に行われたが、特に八市で行われた一月六日は早朝からの異常な寒気であったが、参加団員は何れも志気旺盛で見物の市民たちから信頼の拍手がおくられた。

秋田市、午前十時市消防本部前に各消防車が勢ぞろい、木曽石婦人消防隊など団員約千四百人が参加して高田市長、佐々木副知事らの観閲をうけ、自衛隊音楽隊の演奏により堂々の行進、また、恒例のくす玉割りやタンク車による七色の水の一斉放水が行われるなど集った市民から大歓声があがり賑やかに行われ、このあと市正庁で消防功労者多数に表彰状が授与された。

能代市、午前九時渟城第三小学校校庭に、団員、署員約五百人が集合し各消防車と元気な市内行進、中央公民館では消防功労者の表彰式を行い、このあと市役所前で観閲行進を実施しハシゴ車によるくす玉を割ったり華かさを添え見物の市民に喜ばれた。

湯沢市、午前十時から勤労青少年ホームに団員など約四百五十人が参加して式典を行った。消防功労者の表彰、無火災地区表彰などのあと市役所前で市長らの観閲式を実施した。

大曲市、午前十時団員約五百五十人が市役所駐車場に集合し分列行進をしたあと体育館において式典を挙行した。これに先だって午前九時三十分から消防署レンジャー部隊による高所人命救助訓練を実施し式典をもりあげた。

大館市、午前八時四十五分大館神明社前に約八百人が集合、無火災祈願をしたあと市中行進を行い、桂城公園で市長らの観閲、その後消防団伝統の「まとい振り」に十八本が参加し、昔ながらの「木やり」などを披露し集った市民たちに喜ばれた。

本荘市、午前八時四十分消防署前から広報車を先頭に、消防車、救急車など二十四台が市中行進、市役所前では市長の観閲が行われた。午前十時三十分団員など約五百五十人が参加し、殉職者に対する黙とう、無火災祈願、表彰などを行い式典を実施した。

横手市、午前九時三十分団員ら約六百五十人が市役所前に集合、式場の市民会館ホールまで市中行進を行い、このあと消防功労者、協力者の表彰が行われた。

男鹿市、午前十時市役所前に団員ら五百人が集合、ポンプ車など十二台が参加して市内大通りの行進を行い、同十一時から市庁舎において式典を実施した。

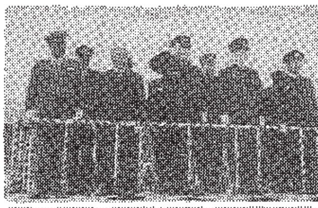

観閲　秋田市長（中）副知事（右）

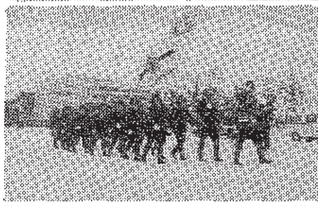

行進　木曽石婦人消防隊

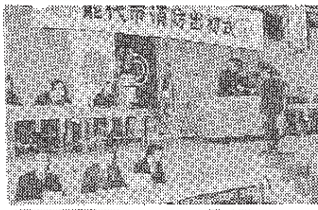

表彰　能代市公民館

くす玉割り　能代市役所前

消防団員指導員の研修会を開催

秋田県消防協会では、日本消防協会の委託により、県消防学校において一月十八日から同二十日まで三日間、消防団員の知識と技能の向上を図るため団員の指導的立場にある幹部の研修会を開催した。

受講者は次のとおりで各消防団から多数参加し、有意義に終了した。なお受講者に対して赤城日消会長から修了証が授与された。

阿仁町消防団	副団長	田村駿一
森吉町消防団	班長	松橋与市
能代市消防団	部長	藤原誠一
二ツ井町消防団	分団長	畠山東四郎
琴丘町消防団	副分団長	近藤栄
	同	川村金治
山本町消防団	副分団長	堀井久太郎
井川町消防団	分団長	鷲谷与助
本荘市消防団	副分団長	加藤慶三
仁賀保地区消防団	副分団長	斎藤徳夫
西目町消防団	分団長	高橋芳郎
鳥海村消防団	副分団長	村上貞治郎
	同	真坂長一郎
	同	赤川勇一
大曲市消防団	副団長	松橋幸助
西仙北町消防団	分団長	加藤敏雄
	副分団長	佐藤正夫
田沢湖町消防団	副分団長	佐藤謙一郎
仙北町消防団	副分団長	石川和雄
	班長	細井孝栄
南外村消防団	分団長	佐藤作左ェ門
千畑村消防団	分団長	嶋津敏文
仙南村消防団	分団長	佐々木一郎
平鹿町消防団	副分団長	菊地久照
	部長	佐藤清作
	同	渡辺哲郎
十文字町消防団	部長	皆川安治郎
山内村消防団	分団長	高橋周之助
湯沢市消防団	部長	高橋定一
飯田川町消防団	分団長	菊地喜美雄

件数減少し損害額増加
昨年の県内火災概況

県消防防災課ではこの程、昭和五十一年中の県内火災の概数をまとめた。

火災発生件数は、前年と比較し十一件が減少、火災による死者は十九人で前年と同数、傷者は五人減少した。反面焼失棟数、同面積は増加し損害額では約三億七千万円が増加している。

原因別では、例年全国的な傾向でたばこによるものがトップで、次いで油関係、電気、ガス、火あそびで放火が二十四件も発生している。詳細次のとおり。

（　）内は前年の数

一、出火件数　五九九件（六一〇件）減一一件
二、焼失棟数　六〇四棟（五五九棟）増四五棟
三、焼失した面積　五六、二九二米（四〇、二八五平方米）増一六、〇〇七平方米
四、死者　一九人（一九人）同
五、傷者　八三人（八八人）減五人
六、損害額　一三億七、〇〇〇万円（一一億九、四〇〇万円）増三億七、六〇〇万円
七、主なる原因別
(一)たばこ　八七件
(二)油器具等　八五件
(三)ガス器具等　六〇件
(四)電気器具等　五三件
(五)火あそび　三六件
(六)放火　二四件
などである。

今年は異状な寒波で、どこの家庭でも石油、ガス、電気ストーブなど多く使用しているので器具の取扱いには充分な注意が必要、また雪囲いなどで窓や出口を塞いでおくのは危険、特に老人や子供のいる家庭では万一の避難対策を平素からよく考えておくことが肝要である。

訂正
本年一月号「消防秋田」の一面下段の年賀広告の県消防協会理事のうち、「佐々佳夫」の氏名が脱落しており、また、消防防災課、主査、「菊地喜三郎」同「吉田透弥」とあるは、何れも「課長補佐」につきお詫びして訂正致します。

あぶないよ　小さなすいがら　大きなそんがい

余滴
T・H生

◎せまい土俵も無限に広い◆大相撲初場所も盛況裡に終ったが「相撲ひと口メモ」の中に「まるい土俵は無限に広い」というくだりがあった。柔道、剣道、ボクシングにしてもその試合場は、一見して判るように土俵よりはるかに広く大きいのである。まるい土俵の直径が四、五五米だというから誰が考えても狭いと思うに違いない。◆しかも相撲のルールにしても、土俵の外に足をはみ出しても、足以外の上体が土につけば負けだから随分窮屈な筈である。その土俵が無限に広いというから単純に考えるとおかしなことである。巨体の力士が互いに秘術を尽して取組んでいる。モノは考えようなのである。◆解説者によると「確かに土俵は広いと思うことがある。よりきり、押し出しなど今一押しというとき、土俵がもう少し手前にあればと思うし、押しても押しても土俵際を上手に回って逃げられては、全く広いもんだと思う」と語っていた。土俵には角がないから追い詰めるわけにはいかない。グルグル回ったら無限ということになる。◆武道でもスポーツでも試合場は殆んど四角にできている。角に追い詰めることもできる。しかも、倒れようが、場外に出ようが勝敗に余り関係がないが相撲はそんなわけにはいかない。力量互格で「水が入る」ことはあっても引き分けなどとは滅多に聞いたことがない。◆相撲は仕切りは長くても勝負は早い。大てい一、二分で決着、早いと瞬時に決る。独りの行司に裏側は見えないから判定も難しい場合が多い。検査役から物言いがついて行司差し違いということも起る。◆昔、式守伊之助行司が当時、名寄岩と綾登の対戦のとき、綾登が勝って軍配をサッと上げたのはよいが、勝名乗りを負けた方の「名寄岩ア」と高々とやってからハッと気がついた。このとき少しも慌てず間髪を入れず「…に勝った綾登イ」と続けたものである。ドッと笑いが起きたが本人は平気なもの、年期が入らないとできない芸当である◆

秋田へお越しの節のお泊りに
ぜひご利用を

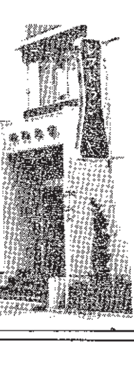

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥2,300
2人室（バス、トイレ付）¥4,600
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥2,000
2人室（バス、トイレ付）¥3,500

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

秋田県内の大火（完）
明治から昭和まで

大正年代における県内に発生した大火は、超大型火災はないものの、それでも三五〇戸を焼失した大館をはじめ二〇〇戸以上が六件、一〇〇戸以上が四件となっている。前号に次いで、昭和八年からの大火は、

十月八日船川港栄町から出火、住家一六〇戸を全焼した。

昭和九年
九月五日大館弁天町から出火、住家非住家一五六棟を焼失した。

昭和十年
五月十七日生保内村宿から出火、住家非住家二一九棟を全焼、役場、郵便局、巡査駐在所等焼失、
十月二十六日船越町中町から出火、一九八棟を全焼、死者一名を出した。

昭和十一年
十二月二十八日能代港仲町から出火、住家一三一戸を全焼した。

昭和十四年
五月一日男鹿大地震が発生、家屋等全壊五八四戸、死傷者八一名を出した。

昭和十五年
九月二十八日能代港養蚕から出火、住家二四八戸を焼失した。

昭和十六年
五月二十三日南内越村（現本荘）川口部落から出火、住家非住家等一九六棟を全焼した。

昭和二十年
四月十六日常盤村（現能代）から出火、住家一〇六戸を全焼した。
四月十八日一日市町（現八郎潟町）下川原から出火、面潟、鹿渡方面まで飛火延焼、住家非住家等九三二棟を焼失した。
四月二十五日由利郡前郷から出火、二七〇棟が全焼した。

昭和二十一年
五月十七日北檜岡村（現神岡町）から出火、一四七棟が全焼し、保管米一一四八俵を焼失した。
五月二十五日天王村天王から出火、一一〇戸が全焼した。

昭和二十三年
五月十日山瀬村（現田代町）小学校から出火、校舎、住家等二二〇棟を全焼した。

昭和二十四年
二月二十日能代市上川反製材所附近から出火、折からの西の強風により飛火延焼し、米代川南部一帯から畠町、御指南町まで焼野原と化した。全焼住家等一、六一二戸、土蔵三四六棟、死者三名、
五月十一日米内沢町横町から出火、住家、役場、郵便局等二六二棟が全焼した。

昭和二十五年
六月一日鷹巣町材木町から出火、住家五五〇戸、非住家一四九棟のほか、警察署、地方事務所、郵便局などが焼失した。

昭和二十八年
四月二十九日大館市馬喰町から出火（放火）、八三棟を全焼、公立病院、郵便局等が全焼した。

昭和二十九年
五月十九日下郷村大琴（現東由利）から出火、住家非住家一五八棟か全焼した。

昭和三十年
五月三日大館市御成町一丁目から出火、二一〇戸が全焼した。

昭和三十一年
三月二十日能代市で戦後二度目の大火災、市内畠町から出火、大正町出戸沼方面に飛火延焼し住家一、四二一戸、非住家二七五棟が全焼した。
八月十八日大館市東大館駅前から出火、強風のため住家等一、二二一戸を全焼した。

昭和三十二年
八月十二日午前一〇時五五分頃秋田県庁中央二階人事課屋根裏附近から出火、県警本部など除いて全庁舎の三分の二を焼失した。

昭和三十八年
四月十五日峰浜村石川部落から出火、二一三棟が全焼した。

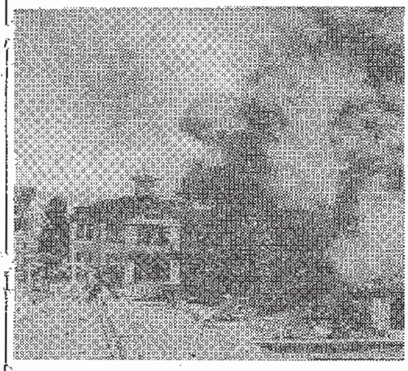

県会議事堂へ延焼

炎上する秋田県庁（昭和32・8・12）

昭和三十九年
五月十四日上小阿仁村沖田面から出火、住家非住家一〇三棟が全焼した。

昭和四十一年
一月十一日県内最大の秋田市山王中学校が少年の放火により全焼した。

昭和四十三年
十月十二日大館市御成町二丁目から出火、住家一四一戸非住家一四九棟を全焼、破壊六棟。

以上が県内の主なる大火（一〇〇戸以下の焼失を除く）を摘記したものである。

昭和四十四年から秋田県では、消防の常備化、広域化計画を策定し、漸次消防力の充実強化を進めているが、前記大館市の火災の以後は大火災の発生はみていない。（おわり）

大火災に対する消防体制
自治省消防庁

酒田市大火を契機として消防庁では次長名で各都道府県に対し次のような通知がなされた。（要旨）

大火災に対する
消防体制について

去る十月二十九日発生した酒田市の火災は、一、七七四棟を焼失するという戦後五番目の大火となり多大の被害を生ぜしめた。

今回の火災がこのような大火となったのは、出火場所が繁華街の中心で建物が密集しており、火元建物が大型木造建物であったため火のまわりが早く、初期消火が困難であったこと、気象条件が瞬間最大風速二十五米以上という状況であったこと等が大きな要因であると考えられるが、地元消防署、消防団の警戒、出動体制、応援隊を含めた指揮体制、水利統制及び飛火の警戒体制等のことについても検討すべき多くの課題が含まれているように思われる。これらの課題については消防庁としても今回の大火を教訓として、今後十分調査検討を加えるつもりである。

各地方公共団体においては、この火災を契機としてすでに強風下における消防体制について再検討していることと思うが「烈風下の消防対策について」（昭30・12・13・通達）を参照するとともに、当面次の事項について特に留意し、消防体制に万全を期するようにされたい。

記

一、消防力の基準（昭36、消防庁告示2号）及び消防水利の基準（昭39、消防庁告示7号）に照らし人員及び消防施設の充足状況が低位にある市町村においては、早急かつ計画的に充実、整備を図ること。

二、強風下の火災に備え、市町村消防計画の基準（昭41、消防庁告示1号）により作成されている市町村消防計画のうち次の事項の見直しを行うとともに、非常の場合を想定し、訓練を行うこと。

(1)組織計画における大火災時の消防本部、消防署及び消防団の部隊編成並びに指揮体制。

(2)強風下等異常気象時における。

ア、火災警報等の発令、伝達及び周知

イ、失火防止を中心とした火災予防及び火災発生時の早期通報についての広報活動。

ウ、消防職、団員の招集及び警戒。

(3)火災警防計画における大火災時の消防職、団員の招集、出動、警戒通信統制、水利統制及び防ぎょ活動（住民協力による飛火警戒を含む）

(4)大火災時の応援協力及びその指揮体制

(5)大火災の状況把握及び関係機関への報告

（以下省略）

アパートなどで火災にあったら

火災はひとつひとつの様相が違うので、臨機応変の行動と適切な判断を必要とする。最近県内各地に団地、高層住宅などがふえてきている。油断をすると惨事を招くおそれがある。

高層建物の火災は、避難方法が限定されるのでふだんからの心得が極めて重要である。

一、下に逃げる。

階段が煙に包まれない間なら、比較的容易に避難ができる。出火した階より上の人は、窓やドアを閉めてすばやく避難する。持出し物に気を使ったりすることは危険。

二、横に逃げる。

出入口が使えなかったらベランダ伝いに横に逃げる。隣室との境のしやへい物は、大てい強くたたくと外れる部分があるので平素から確めておく、赤ちゃんは背負うか、毛布にくるんでロープや帯で吊り下げ、下の人に受けとめてもらう。

三、屋上に逃げる。

どうしても下におりられないときは、屋上に出て消防隊の助けを求める。なるべく風上にいると煙の危険が少い。

鉄筋の建物は燃えない、という先入感にとらわれて、泰然としていたら大変です。建物自体は燃えないが、塗料や家の中の造作家財など、一般木造となんら変らない。これが燃えると大量の煙を出す。間仕切がしっかりしているから、煙が外へ出ずに部屋の中に充満する。煙のおそろしさをよく知って、火災になったら先ずすばやく避難する心掛けが大切です。

日本消防協会表彰

日本消防協会では恒例による昭和五十一年度の消防功労者及び団体の表彰授与式を三月三日（予定）東京都日消ホールで行うことになった。

秋田県の受賞割当ては次のとおり決った。

①表彰旗　一消防団
②竿頭綬　三消防団
③功績章　一八名
④精績章　二八名
⑤永年勤続章一、〇一〇名

なお、表彰旗受賞消防団については、日消ホールにおいて当日直接授与されるが、その他の表彰は後日県正庁で伝達される予定。

寒いときの健康管理

高血圧、心臓病、ガンなどが日本人の死亡原因の半分以上もしめているという。一月から三月にかけて血管系の病気などで亡くなる人が増えております。

厳寒の気候で、寒いときは体の抵抗力が落ちるときです。今年の寒波は異常です。

寒さが影響する病気は、血管系のほかリューマチなど神経痛。胃かいよう、十二指かいようなどの消化器系。インフルエンザ、肺炎などの呼吸器系。しもやけなどの皮膚病などと実に多くあります。

また病気でないが老衰死もこの時期に多い。

このごろ、会社、事務所など勤め先の暖房がよくなり、ときには暖かすぎるくらいで、ワイシャツ姿で事務をとっているのも見かける。ところが一歩外へ出ると寒風吹きすさび、ぞくぞくと一気に夏から冬へということになる。

家庭でも、茶の間には石油ストーブが赤々と燃えていても、台所、廊下、便所などはまさに寒帯地方である。風呂上りに寒い思いをしてかぜをひいたり、脳卒中や心筋こうそくなどは暖い部屋から急に寒い外に出て、ばったり倒れるなどのケースが多い。

年寄りが夜、便所に起きて、その中で倒れる例も多い。暖いふとんから急に寒いところで下半身を寒さにさらし、しゃがみこんで血のじゅんかんを悪くする悪条件で血圧をあげてしまうからである。

病弱な人や中高年者は、自分に合った健康管理をよく考える必要があります。

▽とんち教室△

あなたは知っておりますか、（　）内が答です。

○口から食べて背中から出すもの　（かんな）
○きれいになるほど、きたなくなるもの　（雑布）
○仕事中は帽子をおしりにかぶり、休んでいるときは頭にかぶるもの　（万年筆）
○上で算術して下で体操するもの　（柱時計）
○一番先に黒くて、次に赤くて、次に白くなるもの　（炭）
○大きい口から入って、小さい口から出るもの　（どびん）
○目で見ないで手でみるもの　（風呂の湯かげん）
○通るとき通らないで、通らないとき通るもの　（踏切）
○他人の口でごはんを食べている人　（歯医者）
○自分で買っても必ず人にやるもの　（はがき）
○つまらない方がよいもの　（パイプ）
○とればとるほどふえるもの　（年齢）
○足一本の一つ目小僧で、女と仲良し　（針）
○仕事をしているのに頭をなぐられるもの　（釘）
○進めば進むほど負けるもの　（綱引き）
○昼は暗い所に引っ込んでいて夜になると出てきてのびるもの　（ふとん）

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
横手（01823）電話(2)〇四一六
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ

中田建設株式会社
取締役社長　山崎　寛
専務取締役　中田栄喜
本社　秋田県能代市万町4の20 TEL (01855) 2―5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL (0188) 24―3241代表
東京、仙台、岩手

消防秋田

定価1部20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　中田初雄
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話（4）3158

烈風下の消防体制 対策要綱の再検討を

異常な寒波に襲われた今冬も漸く終って、春の季節がやって来ると、また冬とは別の火災が多発する時期となる。

戦後五度目の大火災という酒田市の大火は消防界に多くの教訓を与えた。

酒田市と地理的にも気象条件にも似ている都市が県内には多い、戦後能代市の一次、二次大火や大館市の大火などは、むしろそれ以上の規模の大火災である。

その二の舞を踏んではならない。自治省消防庁では酒田市大火後、各府県に対し通知し（前号掲載）、県では各市町村に対し、消防体制について万全を期するよう指導を実施しているが、特に市町村消防について「烈風下の消防対策要綱」（昭30・12・13・国家消防本部長通牒）に基く市町村消防計画の再検討を行い、大火災対策を実情に即応し、一層強化するよう要請している。同要綱は次のとおりである。

◎烈風下の消防対策要綱

第一、総則

1.目的

この要綱は烈風下における火災予防と延焼火災の警戒防ぎょに特に必要な事項を定め、その被害を軽減することを目的とする。

2.意義

烈風下火災とは平均風速十五メートル以上のとき発生した火災をいう。

但し平均風速十五メートル以上も降雨等のときは含まないことがある。

3.想定演習と住民の協力

(1)消防機関は、毎年一回烈風下火災の想定演習を行うとともに、住民にも飛火警防演習を指導する。

(2)消防機関は、機会ある毎に住民に対して飛火消止めの必要を徹底し、梯子等の応急消火用具を準備するよう奨励する。

(3)自衛消防機関は、その機能を最高度に発揮するよう指導する。

第二、烈風下火災の特質

1.火災の特異性

(1)風上に延焼しない、強風時は風上延焼を生ずるが烈風時には、おおむね延焼しない。

(2)飛火は必然である。風下へ飛火することは必然であって、その最初の飛火による着火巨離が風下一千メートルにも及ぶ危険性がある。

(3)延焼速度が迅速である。飛火の延焼拡大と相まって、風下延焼速度は強風時に比べはるかに迅速で、帯状に進展する。

(4)台風時の風向は変化する。台風時においては季節風と違い、その中心の異動により風向きが変わる。

2.消防戦術に及ぼす影響

(1)望楼等の火災認知に適確を欠きやすい。火点の火煙が風下になびくので出火場所の目算を誤ることが多い。

(2)火勢判断が困難である。現場到着時、火煙が風下に這っているので火勢の真相を把握し難い。

(3)ホース延長が容易でない。風下風横よりのホース延長は特に風に妨害されホースを容易に延長できない。

(4)風下よりの注水効果は薄い。風下より正面注水は噴霧状況となり、注水効果は薄弱となる。

(5)飛火に対する措置を欠きやすい。消防隊が出火地点の防圧に集中するので風下の飛火火災に対する消防手段を欠きやすくなる。

(6)消防行動の統一を欠きやすい。延焼が迅速なため、防圧に必要とする消防力が不足となり、消防行動の統一を欠きやすい。

第三、計画

1.消防部隊の強化

平常時の延焼火災所要消防力のすくなくとも倍以上を要するから次により最大限に消防部隊の強化策が図られなければならない。

(1)消防本部にありては、警報発令と同時に非番員は所定の署所に参集し、不足のときは所要の消防団員を招集することとし、消防団の機器置場には消防機械所要団員を待機させ、交代服務しうるようにする。

(2)消防団の単独地域は、望楼見張、消防機械要員、その他必要人員を詰所に待機させ、交代服務しうるようにする。

(3)消防機械の機動的出動等の要務にあてるためトラック等の動力車を準備する。

(4)消防機械は火災警防の重要度に応じて、適宜務動配置を行う等応急の措置を構ずる。

2.水利選定計画

(1)高圧多量の放水が可能となるよう、水利選定計画を樹立する。

(2)自然水利の利用につき、特に重要なものは責任者を指定しておくようにする。

3.部隊編成

消防部隊は平常の出動体制を変更して、方面別の出火地点戦斗部隊と飛火警戒部隊を主眼として次により編成する。

(1)戦斗部隊と飛火警戒部隊の指揮者は消防上級幹部をもってあて、所要の伝令を配置する。

(2)戦斗部隊は主として放水能力大なるポンプ自動車隊をあて、飛火警戒部隊には、タンク車隊及びその他の消防機械をあてる。

(3)出火点の戦斗に直接要する消防力のみで、飛火警戒にあたる消防力が不足する場合でも、飛火警戒に自動車ポンプ一隊と他の機具及び後着応援隊をあてるよう計画する。

(4)消防車要員の編成は放水員がホース延長と筒先保持のため、筒先一口につき三名の割合として行う。

(5)予防宣伝隊を編成することとし消防職員の一部又は消防団員をもってあてる。

第四警報発令下の措置

1.計画を実施する。

部隊の強化、編成等の諸計画を即時実施す。

2.機械器具の点検整備。

機械器具の点検整備をさらに徹底し、出場に遺憾のないようにする。

3.望楼勤務員等の増強

望楼勤務員等を増強する外常時見張を行わない望楼施設をも利用して、出火の早期発見通報連絡の万全を期する。

4.増水手配を行う。

水道管理機関と連絡し、増水手配をなすとともに河水等の自然水利はその利用策を構ずる。

5.予防措置を徹底する。

予防宣伝隊は消防戦斗に使用しない一般車両を使用して管内の予防宣伝を行い、市町村条例に規定する火の使用制限、出火時の早期通報と飛火警戒及び消火資材の用意等を徹底させる。

第五出火時の消防戦斗要領

1.出火地点の戦斗要領

現場本部は次の要領により行動する。

(1)出動隊（応援隊を含む）はすべて火災の風下方面を主たる目標として出動する。

(2)水利選定は、各隊有効放水確保のため原則として自然水利の選定を行い、消火栓にありては水利統制計画により有効水利に部署するものとする。

(3)風上方面には原則として部隊の進入をさけ、出動隊は風横の風下方面よりにホースを延長し集中せしめる。

(4)火点制圧の部隊は風下の風横より高圧注水を行う。

(5)現場集結部隊の主力をもって風下一帯の建物に予備注水を行い延焼阻止と飛火の飛散防止に効果をあらしめるものとする。

2.飛火警戒の要領。

飛火警戒本部は、風下の概ね五百メートル以上、一千メートル地点以内の適当な場所におき、次の措置を行う。

(1)飛火警戒のための所要応援隊の誘導を行う

(2)風下方面の高所を利用し、飛火の早期発見に努めるとともに飛火の消火を行わしめる。

(3)予防宣伝隊と消防団員の一部をもって巡ら隊を編成し、自転車等を利用して風下一帯の飛火警戒宣伝を行わせしめる。

(4)風下の木造大建築物危険物貯蔵所、空屋等で住民の飛火消火困難なるものに対し、消防団員を派遣し警戒させる。

(5)飛散する火の粉に対し、必要があれば予備注水を断行させる。

3.火災拡大後の措置。

最高指揮者は、大延焼の状勢となった時は、速かに風下又は風横の重要方面に位置して指揮を行う。

(1)延焼進展の速度と部隊集結の所要時間並びに道路、空地、河川等の地物関係を考慮し各隊の移動集結防ぎょすべき場所を予定し現場部隊の転進を命令する

(2)後者応援部隊に伝令を派遣し、前号場所の集結を要請する。

(3)幹部に対し、防ぎょ方面の担当を命じ防ぎょせしめる。

(4)飛火警戒本部はさらに風下に転じ飛火警戒の所要措置をとるとともに避難民の誘導について注意する。

(5)消防部隊の不足、または水利不充分等で大火流を阻止するために他に手段がなく、かつ有効と認めたときは、破壊消防を断行する。

防火標語とポスター 審査の結果

昨年秋の火災予防運動の行事として行われた全県の高校、中小学校から募集した防火標語、ポスターについて、応募数は

標語　五一九点
ポスター　二八〇点

となり、これらについて二月八日午後一時から消防会館において審査会を開き慎重に審査を行った結果、次のとおり入選が決定した。

審査員は

秋田県教育委員会　八島指導主事
秋田魁新報社文化部　能登谷部長
秋田県消防防災課　宮嶋課長補佐
県消防協会　保坂事務局長

◎ポスターの部

一位
秋田市立美術工芸学校　金沢　明

二位
八竜中学校　二年　佐々木　馨
角館中学校　三年　富木　弘一

三位
富根小学校　一年　鎌田じゅんこ
秋田市立美術工芸学校　高橋みゆき
河辺三内小学校　田口　隆子

佳作
河辺三内小学校　石塚　瑞穂
船木　栄子
田口　勝也
秋田市立美術工芸学校
細矢　制治
八竜中学校
二年　高橋　秀雄
一年　成田　健
花輪第一中学校　二年　柳沢　伸
山内吉谷地小学校　六年　泉　辰男
富根小学校　一年　池端まさる
大曲第二小学校　四年　佐藤　優子
北村　亨

◎標語の部

一位
消したあと　もう一度みるその心
合川北小学校　[illegible]山　禎久

二位
火の用心　一声かけてまた点検
合川北小学校　三年　畠山　正信
今日の努力、明日の　夢まで火はうばう
大館桂高校　一年　田中まゆみ

三位
ねるまえに、ぼくも　参加だ　火の点検
末広小学校　六年　村木　治
今日の無事　明日のしあわせ　防火から
山内吉谷地小学校　六年　土谷　藤直
火の用心　消したか　消えたか　もう一度
山内吉谷小学校　六年　泉　辰男

佳作
消したはず、とめたはずでは　もえるはず
横手北小学校　四年　伊藤　智恵
小さな火にも　大きな注意
大館ホテヤ学園　二年　佐々木末子
ゴミはゴミばこ　たばこは、はいざら
山内松川小学校　四年　高橋　善行
火の点検　出る前　ねる前　もう一度
山内吉谷地小学校　六年　山谷久美子
ちょっと待て　急ぐときこそ　火の用心
秋田商業高校　二年　小野　昭子
あ！いけない！と思ったときにはもういけない
秋田商業高校　二年　杉山扶樹子
こわい火を　出すな　つくるな　用心で
大館桂高校　一年　石川美央子
ねる前に声かけ　確かめ　火の用心
八幡平小学校　六年　小坂橋　敦
これくらいなら　そんな心が大火を招く
大曲四ッ屋小学校　五年　進藤　康志
ねむると　おきだす　こわい火じ
富根小学校　一年　米川れい子

余滴　T・H生

三つの断

◆何事によらず、事を為してその成果をあげるためには、判断（見透）、決断（決定）、断行（実行）という三つの過程を経る。その内容が重要であればある程困難性が伴う、事業を成し遂げるにしても先ず、適確な見透しをもって判断し、行うことを決断したら好機を捉えて断行することが大切である、慎重すぎて優柔不断になってはいけない。◆平常の事務的な仕事なら間違いや誤りがあれば、やり直しや訂正もできるが、こと火災現場戦斗ではやり直しはできない。誤った作戦は誤った判断から生ずる冷静にして適切な情勢判断は、多年の経験と平素の研究、訓練から生れる。◆火災時に仮に失敗があったとしても、水利が悪かった、装備が悪かった、条件が悪かったなどという言い逃れは許されない。例外はあるかも知れないが現有消防力で如何なる条件をも想定して訓練もし、対応する作戦も施策も研究され行われている筈である。◆古いことであるが大正十一年の軍縮会議で日本の海軍力が米英各10に対し、日本が6の比率と決定したとき当時の海軍首脳部の将官が東郷元師に逢って「このような海軍力では今後の日本の護りに保障はもてない」と言ったとき、同元師は「艦艇に制限はあっても訓練には制限あるまい」と言い聞かせたそうであるが、百発百中の砲は、百発一中の砲、百門に相当する、量より質であると言われたことは有名である。◆戦時中、町内で主婦たちに竹ヤリの攻撃訓練をさせたことはナンセンスであるが、消火のバケツリレーは今もって行われている。これは初期消火や飛火消火の住民の防衛手段で、たかがバケツ位と言うワケにはいかない。現在の消防力は災害が多様化しているにしても昔の比ではない、戦術や訓練によってはさらに向上充実の余地がありそうだ。◆酒田市の大火は防災上貴重な教訓と警鐘を与えてくれたもののその被害は大きい、高層建物、石油コンビナート対策など重要な幾多の問題もあるが、繁華街、住家密集地帯等の消防対策の見直し、施設面の改善、消防職団員の資質の向上なども今後の重要な課題でなかろうか。◆県消防防災課では先般、消防大学校の坂本講師や消防長らを招いて県内消防幹部の研究会を実施したが有能な中堅幹部の育成は大切なこと。常に適切な判断力、速かなる決断、機を失せず断行、こうした機敏性を備えた指揮者が要請される。現場指揮者は遅疑逡巡することは禁物である。◆

春の火災予防運動実施要綱

自治省消防庁

消防庁では本年度春の全国火災予防運動実施要綱をまとめ、各都道府県に通達した。

実施期間は各府県の気象その他によって若干の違いはあるが秋田県の場合は、四月十日（日）から七日間を予定されている。

昨年は十月酒田市大火が発生し、また秋の予防運動期間中には、前年同期中の火災発生件数を大巾に上廻るなど、このところ火災が増加のきざしが出ているところから火災の未然防止と火災による死者の発生防止を強調している。

火災の被害を防止するため火災予防運動に対する一般の認識をたかめることから、今回の予防運動では家庭、学校、職場などでの火災予防についての話合い運動を展開し、その内容事項については消防機関が期間中の査察等を実施するなど十分な指導が必要とされている。

実施要綱は次のとおり

春季全国火災予防運動実施要綱

一、目的

この運動は、火災が発生しやすく、また季節風等により大火になりやすい時期にあたり、国民の火災予防思想の高揚をはかり、火災を防止し火災による死傷者の発生を防止することを目標とする。

二、統一標語

「火災は人災、防ぐは、あなた！」

三、実施期間

秋田県の場合、四月十日から同十六日迄（予定）

四、全国いっせい実施事項

1.家庭で火災予防について話し合う。

(1)たばこの投げ捨てと寝たばこの防止

(2)暖房器具やガスコンロ等の正しい使用

(3)就寝前や外出前の火の元点検の徹底

(4)消火器具や消火用水の備え付け

(5)火遊びの禁止とたき火の際の安全確認

(6)火災の際の消火活動や避難方法の周知徹底

2.学校や職場で火災予防運動について話し合う

(1)火災予防運動に関する知識の普及

(2)消防用設備等の設置と点検、整備の完全実施

(3)消防計画等の周知徹底と訓練の実施

(4)避難路の安全確保

(5)火気使用場所の整理、整とん及び防炎カーテン使用等による出火の防止

3.林野火災や車両火災の予防について話し合う

五、実施要領

1.消防庁は、各省庁、都道府県及び関係団体に協力を依頼し、また新聞、ラジオ、テレビ等の各報道機関を通じて積極的に本運動の推進をはかり火災予防ポスターを全国に配布するなど広報に努める。

2.都道府県及び市町村は、各種広報媒体の積極的な活用をはかるほか、各地域の実情に応じた行事の実施を通じて、全国的に実効のあがる運動を展開する。

なお、その地域の実情により、全国いっせい実施事項のほか、項目を追加して差しつかいないものとする。

（注、この要綱に準じて県では、県要綱を策定する。）

日本消防協会表彰

日消ホールで伝達式

日本消防協会定例の昭和五十一年度の消防功労者及び消防団の表彰式が三月三日午後一時から東京日本消防会館ホールで、消防庁長官はじめ来賓多数が参列し盛大に挙行された。

本県の受賞は次のとおり

◎表彰旗

合川町消防団（団長金田悦財門）

◎竿頭綬

○東成瀬村消防団（団長 田中正隆）

○田沢湖町消防団（団長 田口隆成）

○八森町消防団（団長 北宮四郎）

◎功績章

大曲市消防団 団長 藤田長助

二ッ井町消防団 団長 山谷盎介

上小阿仁村消防団 団長 田中元俊

南外村消防団 団長 今野真雄

稲川町消防団 副団長 近野又治

秋田市消防団 副団長 伊藤秀男

岩城町消防団

団長 今野真一

男鹿市消防団 分団長 三浦周治

雄物川町消防団 分団長 佐藤伊一郎

十文字町消防団 分団長 渡部忠行

西木村消防団 団長 上藤継司

河辺町消防団 副団長五十嵐与惣兵衛

鹿角市消防団 副団長 西村喜松

大内町消防団 副団長 大友重夫

湯沢市消防団 副団長 伊藤直輔

横手市消防団 分団長 泉 市太郎

秋田市消防本部 消防司令 保坂徳五郎

峰浜村消防団 副団長 森田新之丞

◎精績章

雄勝町消防団 副団長 沼倉忠二

岩城町消防団 副団長 工藤寅吉

神岡町消防団 副団長 伊藤理太郎

西目町消防団 副団長 鈴木 栄

田代町消防団 副団長 田村太郎

六郷町消防団 大久保敬治

琴丘町消防団 副団長 加藤誠一

西仙北町消防団 副団長 田口秀美

大館市消防団 副団長 谷地田吉男

（東成瀬村消防団） 団長 田中正隆

太田町消防団 副団長清水川多左エ門

増田町消防団 分団長 鈴木恒造

鳥海村消防団 分団長 菅野And一

若美町消防団 分団長 小野初太郎

仁賀保地区消防団 副分団長 佐藤甚之助

大森町消防団 分団長 赤川松太郎

横手市消防団 分団長 津川吉郎

鹿角市消防団 分団長 兎沢政一

平鹿町消防団 部長 渡辺哲郎

能代市消防団 分団長 山田久勝

雄和町消防団 分団長 伊藤隆一

秋田市消防団 分団長 相場義郎

同 納谷久一郎

鷹巣阿仁地区消防本部 消防長 大川鐘一郎

男鹿地区消防本部 消防司令長笹淵金一郎

羽後町消防団 分団長 中川文雄

湯沢市消防団 副分団長 菊地佐太郎

鹿角市消防団 副団長 関 寛

◎三十年勤続章

八郎潟町消防団 団長 渡部俊一郎

外 一、〇〇九名

なお、表章旗を除き表彰伝達式は、三月十五日県正庁において行われる。

無火災表彰について一言

湯沢市消防団長 山 脇 新 八

昔の話、火事と喧嘩は江戸の華と言われた時代、これが対策として南町奉行の許に、いろは四十七組の町火消しを組織したのが今の消防の始まりとされている。

当時、こうした消防体制の強化により、火事の夫婦が殺物語りに、こう厳しく取締られてはわれわれの稼ぐ場もなくなってしまった。これでは失業状態で飯も食えないから、ひとつ消防の手薄すな田舎にでも出て大いに暴れ様ではないかと夜逃げの相談をしていたのを聞いた坊やが、置き去りにされては大変とばかりに「ボヤ」もついて行くと、一諸に行ってしまったので、以来火事が無くなってしまったと、落語の下げのようには行かず、火事夫婦は依然と跳梁している。

昨今の新聞で見る通り、連日のように火災が発生し然かも多数の焼死者が出ている現況である。

昨年度、秋田県下における火災状況については二月の「消防秋田」に、県消防防災課の集計が発表されているので、ご参照願いたい。

「消防白書」によると、消防庁の昭和五十一年度版、五十年度におけるわが秋田県は、出火率（人口一万人当りの出火件数）四、九である。全国平均が五、六でやや下まわり最高は沖縄八・九、東京では七・〇、低い方は奈良の二・二、京都の二・六となっている。

また、一件当りの焼失面積は全国平均五四㎡で、最高は富山県の一〇四㎡、秋田県は九六㎡で全国三位になっており、東京は二四㎡と最低である。これを要約すると一件当りの焼失面積は、大都市三二㎡、その他の都市五〇㎡、町村は八八㎡と大都市に比べると二・八倍にもなっているが、それでも十年前の一三六㎡かからすれば年々減少しているのは、消防力の強化によるものと思われる。

広域消防も整備され、世界に冠たる自治体消防といささか自信も着いてきた折りに、その出鼻を挫くが如く酒田市の大火である。これには火災に弱い都市、及び建物構造をまざまざと見せつけられた思いがした。

こうした危険性は全国各地の都市が内蔵している問題で、何時如何なる悪条件下で発生しないとも限らないが、さすが奈良、京都は、日本の文化財都市として出火率最下位であることは、住民の防災に対する心構えの現われと感心をした。

秋田県内各市町村の火災状況は、昭和五十一年度において八森町、西木村、東成瀬村と、完全無火災は三町村にすぎない。

こうした貴重な記録は地域住民と消防団との努力の賜と敬意を表する次第である。過去十年の無火災町村を顧みると多い年でも七町村、昭和五十年では神岡町一町で、平均して四、二町村である。

年間無火災で通すことは誠に至難なことであるが、火災は人口の集中度の高い地域ほど出火率が高くなる。

つまり人口五千の村で一度発生するのと、人口五万の市で十回発生するのと出火率は同じことになる。

火災の頻度について、件数だけではその地域としての記録にはなるが、他の比較にはならないので、県の火災統計には出火率も併せて示してもらいたい。

県では防災運動の一つとして、無火災地域の表彰をしているが人口の多い市、町においては、完全無火災は至難というより不可能なことである。

従って人口の多い地域では無火災表彰制度も縁なきものと思わざるを得ないのであるが、防災意慾向上のためにも出火率の低い地域も表彰の機会も得るように提案するものである。

社会の進歩に伴い消防力の充実強化を図ることは当然であるが、火災に弱い都市構造の現況からして無火災運動を活発にし、火事の夫婦がボヤも連れて、夜逃げでもするようにしてもらいたいものである。

県内初の婦人消防官誕生

本荘地区消防本部

本荘地区消防事務組合消防本部に本県で初の婦人消防官が誕生した。東北でも仙台市消防本部に次いで二番目で、今後の活躍が注目されている。

採用されたのは、本荘市石脇二六〇、藤原和枝さん（二九）、由利郡岩城町下蛇田、山中邦子さん（二六）、同郡由利町町村字上の畑、熊谷寛子さん（二六）の三人、いずれも、これまで同消防本部で事務職員として働いていたが昨年秋、消防士を希望して採用試験を受け、そろって合格、以来同本部幹部の指導を受けて消防士の勉強に励んでいたが二月一日、制服ができ上りいよいよ本格的な活動を開始した。

同消防本部では「近年、全国的に火災による死傷者は高齢者に多い、今後人命の安全確保を最重点にして管内の寝たきり、ひとり暮し老人宅等を訪問し、火の元の注意、防火の心構え火災時の安全避難などの指導を行い、また、将来火災予防の担い手である少年少女に対する防火教室、一般家庭の婦人を対象にした防火座談会の開催、デパート、事業所等の防火査察など女性の特質を大に発揮して幅広く防火活動を推進して参りたい」と語っている。

東京消防庁などで、婦人消防官が活躍し大きな効果をあげており、今後の活動を期待されている。

（写真は、消防本部で幹部の指導をうける婦人消防士）

大火災対策 消防幹部の研修会開催

県消防防災課

県消防防災課では、大火災に対する消防体制強化対策の一環として、県消防学校に消防大学校講師坂本正氏らを招へいし、県内各消防本部、署の上級幹部及び各消防団幹部を対象に次のとおり研修会を開催、幹部多数が参加して行われた。

一、酒田市大火の反省と、異常現象下における消防戦術について

(1)対象 各消防署長及び当直司令級幹部

(2)講師 消防大学校 坂本講師

(3)期日及び参加者

一月二十四日 参加者 一〇一名

一月二十五日 参加者 八八名

二、異常現象下における火災防ぎょと現場指揮について。

(1)対象 各正副分団長以上の幹部

(2)講師 高橋秋田消防署長 門川本荘消防署長

(3)期日及び参加者

二月八日 参加者 七五名

二月十日 参加者 五〇名

なお、火災危険区域の総点検、大火災防止のための住民の協力体制の確立、飛火による延焼防止対策の強化特殊建物の自衛消防活動の促進強化等の対策など今後強力に推進し、大火災の未然防止を図る。

編集後記

◆本荘地区消防本部に、本県初の婦人消防官が誕生しました。消防界のみならず一般の注目になっております。今後の発展と活躍を期待しております。

◆山脇団長さんから貴重なご意見をいただきました。各位のご投稿を歓迎します。

◆各本部、署、団の行事や人事の異動など積極的にご連絡下さい。電話でも、メモ程度でも結構です。「消防秋田」と明記して下さい。

秋田へお越しの節のお泊りに ぜひご利用を

▶一般のお客様

1人室（洗面所、トイレ付）￥ 2,300

2人室（バス、トイレ付） ￥ 4,600

▶会員の方

1人室（洗面所、トイレ付）￥ 2,000

2人室（バス、トイレ付） ￥ 3,500

ホテル あきた

秋田市中通4丁目3の23

（秋田消防会館内） 電話32局4111